

令和 2 年第 3 回定例会

河津町議会会議録

令和 2 年 9 月 2 日 開会

令和 2 年 9 月 14 日 閉会

河津町議会

令和二年第三回〔九月〕定例会

河津町議会会議録

令和二年第三回〔九月〕定例会

河津町議会会議録

令和 2 年河津町議会第 3 回定例会会議録目次

第 1 号 (9月2日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	6
○一般質問	13
渡 邊 昌 昭 君	13
宮 崎 啓 次 君	30
塩 田 正 治 君	49
渡 邊 弘 君	66
○散会の宣告	85
○署名議員	87

第 2 号 (9月3日)

○議事日程	89
○出席議員	89
○欠席議員	90
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者	90
○事務局職員出席者	90
○開議の宣告	91

○議事日程の報告	91
○一般質問	91
遠藤嘉規君	92
桑原猛君	107
大川良樹君	115
○報告第2号の上程、説明、質疑	131
○報告第3号の上程、説明、質疑	134
○承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
○承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	166
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	168
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	172
○散会の宣告	174
○署名議員	177

第 3 号 (9月7日)

○議事日程	179
○出席議員	179
○欠席議員	179
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	179
○事務局職員出席者	180
○開議の宣告	181
○議事日程の報告	181
○議案第39号～議案第46号の上程、説明、質疑、委員会付託	181

○散会の宣告	203
○署名議員	205
第 4 号 (9月14日)	
○議事日程	207
○出席議員	208
○欠席議員	208
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	208
○事務局職員出席者	208
○開議の宣告	209
○議事日程の報告	209
○議案第39号～議案第46号の委員長報告、質疑、討論、採決	209
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	214
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	216
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	219
○議員派遣の件	221
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	221
○日程の追加	222
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	222
○日程の追加	224
○議長辞職について	224
○日程の追加	226
○選挙第1号	226
○日程の追加	229
○選挙第2号	229
○日程の追加	233
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	234
○日程の追加	235
○常任委員の選任について	236
○議会運営委員の選任について	237

○議会広報編集特別委員会委員の選任について……………	238
○選挙第3号……………	239
○選挙第4号……………	240
○選挙第5号……………	241
○閉会の宣告……………	242
○署名議員……………	243
○議案等審議結果一覧……………	245

第 1 日

9 月 2 日（水曜日）

令和2年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和2年9月2日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の行政報告
日程第 5 一般質問

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 5番 | 上村和正君 | 6番 | 塩田正治君 |
| 7番 | 仲里司君 | 8番 | 土屋貴君 |
| 9番 | 渡邊弘君 | 10番 | 稲葉静君 |
| 11番 | 宮崎啓次君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- | | | | |
|-----------------|-------|----------------|-------|
| 町長 | 岸重宏君 | 副町長 | 土屋晴弥君 |
| 教育長 | 鈴木基君 | 総務課長 | 後藤幹樹君 |
| 企画調整課長 | 木村吉弘君 | 町民生活課長 | 土屋典子君 |
| 健康福祉課長 | 稲葉吉一君 | 産業振興課長 | 村串信二君 |
| 建設課長 | 山本博雄君 | 水道温泉課長 | 中村邦彦君 |
| 教育委員会
事務局 局長 | 川尻一仁君 | 会計管理者
兼会計室長 | 渡辺音哉君 |

事務局職員出席者

事務局長 飯田吉光 書記 大川知寛

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（土屋 貴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） これより令和2年河津町議会第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 貴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長より指名します。

1番、大川良樹君、2番、桑原猛君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（土屋 貴君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、8月28日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日から9月15日までの14日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

明日3日は、一般質問3名、報告案件、専決案件、条例案件、指定管理者の指定、補正予算の審議をお願いしたいと思います。

4日から6日を休会とし、7日に令和元年度決算8議案の提案理由の説明と、それに対する総括質問並びに決算審査特別委員会への付託をお願いしたいと思います。

7日午後から14日午前までを休会とし、その間に決算審査特別委員会による決算審査をお願いし、14日午後1時から本会議を再開し、決算審査特別委員会委員長の決算報告についての審議、議員発議による条例改正等をお願いしたいと思います。

なお、15日はあらかじめ念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月15日までの14日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席していることをご報告いたします。

◎諸般の報告

○議長（土屋 貴君） 日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に配付しました資料をご覧ください。

第3回定例会が開催されるに当たり、令和2年第2回定例会以降の諸般の報告を行います。

1、議会議長会の事業について。

7月22日、賀茂郡町議会議長会議が河津町で開催され、出席しました。

議題につきましては、

議員研修会について。

郡議長会県外視察研修について。

議会運営上の諸問題について。

等々協議されました。

2、町議会活動について。

町議会議員活動。

7月10日、議員月例会を開催し、議員全員が出席をしました。

県の職員から3次元点群データの活用についての研修及び町議会としての新型コロナウイルス感染症対策等について検討を行いました。

8月11日、河津町子ども議会が開催され、議員とともに傍聴いたしました。

8月26日、議員説明会が開催され、議員全員が出席をしました。

同じく同日、議会全員協議会を開催し、第3回定例会の議案について町からの説明を受けました。

例月出納検査結果報告について申し上げます。

6月26日、令和2年5月分の出納検査報告書を受領しました。

8月6日、令和2年6月分の出納検査報告書を受領しました。

8月28日、令和2年7月分の出納検査報告書を受領しました。

監査の報告をいたします。

8月12日、随時監査（財務事務監査）及び行政監査（建設事業に係る項目等）の監査結果の報告を受領いたしました。

議会運営委員会。

8月28日、議会運営委員会を開催し、令和2年第3回町議会定例会の日程等を協議しました。

議会広報編集委員会について申し上げます。

6月24日、7月2日、7月8日、議会広報編集委員会を開催し、第2回町議会定例会の広報紙面作成・発行作業を行いました。

8月28日、議会広報編集委員会を開催し、第3回町議会定例会の内容について広報紙作成打合せを行いました。

常任委員会活動について申し上げます。

6月23日、第1常任委員会を開催し、月例会の議題について検討いたしました。

6月24日、河津町社会教育委員会が開催され、第2常任委員長が出席をしました。

7月9日、河津町自衛隊協力会理事会が開催され、第1常任委員会正副委員長が出席しました。

7月28日、河津町青少年問題協議会が開催され、第2常任委員長が出席をいたしました。

8月27日、河津町表彰審査委員会が開催され、第1常任委員長が出席をいたしました。

8月31日、河津町総合開発審議会が開催され、第1、第2常任委員長が出席をいたしました。

3、一部事務組合について申し上げます。

6月19日、東河環境センター議会臨時会が開催されました。

8月24日、下田メディカルセンター議会の定例会が開催されました。

8月25日、伊豆斎場組合議会の定例会が開催されました。

同日、下田地区消防組合議会定例会が開催され、それぞれ組合議員が出席をいたしました。

4、議長に要請があった諸会合等について申し上げます。

7月16日、令和2年度富士山静岡空港利用促進協議会総会議事が書面決議に付され、表決いたしました。

8月31日、河津町交通安全対策委員会が開催され、出席をいたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（土屋 貴君） 日程第4、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 本定例会が開催されるに当たり、6月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、国が緊急事態宣言を発出したことにより、都市部を中心に感染が限定的となっていました。緊急事態宣言解除後には、県内でもクラスターが発生し、感染者が急増しています。県では、感染症対策の目安となる「ふじのくに基準」に基づく6段階の警戒レベルを、7月28日からレベル4に引き上げ、警戒を要する対応としています。

これを受け、町では新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、対策を推進するとともに、町民の皆様におかれましては、国が提言しています「新しい生活様式」を積極的に

行っていただき、引き続き感染しない・させない行動をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国からの第1次配分において6,217万5,000円の内示を受け、休業要請協力金等の支給事業を実施しました。6月に臨時交付金の第2次配分として2億1,997万円の内示を受け、1次、2次を合わせて2億8,214万5,000円の限度額でコロナ対策事業を行うこととなっております。

第2次配分の事業内容としては、新型コロナウイルス感染症対策として、「家賃支援を含む事業継続や雇用維持対策」、「新しい生活様式を踏まえた地域経済活性化対策」等、町の実情に応じた事業に充てることとされています。

町としては、観光誘客事業として、宿泊客に特産品を送付、スマホ等の位置情報を活用した町内の観光施設等を巡るデジタルスタンプラリー、美しい伊豆創造センターによる伊豆半島の広域連携誘客対策事業への負担、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業として、感染症対策機器購入のための負担、公的医療・福祉法人への支援金給付、新しい生活様式を確保するための事業として、庁舎内電算及び会議室の環境整備、GIGAスクール構想の実施、小中学校の教育環境整備などを実施し、町民の安全・安心と経済活性化対策を実施するための補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

次に、これまで行った新型コロナウイルス感染症対策事業について申し上げます。

特別定額給付金は、5月18日から8月17日までの3か月間、申込み受付を行い、9月7日の最終振込をもって3,328世帯、7億820万円の給付を行い、終了します。給付率は、給付額で99.9%となります。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う休業要請協力金支給事業については、宿泊業、飲食業及び観光施設を運営する事業者に対し町が休業要請を行い、協力金を支給しました。

第1期は4月29日から5月6日の間で146事業者に一律20万円を、第2期は5月9日から5月17日までの間で145事業者に一律10万円を支給しました。

新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金補助事業は、感染症拡大の影響を受けて業績が悪化している町内小規模商工業者に対し、商工会が事業主体となり支援金を支給しました。令和2年3月から5月までの任意の一月間の売上げが、前年同月と比べ15%以上かつ10万円以上減少している事業者が対象となり、250事業者に対し一律10万円を支給しました。

河津町経済対策事業は、悪化している町内経済に対し町内消費循環の活性化を目指し、河津町商工会が事業主体となり行いました。20%のプレミアムと抽せん券のついたコロナに負けるな！河津町プレミアム商品券を5,500万円、15%のプレミアムのついた河津町商工会プ

レミアム工事券を3,319万円販売しました。事業費はそれぞれ6,600万円と3,816万8,500円となります。

夏の観光施設の対応について申し上げます。

7月28日にふじのくに警戒レベルがレベル4に引き上げられたことに伴って行われた河津町新型コロナウイルス感染症対策本部会議において協議し、観光施設運営管理ガイドラインに沿って町内12の観光施設を7月29日から閉鎖しました。その後、施設ごとに適切な感染防止策を講じたことで順次再開しました。

海水浴場についても、町夏季対策連絡協議会において、河津浜海水浴場を未開設、今井浜海水浴場を8月1日から8月23日まで開設予定でしたが、ふじのくに警戒レベルが4に引き上げられたことに伴い、海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドラインに沿って今井浜海水浴場も開設しないこととしました。一方、今井浜海岸については、住民や観光客が遊泳する可能性があるため、水難事故防止のための監視員の設置、トイレや海岸の清掃等の海岸管理を行い、河津浜海岸についてもパトロールを実施しました。

新型コロナウイルス感染症抗原検査機器導入事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症罹患の判定は、県が行うPCR検査が主体となっており、判定までに1日から2日の時間が必要です。抗原検査機器を導入することにより、判定までの時間が大幅に短縮され、迅速に次のステップに移行することができます。賀茂地区に抗原検査機器を導入する費用のうち、県の補助対象外となる整備費について、賀茂地区内市町で応分の負担をすることとし、専決処分にて予算を確保したところであります。今後とも賀茂地区の医療体制維持確保について関係市町と協力の下、尽力してまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

敬老事業について申し上げます。

毎年各地区にお願いし、特色ある事業により先達の方々をお祝いいただいておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策により高齢者の3密環境を避けるため、敬老事業の自粛を各地区に要請することといたしました。そのため、町から65歳以上の方全員に敬老祝いのメッセージとともに、地方創生臨時交付金を活用し、町内の経済対策を考えた記念品を送付する予定です。本定例会に関係経費補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした事業について申し上げます。

毎年恒例となっています町民体育大会、青少年の主張大会、教育講演会、河津フラワート

ライアスロン大会は中止することにしました。

また、例年9月1日に実施しております総合防災訓練も中止といたしましたので、防災ガイドブックを参考に、家具の転倒防止や非常持ち出し品の確認等、家庭内でできる訓練をしていただくよう、回覧等で周知をさせていただきました。

令和元年度決算について申し上げます。

令和元年度一般会計決算は、歳入総額38億7,491万8,604円、前年度比0.4%の減、歳出総額は37億7,048万1,524円、前年度比1.8%の増、歳入歳出差引額は1億443万7,080円となりました。

歳入の状況は、前年度と比較して、町税は、固定資産税が新規の太陽光発電施設の償却資産の増と、風力発電施設の償却資産課税標準の特例期間が終了したことにより、対前年度比4.8%増の10億3,016万1,242円となりました。また、国庫支出金は、二酸化炭素排出抑制対策事業に係るものなどにより、対前年度比16.5%の増となりました。町債は、町道改良事業や消防防災施設事業の大規模事業の終了により、対前年度比39.6%減となり、歳入総額では前年度に比べ1,461万9,005円の減収となりました。一方、歳出は、平成29年度発生 of 災害復旧事業費や町道改良事業の減もありましたが、公的病院運営補助金、小中学校及び幼稚園空調設備設置事業、台風15号及び19号災害復旧費等により、総額は前年度に比べ6,550万899円の増額となりました。

詳細につきましては、令和元年度決算について本定例会に提出しておりますので、ご審議願います。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により公表されることになっている健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも黒字決算により非該当、実質公債費比率は5.9%、将来負担比率は43.2%で、危険信号である早期健全化基準の25%、350%をそれぞれ大きく下回りました。また、公営企業の健全化判断比率である資金不足比率も、黒字により非該当となりました。

これらの健全化判断比率から見ても、当町は健全な財政運営を維持していると判断できるところですが、今後はさらなる財源確保が難しくなる中、最少の投資で最大の効果を上げることを念頭に、活力あるまちづくりを推進したいと考えております。

南海トラフ地震臨時情報に関する防災対策について申し上げます。

南海トラフ地震臨時情報の津波災害警戒区域に指定されている見高浜地区、笹原地区、谷津地区において、今年1月に地震対策の勉強会を開催した後、新型コロナウイルスの影響によ

り2回目となる最終回の開催ができない状況でしたが、7月22日に開催いたしました。各地区の役員を中心に40名ほど参加いただき、臨時情報が発表された際に、正しく情報を理解し対応できるよう、防災対策について確認をしていただきました。

町コミュニティセンター耐震対策事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、耐震評定検討部会が休止されたことなどにより、工事スケジュールに遅延が生じ、当初予定していました10月着工が困難となりました。今後については、10月入札、11月工事着工を目指して進めていく予定です。本定例会に遅延に伴う関連補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

子ども議会について申し上げます。

今年で3年目となる河津町子ども議会を8月11日に開催し、町内3小学校の5、6年生の9人の子ども議員が一般質問に登壇しました。学校の新型コロナ対策、河津川の防災対策などの課題提起、河津桜の植栽や小学校統合後の校舎活用の提案などがあり、町政に未来の河津町を担う子供たちの意見を反映させる機会として、大変有意義なものでした。

町税収納状況について申し上げます。

令和元年度の町税収納状況につきましては、現年度分10億1,586万9,000円、徴収率98.7%で前年度比0.2ポイントの増、滞納繰越分1,429万3,000円、徴収率30.4%で0.2ポイントの減となり、町税全体の徴収率は0.6ポイントの増となりました。

静岡地方税滞納整理機構による令和元年度の徴収実績につきましては、町が移管した10件、821万8,000円に対し605万5,000円の徴収実績がありました。令和2年度は10件、913万7,000円を同機構に移管しております。

賀茂地方税債権整理回収協議会による今年度7月末までの滞納整理の状況は、預貯金、生命保険、給与等の財産調査595件、預貯金、生命保険の財産差押え22件を実施しております。

特定健診及び各種がん検診事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため見合わせていた特定健診及び各種がん検診ですが、感染症予防策を行って8月上旬に大腸がん検診を実施しました。この後、9月中旬に特定健診、10月に総合健診及び後期高齢者健診、12月に胃、肺がん検診、2月に乳がん検診を完全予約制にて実施する予定です。検診日数の減少や1日の受診者数の制限により受診機会が減少することから、今年度に限り、加入保険に関係なく人間ドック受診者について1万円の助成を行います。国民健康保険加入者は現助成制度と合わせて最大2万円の助成となります。今後、町民の皆さんに周知しますので、ご活用いただきたく思います。本定例会に関係

補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

道路施設災害復旧事業について申し上げます。

7月4日の大雨による町道見高2号線路肩崩壊及び7月18日の大雨による町道縄地線路肩崩壊については、公共土木施設災害復旧事業として実施するための準備を進めておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

小学校統合関係について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症防止により延期していました町民を対象とした小学校統合説明会は、6月18日、19日、22日の3日間開催しました。1月から行ってきた説明会は計16回となり、延べ380名の方々への説明をさせていただきました。参加いただいた方々からのご意見を踏まえ、統合準備委員会の答申に沿って3小学校の統合を進めてまいります。

統合準備委員会は、8月3日と24日の2回会議を行い、具体的な協議に入っています。今後は、統合に向けた具体的な諮問事項の後発的諮問事項について統合準備委員会へ協議をお願いし、同時に新校舎の配置等を検討する組織による検討、統合後の跡地利用についても検討を行います。

G I G Aスクール構想の実現について申し上げます。

G I G Aスクール構想とは、令和元年度に文部科学省が打ち出した義務教育を受ける児童・生徒に1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを整備する構想です。これにより、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現することを目指しています。具体的には、児童・生徒への端末整備、学校ネットワーク環境整備、G I G Aスクールサポーターの配置、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備等が上げられます。このG I G Aスクール構想の実現に向け、地方創生臨時交付金を活用した児童・生徒1人1台端末の整備等の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

社会教育事業について申し上げます。

第21回静岡県市町対抗駅伝競走大会は、12月5日、静岡県庁前から草薙陸上競技場までの12区間42.195キロメートルで開催を予定しています。河津町では、7月20日に候補選手説明会を行い、30名の候補選手が新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、8月1日から毎週土曜に河津中学校グラウンドで練習を行っておりますので、町民の皆様の応援をお願いいたします。

入札結果について申し上げます。

6月24日に実施した防災・安全交付金町道鍛冶屋沢線舗装補修工事は、丸三工業株式会社が落札し、792万円で契約しました。

7月13日に実施した業務用ノートパソコン購入は、株式会社下田オー・エーシステムが落札し、299万8,930円で契約しました。

7月14日に実施した令和2年度地籍調査業務委託（大鍋Ⅱ）は、株式会社フジヤマ沼津営業所が落札し、1,243万円で契約しました。

7月28日に実施した河津町立学校施設等長寿命化計画策定業務委託及び（仮称）河津町子育て支援施設建設実施設計業務委託は、2件とも玉野総合コンサルタント株式会社沼津事務所が落札し、それぞれ336万6,000円、1,523万5,000円で契約、道路メンテナンス事業長寿命化修繕計画・橋梁点検業務委託は、静岡コンサルタント株式会社が落札し、957万円で契約、浜地区道路施設改修工事は、有限会社加畑組が落札し、1,157万2,000円で契約、大堰浄水場自家発電機設備等更新工事は、荏原実業株式会社静岡支社が落札し、7,370万円で契約しました。

東河地区見高農道拡幅に伴う水道管布設替工事は、株式会社ハマダ設備と588万5,000円で随意契約を締結しました。

8月20日に実施した防災・安全交付金町道鍛冶屋沢線舗装補修工事その2は、丸三工業株式会社が落札し、913万円で契約、笹原地区道路施設改修工事は、株式会社大塩組が落札し、803万円で契約、長野地区水道管布設替工事は、有限会社寺林工務店が落札し、759万円で契約、河津町立学校給食センター自家発電機設置工事は、東海建設株式会社が落札し、1,611万5,000円で契約、地籍調査業務委託（浜Ⅲ）は、有限会社渡辺測量事務所が落札し、143万円で契約しました。

報告は以上のとおりです。

私は、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、子供からお年寄りまで安心して生き生きと暮らしていける環境づくりをしながら、私の掲げる施策を着実に実現することを目指してまいりますので、今後とも議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（土屋 貴君） これで町長の行政報告を終わります。

10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（土屋 貴君） 日程第5、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、質問について、全般にわたって質問するか答弁を求めるかは質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は、答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

3番、渡邊昌昭君、11番、宮崎啓次君、6番、塩田正治君、9番、渡邊弘君、4番、遠藤嘉規君、2番、桑原猛君、1番、大川良樹君の順に行います。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（土屋 貴君） それでは、3番、渡邊昌昭君の一般質問を許します。

渡邊議員。

〔3番 渡邊昌昭君登壇〕

○3番（渡邊昌昭君） 改めまして、おはようございます。

3番、渡邊昌昭です。

令和2年第3回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、土屋議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問します。よろしくをお願いします。

なお、私の質問は次の3点です。

1件目は、感染症対策と災害避難対策の両立についてです。2件目は、町による情報伝達

についてです。3件目は、有害鳥獣の被害対策についてです。以上の3点について質問します。町長、副町長、担当課長の答弁を求めます。

依然として新型コロナウイルスによる脅威は続いているところです。報道では、現在の流行は感染の第2波と言われ、今後第3波が予想されるところです。そんな中、台風シーズンを迎えます。7月の豪雨では、町内全域に警戒レベル3、避難準備・高齢者避難開始の発令もありました。地球環境の変化により、昨年の台風15号、19号のような大型の台風の直撃も予想されるところです。

質問します。避難場所の再検討についてです。

新型コロナウイルスの感染により、本年度当初にアルコール消毒液を各避難所に配付しました。さらには、非接触型体温計の配付など、いろいろ考慮されているところですが、この感染症を避けるためには密集、密閉、密接の3密を避ける必要があります。今までのように避難者が1か所に集中し避難することで、災害からの避難はできても、感染の被害は広がることは容易に考えられます。今後は密集を避けるために、避難所に避難をするのをためらう被災者も増えるのではないのでしょうか。

各避難所での予想する収容人数は、間隔を広げるために、これまでの収容人数と比べ大きく減らざるを得ないと思われれます。あつてはならないことですが、災害は大規模になれば避難者も多くなります。この多くの避難者を収容する施設や場所について、どのように町は考えているのでしょうか。これまでの防災計画での収容人数を収容するためには、新たな避難施設はどのくらいの規模が必要かを検討しているのでしょうか。

静岡県危機管理部危機情報課から新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドラインが各避難所に配付されましたが、避難所の運営情報についてのガイドラインであり、まだまだ理解されていないのが現状ではないのでしょうか。感染症予防のためには密集を避けるためのガイドラインも設けられていますが、それに従えば、今までの計画では避難者を受け入れができなくなるかと思われれます。新たな収容場所を計画しているのでしょうか。それによると、どのくらいの収容可能人員を想定しているのですか。昨年の台風19号の避難者を収容できますか、お答えをよろしくお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の避難場所の再検討ということについてお答えしたいと思います。

現状の新型コロナウイルスの感染症対策を考慮した避難所運営については、大変大きな課

題となっております。今後、当然検討が必要になってくると思います。

先ほど議員がおっしゃったように、県からも避難所の運営のガイドラインが出されておりますが、河津町の場合は、一時避難場所が各地区の公民館などの集会施設と町の保健福祉センターでございます。

しかし、地区によっては場所が狭く、ガイドラインに沿った、議員がおっしゃった3密、密閉、密集、密接の対策が困難な状況もありますので、そんな中でも地区の施設や周辺の状況によって各地区で工夫などをしてもらい、対応をお願いしているところでございます。基本的にはガイドラインに沿っての対応となりますが、各自主防団体には配付をして検討をお願いしているところでございます。

具体的な対策につきましては、また検討状況につきましては、担当課長より答弁させます。
以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 現在、渡邊議員のほうから6つの質問をいただいたと思います。

その質問につきまして答弁させていただきます。

避難所の収容関係のご質問でございます。

指定避難所の1人当たりの占有面積というものは、基準として設定されております。1人につきまして3.3平方メートルということになっているところでございます。静岡県の新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン、先ほど議員がおっしゃられたガイドラインでございます、これにつきましては、1人につき約3平方メートルというようなことが基準として載せられております。個人または家族ごとに2メートル程度の間隔を保つということも目安として必要だというようなことで、レイアウトが考えられているところでございます。これまでの避難所の対応と新型コロナウイルスの感染症の対応についても、ほぼこういうことから変わらない状況である、面積的には変わらないという状況であります。

しかしながら、先ほど町長申しましたように、各自主防における避難所だけではやはり収容し切れないというようなことが当然考えられるわけでございます。そのような場合には、学校等の広域避難所への避難というようなことが計画の中で考えられているところでございます。

次に、指定避難所につきましては、町内では39か所指定をしているところでございます。合計で7,016人を収容できるというようなことになっております。本町の現在の人口につきましては7,060人ということでございますので、数値の上ではほぼカバーしているというよ

うに数字上ではなっているということでございます。

そういったようなことから、新たに避難者を収容する施設というものの整備については、現在のところ考えていないというところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い避難行動としてでございます。

指定避難所に避難するというだけでなく、先ほど申し上げました町が用意する避難所というだけでなく、ほかの避難行動も考えてほしいというようなことになっております。

静岡県が作成しました新型コロナウイルス感染症を踏まえました避難所運営ガイドラインでは、避難行動判定のフローが示されております。6月には、町民の皆様はこの避難行動の判定フローをお示しするために回覧もさせていただいているところでございますが、また町のホームページにおきましても掲載をしておりますので、ぜひともご覧をいただきたいと思っております。ふだんから災害時の対応を考えていただくということで、ぜひともふだんの中で見ていただきたいと思っております。

この避難フロー図では、自宅が安全であると確認できれば、そのまま自宅にとどまっただけ、2階等への垂直避難を行うこと、また、安全な親戚や知人宅に避難することを日頃から相談しておきまして避難をする縁故避難というようなことも推奨をしているところがございます。

このように、町が用意している避難所のみではなくて、より安全な避難となるよう、幅広く避難していくことを推奨させていただいているところがございます。

また、あと、避難所内の過度な密集を避けるためにも、町で配布をさせていただきました防災ガイドマップの確認をしていただきまして、日頃から自宅の耐震化や家具の固定など、町の補助事業もご活用いただくとともに、ぜひ水や食料の最低3日分、できれば7日分の備蓄を家庭内での対策としてふだんから実施していただくようお願いしたいというところがございます。

現在、最終的には多くの皆様が学校施設に広域避難するということを当然考えているところから、新型コロナウイルス感染症対策のために学校の特別教室の利用がうまくすみ分けができないかということで、調整を現在しているところがございます。

先ほど来より申し上げます、この新型コロナウイルス感染症を踏まえました避難所運営ガイドラインの関係ですが、7月31日に開催をいたしました第3回の行政連絡委員会におきまして、各自主防災会長様のほうに配付をさせていただきました。本来ですと、昨日に

なりますが、9月1日に行います総合防災訓練で職員を各自主防災会に派遣支援をするということで、そのガイドラインの内容の説明等も行いたいなということで計画をしていたところでございますけれども、3密回避ということで、今回は中止になってしまいました。

各自主防災会でコロナ対策における避難所運営を各地区の状況に合ったやり方で確認していただくようお願いはしているところでございますが、なかなか指摘がありましたように、このガイドラインの内容を理解していただくためには、さらに周知方法、知っていただく、また理解をしていただくという意味で、さらに検討を進めていきたいという考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 先ほども言ったように、密集を避けるため、これによって避難すべき人間がなくなる、このようなことがあってはなりません。ぜひともガイドライン、この辺をいろんな方法で機会があれば皆さんに広報して、うまく避難していただけるように広報のほう、よろしくをお願いします。

そして、避難者が増加し、多くの住民が避難をすれば、避難施設も多く必要となり、いろんな場所を、学校の特別教室など検討しているということでしたが、必要とする支援物資、これの備蓄も多くならざるを得ません。毛布、水、トイレ、燃料といった最低限の備蓄が必要ですが、現在でも決して十分とは言えません。

先ほど、各家庭で3日分、これの備蓄をということでしたが、また感染症予防のために資機材も必要となってきます。避難施設によって、立地条件や地域の状況により必要なものが変わってくるのではないのでしょうか。特に、感染症対策に向けた資機材は、まだまだ余裕があるとは言えません。

各避難所には当日を過ごす必要最低限を備蓄し、役場内、ここに集中管理するとか、町内の数か所の拠点に必要資材を集中保管し、必要な場所に必要な物資を搬送するなどの方法を検討していますか。

また、現在、役場に保管されている災害避難物資、果たしてどのくらいの人数で何日分くらいあるのでしょうか、お答え願います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの渡邊議員の特に避難先の物資の関係についてお答えしたいと思えます。

今回のコロナ対策についても新たな資機材等のものが必要となっていておきまして、一部は議員がおっしゃるような配付しているものもございまして、中にはまだ入手困難で資機材が手に入らないものもございまして、今後確保できた時点で引渡し等を行いたいと思っております。

具体的な対応の検討状況については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 具体的な対応の検討状況ということでございます。

町及び各避難所におきましては、必要な物資の調達整備を新型コロナウイルス感染症対策と併せ随時行っているところでございます。しかしながら、町が用意する備蓄品等には限りがありますので、健康管理上、また新型コロナウイルス感染症対策としてマスク3枚の持参など、その他必要と思われるものにつきましては、避難者各自でぜひともご用意を、準備をしていただきたいということをお願いしているところでございます。

現在町で保有しております非常食料は、役場及び公営避難所となります学校等に2万9,492食を準備しているところでございます。ご質問のありました何日分かということでございますが、避難者数によって変動しますので、何日分ということについては申し上げられません。この非常食以外に、非常炊き出し等によることも、その後開始されるということも考えられ、総合的には、食料調達等については総合的に行うということで対応していきたいという考えであります。

また、備蓄品等の集中管理についてでございます。この集中管理については特段行っていないという状況でございます。

また、地元の企業などと災害協定の締結等によりまして、災害時での優先的な物資等の供給、そういうようなものも、調達ですね、そういうことも優先的に行えるということで、そういうような部分も含めた中での備蓄というような考え方をしていきたいと思っております。

また、今後、災害救援物資等の搬出入が一元的にできるような施設整備が必要かということにつきましては、今後検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 災害協定などを利用し、町の業者ともつながっていくということであれば、安心できる部分も多くあると思っております。また、今後、給食センターで非常食を、非常

の場合の炊き出し等もできるということが計画されているようですので、その辺もうまく活用していただければいいのかなと思います。2万9,492食、これだけあれば、しばらくは食べていけるのかなとは考えます。幹線が止まってしまえば、河津町孤立してしまいますので、このぐらいあってもいいのかなと考えますけれども、この辺の備蓄のローテーションをよろしくお願いします。

昨年の災害は、大雨警報、河川の増水といった災害警報により避難所に避難し、台風や大雨の通過を待ち、警報が解除されてから帰宅するという、最悪の状態には至っておりませんが、大きな地震や土砂崩れなどで自宅が被害を受け、避難所での生活を強いられる災害が発生することが予想されます。避難所での生活はストレスが多く、それにより体調を崩す方も多くいると聞いています。

段ボールなどで壁をつくり、プライバシーを確保する資材があると言いますが、これパーティションと言うんですか、そのような資機材は現在町には備蓄されているのでしょうか。あるならば、どのくらいの数量が確保されているのですか。また、ないのであれば、今後備蓄する予定がありますか、お答え願います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の長期の避難の場合の対応ということでございます。

その前に、先ほど質問と関連するんですけども、町の考え方として、当然備蓄は必要なんですけれども、やはり町内事業者との協定について進める方向も考えております。最初はガソリン等の確保も始まりまして、最近では太陽建機さんといいますが、レンタル屋さんとの協定、最近はコメリさんとも協定を結ぶことができましたので、備蓄だけではなくて、そういう協定を結ぶことも併せて進めていくことによって、町内にある業者をうまく使っていくことも考えて対応していきたいなと思っております。

それから、今質問の事前避難の関係については、当然避難者の方が事前に持ってきてもらうということが原則になります。そういうことで、今回のコロナ対策の場合には、既にお知らせしてありますけれども、マスクだとか、そういう例えば医療の関係といいますが、そんなことも自分自身持ってきてもらうということが原則となりますが、そんなことも必要かなと思っております。

準備については、先ほどから答弁してございますが、現に発注してあるものもございまして、担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 準備品の関係でございます。

さきに申しあげました非常用食料のほかに、簡易トイレ、あと段ボール素材のマット100枚など、幅広く資機材を備蓄しております。また、自主防のほうには、毛布を配付させていただいているところでございます。

また、先ほど町長も申しあげましたが、秋頃には屋根付きのパーティション24張り、これ各自主防に1つずつというような意味合いでございますが、それと町が備蓄する分につきましては、12張りを確保するという予定であります。各自主防に1張りということでございますけれども、各自主防につきましてはスペースの問題と、あと運用等のこともありますので、現在のところ、まず1張りというようなことで考えているところでございます。種々多くの備蓄をしておりますが、主立ったものとしてはこのような内容だということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 今後、各避難施設にパーティション1張りずつということですが、とりあえずそろえてくれるということですので、期待しております。皆さんが安心して避難ができればいいのかな、このように思います。

昨年の台風の被害を受けた際、温泉会館の開放、非常によかったと思っております。今後も町有施設の積極的な活用により、災害時の町民の生活の支えとなっていただきたいと考えます。

それでは、2件目の質問です。

町による情報の伝達についてです。

新規の事業の説明会や各種行政の報告会等多くの会合、各種情報の連絡事項の伝達がまだまだ浸透していないのが現実ではないでしょうか。関心があっても、開催日時を知らなかったなどの声を聞きます。町による情報の伝達について質問します。

まず、町の広報かわづです。

町からの情報連絡手段には「広報かわづ」が有効であると考えます。町の世帯は約3,300を超えていますが、その発行部数はどのくらいあるのですか。回覧板として各家庭に配布されているもののほかには、どのような方法で町民に配布されていますか。また、世帯数と配布数によると、どのくらいの配布率であるのですか。

そして、町によるホームページによる情報連絡です。

町のホームページにより新しい情報が発信されています。どのくらいの頻度で更新されていますか。重要なお知らせとして、これまでに町長からのメッセージとして緊急メッセージが発信されています。このホームページはどのくらい町民に認知され、アクセスをされているのですか。それについての問合せ、どのような関連で来ているのでしょうか、お答え願います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの渡邊議員の質問、2つあったと思います。「広報かわづ」の件と、ホームページの関係だと思えます。

情報は、やっぱり知らせるといのは、私の施策の中で大変重要な部分でございまして、まちづくりを進めていく上には、情報をいかに町民に知らせるかということが大事だと思います。

「広報かわづ」とホームページだけではなくて、いろんな手段があるかと思いますが、今、「広報かわづ」についても、ホームページについても、一生懸命町のほうとしては知らせる努力をしているつもりでございます。

そういうことで、内容については、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） 「広報かわづ」についてとホームページのことでございます。

「広報かわづ」の配布及び配布率等について回答いたします。

まず河津町の世帯数であります。8月1日現在におきまして、住民基本台帳に登録されている世帯数は3,342世帯でございます。これには外国人登録も含まれております。

次に、広報紙の発行部数ですが、こちらのほうは3,300部を発行しております。

次、町民への配布方法ですが、議員のお話のとおり、行政区での回覧のほか、郵送、それから役場、図書館への配置、それから8月から町内の4つのコンビニエンスストアにご協力をいただきまして、店舗内への配架を行っていただいております。また、ホームページからパソコンやスマホなどネットにつながったモバイル機器での閲覧もできるようになっております。

次に、配布率ですが、住民への配布は回覧、先ほど申しましたように、これは各行政区からの要望によりまして取りまとめた数字ですが、2,653世帯、郵送によるものが37世帯、合わせて2,690世帯ということになっております。先ほど申しました8月1日現在の登録世帯数3,342世帯で単純に割りますと、80.5%の方々に回覧等で配布されているということにな

ります。残りの分については、行政区等に入っておられない方ということになりますので、役場、図書館、それから8月から実施しておりますコンビニ、そちらのほうでの受け取りをお願いしたい、このように考えております。

次に、ホームページのほうでございます。

ホームページのアクセス数、まず更新についての頻度ということでございますが、こちらのほうは当然重要事項があったことに関しまして、その都度更新をさせていただいております。ですので、定期的にとということではなくて、特に4月、5月のコロナ関係の情報提供もありましたものですから、決まった時点で夕方までには更新というような形でやっております。

それから、アクセス数でございますが、今年の4月からになります。4月が1万8,009件、対前年比251%、5月が1万4,392件、対前年比192%、6月が9,023件、対前年比131%、7月が1万6,623件、対前年比155%、8月が8,548件、対前年比135%、4月から8月計で6万595件、対前年比175%のアクセスがございました。

こちらは、4月、5月はやはり新型コロナウイルス感染症拡大のために緊急事態宣言が出たことや、特別定額給付金など様々なコロナ対策が実施されたことにより、その情報を収集する方法としてホームページが使われたのではないかと、それによってアクセス数が伸びたというふうに推測をしているところです。

また、昨年度ホームページのほうのリニューアルを行いました。これによりまして、当然パソコン等での見やすさも向上したと。またスマホなどモバイル機器での見やすさも加わったことも一つの要因だと考えております。

続きまして、ホームページに対する問合せですが、行事やお知らせ、募集記事等については、それぞれの担当課の連絡先を記載してございます。そのため、直接問合せが担当課のほうに来ているところがございます。こっちはほうで把握できた分でございますが、こちらのほうもホームページを見たからということの確認は取れていない部分もありますけれども、戸籍関係のほうで4件、新型コロナウイルス感染症による支援制度関係が60件、うちのほうのホームページの担当課であります企画調整課のほうについては、二、三件ということで、問合せを受けているということでございます。

それから、認知度について若干あったと思いますが、これについては、ホームページについては特にデータといいますか持っておりませんので、ちょっとその辺は不明ということでご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 「広報かわづ」、大体80%強の配布率、そしてホームページが昨年対比175%ということで、非常に数字的には伸びているのかな、これからはまたさらにモバイル機器を使ってホームページ見る方も多くなると思いますので、今後も重要な事案が多くなるときには、その都度、適宜適時に更新をしていただいて、情報に漏れがないようにしていただきたいと思います。

続きまして、携帯電話の防災メール、これについての情報伝達です。

携帯電話の防災メールによって情報が送られてきます。大雨の情報、避難情報、道路の不通、電車の不通、食中毒の注意喚起などが送られています。携帯電話がこれだけ普及した現在、町民の多くの方に受信登録をしていただきたいと思いますと考えますが、現在どのくらいの登録件数があるのですか。また、登録者数を増やすためにはどのような方法を取っているのでしょうか。

そして、同報無線があります。緊急時には同報無線活用されています。どのようなときに同報無線が使えるのですか。同報無線の使用基準、具体的な使用内容及び実績はどのように活用されているのですか、お答え願いたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今、2件ほどございました防災メールの活用状況、あるいは同報無線の状況ということでございます。これは、後ほど担当課長より答弁させます。

それから、先ほどホームページの更新のことで若干お話がありましたけれども、私個人にしてみますと、「町長の部屋」というのがホームページにありますけれども、それについては毎月定例記者会見の中で、また挨拶しているものについては毎月更新をしております。ですから、定例記者会見で私が述べたことについては、ホームページで同じものが載るということで、毎月私については、「町長の部屋」というコーナーでございますけれども、私の考え方とか町の施策については、毎月確実に更新をしております。そういうことで、なるべく町民に情報を早く正確に届けたいなど、そんな思いがありますので、これからも努めていきたいと思っております。

それでは、関連について担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 先ほどご質問のありました防災メールの登録件数でございます。

昨日9月1日現在で1,856件の登録がされているところでございます。

情報伝達による収集では、防災ラジオや町ホームページを活用していただくとともに、情報入手した方は、家族間で情報共有というものにぜひとも努めていただくことが大変重要なことではないかというふうに考えておりますので、ぜひとも情報共有につきましては、よろしくお願ひしたいと思ひます。

防災メールの登録につきましては、お配りしております河津町防災ガイドブックの中にページとして登録の仕方についてもご案内をさせていただいております。また、町のホームページ、あと広報紙等でも、あと回覧等におきましても、登録方法について定期的にご案内しているところでございます。

また、町の総務課の防災担当のほうに来ていただければ、そこで登録のお手伝ひをさせていただくということも行っておりますので、中には既に来られている方もいらっしゃいます。そういうようなことで、ぜひともお訪ねをいただければと思ひます。

また、今後多くの人が集まるイベント等に職員が赴きまして、登録相談窓口となりまして登録普及をしていこうということも考えているところでございますので、そのときには、また皆様方もぜひともご関心を持ってご参加いただけたらというふうに考えているところでございます。

次に、同報無線の活用のご関係でございます。

この防災行政無線につきましては、放送基準が一応定められております。防災行政無線は、電波法の規定に基づきまして、防災行政事務に関する事項についての許可を受けております。警報や土砂災害警戒情報等、緊急度の高い気象に関する情報や、町民にいち早く伝えたい通行止め等の交通情報の発信、主に緊急度の高い災害情報等の発信手段として使用、活用しているというところでございます。

実績等については特段整理されておられません。というようなことで、目的に合った使い方の中で適宜使っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 防災メールについては1,856件、なかなか数的には伸びていかないのかなというのが実感ですが、防災訓練などで「こういうの知っている」と言うと、「え、知らないよ」と言う方が結構いらっしゃいます。そんなときに指導してやれば、私も入りたいという方、多くいらっしゃいますので、何か講習会とかあったときで、役場の職員がいると

きには、それらちょっと聞いてやってもらえれば、多くの方増やしていけるのかな、このように考えますのでよろしくお願いします。

また、SNSを利用した広報も有効か、このように考えます。観光協会、バガテル公園などがフェイスブックを使ったりして多くの方に拡散され、情報の伝達がなされています。町からの重要な情報がデマかどうか、うわさとか、そういうので送られるのは非常にまずいことですので、判断しにくい場合も考えられますので、それらは慎重に使っていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

そして、最後に、この情報伝達の最後をお願いしたいんですけども、今回の新型コロナウイルスに関して町長からのメッセージは、新聞折り込みを利用することもありました。

当町では、農協の有線放送、農協のテレビのことですが、多くの家庭に引かれ、町民の身近な情報の一部であると言えます。2,000世帯近くの1,955世帯が農協のテレビを視聴しています。町の情報を映像で伝え、身近な知人や親族が映っていることで、視聴している方も多くいらっしゃいます。字幕によるお知らせや開催日時の連絡など、町の情報を発信しています。小学校の統合説明会の様子を放送し、その番組を見て統合についての理解をした町民もいると聞いています。今後はさらなる活用を検討してみたいかでしょうか。現在利用されている内容があれば、お答え願いたいと思います。

今、この会場で議会の生中継をしています。役場内の災害対策室から農協下河津支店のテレビの機械に光ケーブルがつながり、それを利用し生中継し、さらに録画して再放送をしているそうです。緊急の連絡事項が発生したときに、農協の有線担当者で連絡を取ることができれば、役場内から直接町長、副町長、担当課長が画像でお知らせすることもできるそうですし、その内容を録画し、再放送することもできるそうです。町長が直接メッセージを送ることもできますし、担当課長が内容を解説すれば、町民の理解も深まるのではないのでしょうか。カメラの用意と職員の研修さえあれば、農協の職員の派遣を待たず中継することができます。今後検討する予定はありませんか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのJAの有線放送の活用ということで、ご質問いただきました。お答えしたいと思います。

今現在、議会の中継等も行っていただいておりますけれども、本当に農協さんには町の行事等含めて、議会の生中継あるいはその後の放送についても各種行事など積極的に放送していただきまして、大変感謝をしているところでございます。そういう意味では、農協さんの

有線テレビは、公共的な役割も大分持っているのかなど、そういう思いもありますので、今後いろいろできることは協議をして決めていきたいと思っております。

先日、コロナウイルスの関係の中で、自粛期間中に、農協さんのテレビを通して小さい子供たち、幼児などの対策として、子供向けに子育てネットの皆さんの協力で、自宅で読み聞かせが体験できるように収録をお願いをして、映像を定期的に流していただいております。これについては、子供たちが自宅にいるときに、自粛中ですがけれども、そういうことで少しでも読み聞かせを1回聞いてもらったり、地元の題材のものも多かったものですから、そういうものを子育てネットの協力で農協さんのスタジオまで行って収録していただいて、それを流してもらおうと、それでもう一つ進めてユーチューブでも見れるような形ということにさせていただきました。

そういう意味では今回のコロナ対策の一つの試みだったわけですがございますけれども、大変ご好評を得ておりますので、そんなことも含めて今後農協さんとは、できることできないことがあるかと思っております、協議を進めていく中で進めるべきことは、情報伝達ということも含めまして協議したいと思っております。

担当課長より答弁をさせます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） 私のほうからは、農協有線テレビのほうの加入の状況等をちょっとお話させていただきたいと思っております。

先ほど議員のほうから、視聴者1,955世帯というふうなお話がありましたけれども、私どものほうのデータからいきますと、平成31年3月末で加入者件数は1,989件というふうに伺っております。単純に住民票台帳登録世帯数で割りますと、加入率は59.5%というような形になりまして、ほぼ6割の世帯が加入しているということ、視聴しているという形になります。河津町におけます重要な情報提供ツールであるというふうに認識をしているところでございます。

農協有線テレビさんには、放送内容を町の行政情報として「ズームアップかわづ」、それから「町の話題」、そういった形で情報を提供させていただいております。ちょっと古いですが、平成30年度のデータでございますが、年間105件放送がされているというふうに伺っております。

先ほど町長からもお話がありましたように、子育てネットなどの読み聞かせの放送なんかも協力をしていただいたんですが、新型コロナウイルス感染対策については、町長の第1回

目の緊急メッセージというところで、農協の有線テレビさんの協力を得まして、4月10日から12日まで3日間にわたり放送をしていただいたような経緯もございます。今後も農協有線テレビさんに対しては、協力をいただきながら情報提供を積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 子育てネットの読み聞かせ、これなど非常にいいのかな、使えるところはこれからもどんどん農協さんをお願いして活用していければ、身近なテレビ、身近な番組として皆さん、見る方が多くなるのではないのでしょうか。農協テレビも訃報を見るばかりではなく、その間に、その前後に町からのお知らせ、これを直接知っている方が顔を出して放送することで、もっと親しみのある放送ができるかと思っておりますので、これらご検討をよろしく申し上げます。

3問目に、有害鳥獣の被害対策についてお聞きします。

狩猟登録者の高齢化が進み、特に銃による狩猟者が減少しているところでは、わな猟による有害駆除が多くなっていますが、まだまだ個体数は減少していないと思われまます。狩猟免許の取得補助金の制度はできましたが、まだまだ受験者多くないのではないのでしょうか。どのくらいの補助制度の利用があったのか、お聞きしたいと思います。

そして、狩猟免許を取得したからといって、狩猟することはできません。毎年県知事の許可を得て狩猟者登録をし、さらに町長の許可を得て有害駆除の許可を受けます。本年度町内で有害駆除登録をされている方はどのくらいいるのでしょうか。

本年は、狩猟免許の試験の機会が2回計画されていましたが、新型コロナウイルスの影響により1回のみとなってしまいました。さらなる広報や周知を図り、多くの狩猟者の確保に努めてもらいたいと思います。本年の狩猟の実績はどのようになっているのですか、お答え願います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの有害鳥獣に関わる狩猟登録者とか実績等のお尋ねだと思います。

私が思うに、やっぱり鳥獣の被害が依然続いているなということは承知をしております。その中でも河津町は、賀茂地区の全体を見ても、多くの駆除数がございます、補助制度などの活用も働いている面もあるのかなと、そういうふうに考えております。

お尋ねの登録者の関係、あるいは実績等については、関係課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） 私のほうから、狩猟免許取得の件と狩猟の実績についてお答えさせていただきます。

まず、本年度登録されている方、これは有害鳥獣捕獲許可人数ですが、98人となっております。内訳は、わなが36人、銃が26人、両方が36人となっております。許可人数については、ここ数年100人前後で横ばいとなっておりますが、昨年と比較すると、6人増えているような状況です。

次に、狩猟免許試験の広報についてですが、例年8月と2月に行われていた狩猟免許試験については、8月が中止となったため、今後行われる予定の2月の試験に向けて、回覧等で周知したいと考えております。

また、わな免許取得には町の補助制度を利用できますが、去年は1人しか利用しておりませんでした。そのようなこともありますので、併せて周知し、狩猟免許を取得する方が増えていけばと考えております。補助金の利用実績ですが、去年が1人、その前の平成30年が2人、平成29年が6人、平成28年が4人となっております。

次に、捕獲実績ですが、8月1日現在で猿が8頭、イノシシ163頭、鹿が352頭で、前年の同時期と比較して猿が3頭増、イノシシが33頭増、鹿については3頭減となっておりますが、県が行っている鹿の管理捕獲がありますので、その数はちょっと把握しておりませんが、その管理捕獲の数を入れると、鹿の捕獲数が増えると思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 本年も多く大型の有害鳥獣が捕獲されているということですが、ぜひとも広報を徹底していただいて、補助金、補助制度を利用していただいて、狩猟免許の保持者、これを多く確保していただきたいと思っております。

本年は、5月頃新型コロナウイルスの影響で外出を控え、家庭菜園により夏野菜の苗をホームセンター売店で購入し、育てた方も多くいらっしゃるよう見えました。しかし、梅雨が長く続いたことにより、管理が難しく、収穫は多くありません。そんなわずかに残った野菜を中小の有害動物によって被害を受けた方も多くいらっしゃいます。せっかくの農業に親しむ機会が減り、ますます農地が荒れてしまいます。

昨年の第4回定例会での私の中小の有害動物の被害対策についての質問に対し、今後被害

の状況などを把握した上で考えてみたい、このような回答を得ましたが、再度お尋ねします。
中小の有害動物の駆除に対してどのように考えていらっしゃるのでしょうか、お答え願います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の中小の有害動物に対する被害の防止対策についてお答えします。

これ、前回は質問いただきましたけれども、一般的にはリスですとかハクビシンなどを言うのかと思いますけれども、現状では小動物の対策の補助制度については考えておりませんが、箱穴の貸出し等も行っておりますので、ぜひご利用いただきまして、被害防止になればと考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） わなによる鳥獣の捕獲、これについてはイノシシ、鹿については、くくりわなや大型の箱穴、これが必要になってきますし、ハクビシン、リスについては小型、中型の箱穴がまた必要になってくると思います。そのような中型の箱穴、これなども積極的に広報していただいて、貸出し、これをしていただければ捕ってくれる方も多くなるのかな、このように思います。大型のイノシシ、鹿については、結構な何と言うのかな、ワイヤーメッシュなどでよけることはできますけれども、小型の動物について、有害獣については、非常に小さいところから入り込んできて捕獲が難しい、このようなことも考えられます。

その辺も含めて、ますます農地が荒れてしまうことを考えると、それらもぜひとも駆除していただけるように、町としても協力をよろしく願いまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 宮 崎 啓 次 君

○議長（土屋 貴君） それでは、11番、宮崎議員の一般質問を許します。

宮崎議員。

〔11番 宮崎啓次君登壇〕

○11番（宮崎啓次君） 11番、宮崎でございます。

議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告の項目に沿ってお伺いいたします。一問一答方式でお願いします。

さて、私の今回の質問は、1問目に、定住人口減少に対する対策や、厳しい状況になっている町内の経済について。2問目、統合小学校について。それから、3問目に、全国的に大雨による水害が増えてきておりますが、その防災対策について伺います。町長、副町長並びに教育長、担当課長の答弁を求めます。

まず、1問目としまして、人口減少に対する対策でございますけれども、伊豆南部地域においては共通の課題でございます。少子化、高齢化が進んでおります。そこで、人口減少を食い止めるため、平成二十四、五年頃から当町では移住対策を行ってきており、その間、移住体験施設あるいは空き家バンクなど、移住者受入れのための施策を進めてきていますけれども、1点目としまして、これまでの移住受入れ対策の実績、現況、新たな施策について伺います。

同じく、2点目としまして、新型コロナウイルスの感染が広まる中、首都圏をはじめとする各企業の中に、テレワークによるオフィスの地方分散を考えている企業が急増しております。既に大手企業では、在宅勤務をされているのがほとんどでございます。東京では、58万7,000社余りの会社がひしめく中、中小の企業あるいは従業員の小規模な企業があり、地方分散に向かう企業誘致について、町長のお考えを伺います。

6月定例会において、桑原議員、大川議員が、テレワークによる同様な質問をされておりますけれども、2点目は、この地方分散に向かう企業の誘致について、町としてどのような動きをされているのか、していくのか、その辺を伺います。

次に、人口減少とともに、行政の独自の施策による町内の経済循環についてですが、昨年秋から昨年度後半は、特に飲食店、事業所、商店など、経済活動が低迷している声が多く聞

されました。私も、昨年12月定例会におきまして、その辺の経済対策についてもお伺いしております。プレミアム商品券の件なんかもお伺いしておりますけれども、そのようなことで大変な中、また3月頃からコロナウイルスの追い打ちがありまして、特に宿泊施設を含め、大変な厳しい状況でありました。

このような状況下、経済災害の中、国からの緊急経済対策には非常にタイムラグがあります。時間がかかるため、地域行政の即効性のある対策が求められております。そのため、私も相談を受けましたが、商工会、関連団体の皆さんから町への陳情があり、プレミアム商品券、プレミアム工事券などの事業が行われました。3点目としまして、その実施状況や波及効果について、また、町長の今後の経済への取組について伺います。

以上、1点目が、これまでの移住受入れ施策の実績、現況、新たな施策。2点目、地方分散に向かう企業の誘致について、町としてどのような動きをされているのか、していくのか。3点目として、プレミアム商品券、工事券の実施状況や波及効果について。そして、また、町長の今後の経済の取組について伺います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、宮崎議員の質問にお答えしたいと思います。

人口減少対策と町内経済ということで、大きく3つの質問があるかと思えます。

1つ目の移住者の方に対する新たな施策ということでございます。

今回の新型コロナウイルスの感染症拡大対策として、企業などでは自宅で仕事をするテレワークが注目をされまして、大変話題となっております。これからの働き方として、都会ではなく、自然豊かな田舎で暮らしながら、仕事は、今回注目されたようなテレワークで行うことがこれからも移住を進める大事なポイントであるかと思っております。

また、伊豆のような自然豊かなところでバケーションを兼ねながら、住みながら、仕事はテレワークで行うことができれば、一般的に言われているワーケーションの一つの仕事スタイルであると、そういうことも考えておりますし、今後の移住などの推進の考え方としてお勧めできるのではないかと、そういうように思っております。

今回のコロナウイルスの感染拡大を受けまして、これからの働き方として、都会ではなく、自然豊かな田舎で暮らしながら、週末などはバケーションも楽しめて、また仕事は今回注目されたようなテレワークで行うスタイルが、今後さらに進むであろうと考えております。

また、国のほうでも、環境省では、緊急経済対策の一つとして、国立公園等の自然の魅力を生かした誘客ワーケーションの推進などによりまして、多方面からの地域の再活性化を強

力に支援するための予算6億円が議決をされております。国も、造語でありますワーケーションという言葉を使いまして、自然と仕事を結びつけた過ごし方の提案をしております。

これからの働き方として、自分が職場に移動するのではなくて、情報機器を使って仕事ができることになれば、河津で暮らすことも当然可能かと思えます。

また、電車通勤もなければウイルス感染のリスクも軽減されまして、命を守れる、健康によいとなれば、一つの移住の方法として、これを機会に、生かした推進をすべきであると思っております。

具体的にどうするかということでございますが、まだまだ取組遅れておりますが、移住相談や町のホームページなどを活用して、今回の出来事を例にとりまして、また、向き合せていくべきだろうと思っております。

また、今、担当課を通して、移住を勧めるための新たな独自の補助制度なども検討して考えておりますので、また後ほど担当課長より答弁させます。

次には、2つ目のテレワークの関係で、一応、首都圏から地方に企業誘致をしたらどうかという質問だと思いますので、その点についてお答えしたいと思います。

先ほどお答えしたように、テレワークの必要性は当然感じますし、移住や企業誘致を推進する中で、大きく幅が広がったと思っております。特に、これまでいろいろ議論がありました東京をはじめとした大都市の一極集中化についても、今回の新型コロナウイルスの感染拡大問題を捉えたときに、改めて地方への分散化が企業にとって重要な要素であることが、私は実証されたような気がします。すぐにはいかないかもかもしれませんが、これからは地方への分散化が大いに検討されるものと思っております。

伊豆半島の地理的な条件を考えたときに、大企業の誘致については難しいかもしれませんが、議員お尋ねの小規模事業者などの誘致について、可能性があるのではないかと思います。今は起業をする若い経営者も増えていると聞きますし、大きな建物などの工場を建てなくても、アイデアや発想によるソフト事業で会社が大きく発展することも考えられます。

また、首都圏に近いという条件もありますので、東京へ出かけることも簡単にできまして、自然豊かな場所で仕事ができ、また都会と違い、感染症などリスクを解除できるなど、条件的にはそろっているのではないかと思います。そして、若い経営者が家族で移住することによりまして、町の活性化や経済対策にもつながると思っておりますので、今後も推進をしていきたいと思っております。

状況等については、また担当課長より答弁させます。

3つ目の町の経済対策の関係でございます。

今回、コロナ対策の関係で、町の経済状況は大変厳しい状況にあると私は思っております。大きな流れとしては、国の施策によるところが大きいわけですが、町民の皆様の声や金融機関などのお話を聞いた中では、これからさらに厳しくなるだろうと想像されます。

特に、町の基幹産業であります観光業についても、国のキャンペーンが行われておりますが、客足はまだまだ戻っていない状況でありまして、秋からの状況が好転しなければ、今後さらに厳しい状況が生まれる可能性がございます。

これまで、私は、町内の経済を少しでも動かすために、4月に町内の商工会あるいは観光事業者の直接陳情を受けまして、切実な声を聞きました。その中で特に言われたのが、早急に対応してほしいということでございます。そういう中でプレミアム商品券の発行ですとか、工事券の発行についてもいち早く対応して、少しでも国などから交付される給付金を町内で消費すべく、対応を取ってまいりました。現状では、まだまだ積極的な外に向けての誘客宣伝ができない状況であります。これからは、町内外を対象とした経済対策を行うことも考えたいと思っております。そして今回、9月補正予算に上げさせていただきました地方創生臨時交付金を使って、総合的に今後の経済活性化対策を行っていきたいと思っております。

また、先日、桜まつりの実行委員会が開催されましたけれども、この秋頃まで各種イベントが中止をされておりますが、第31回河津桜まつりについては、開催の方向で対応をしっかりとした中であるべきであると思っております。

そういう中で、プレミアム商品券の発行ですとか工事券などの発行などを行いましたけれども、状況ですとか効果については、担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、宮崎議員のまず1点目の移住定住についてのご質問の実績等について申し上げます。

河津町への移住定住を促進するために、NPO法人伊豆の田舎暮らし夢支援センターと連携しまして、空き家バンク情報などの充実を行ってきております。平成27年に、先ほどお話がありましたように、賀茂地域ふれあい事業推進協議会の事業を活用して、空き家を借り上げまして、お試し移住施設なごみの里を整備しました。翌年度からは、賀茂地域ふれあい事業推進協議会によります1泊2日の移住体験ツアーなどを実施してきておりまして、東京で開催されます静岡県主催の移住相談会に参加し、首都圏の移住を検討されている方に、河津

町の魅力や情報提供を行い、移住のPRを行ってきております。

平成30年度からは、賀茂地域ふれあい事業推進協議会において伊豆半島移住相談会や、移住希望者に対するランチ交流会、現地案内、イベント広報のインターネット配信などを、県と関連市町と連携して実施しているところでございます。東京での県主催の移住相談会も引き続き参加して、移住相談等を行っているところでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大もあって、移住相談会等のイベントが中止となっております。その中で8月下旬には、リモートでの相談会を実施しました。3件ほどの相談がありまして、受けたところでございます。

なごみの里かわづ、平成27年度に整備しました移住体験施設の利用者数ですが、令和元年度で15組、43の方が利用されております。平成27年度以降については、累計で343の方が利用されております。

また、河津町への移住者でございますが、県で公表されているデータでございますが、令和元年度で3人、平成27年度以降で23の方が移住をされていると公表されているところでございます。現在の空き家バンクの登録件数は41件、そのうち、成約件数が32件ということになっております。

新たな施策としましても、町長のほうからも答弁がありましたが、来年度へ向けて、移住定住者への支援事業として、空き家活用支援補助制度の事業化を検討しているところでございます。内容につきましては、空き家バンクの登録物件の取得または賃借する利用者、これは移住者ですね、その方に対して改修費用や取得費、家賃の一部を補助することを考えて検討しているところでございます。

続きまして、テレワークなどの関係で、企業誘致につきましてでございます。

新型コロナウイルスの影響で、職場には出社せずに自宅等で働く、いわゆるテレワークが急速に広まっているのは周知の事実でございます。テレワークの流れは、コロナ対策の一環で加速をしております、今後も広がり続けていくものと思います。企業等への国の支援も、厚生労働省からテレワークのための通信機器などの導入費の補助として2分の1、上限は100万円になりますが、そういった事業がありまして、小中規模の企業でも活用ができるというふう聞いております。

テレワークの導入は、国が進めております働き方改革にも大きな影響を与えるものでございまして、昨年11月に実施されましたテレワークに関するアンケート調査によりますと、テレワークをきっかけに引っ越しを実施、検討または希望している人の割合というのは、ア

ンケート調査の中で53%に上っているというふうに聞いております。

片や、本年4月から5月にかけて実施されましたテレワークを実施している企業等に対するアンケート調査によりますと、約83%の社員が不満を感じていると。そういう結果が出ているようで、その理由のトップが、自宅でテレワークをすることによりまして、運動不足になっているということだそうです。こうしたことから、地方への移住定住とテレワークは、相互に重要な鍵となるというふうに思っております。

町では、空き家バンクの登録の中からテレワークができる環境整備や、サテライトオフィスとして利用可能な物件の調査等も今、行っております。今後、事業化に向けて、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

また、企業誘致等の首都圏の情報としまして、静岡県の東京事務所にもご協力をいただいて、担当職員と連絡を取りながら、情報収集やアドバイスをいただいています。今後の企業誘致として、サテライトオフィスやワーケーションなど、移住定住に結びつけていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） それでは、私のほうからプレミアム商品券、工事券についてお答えさせていただきます。

まず、プレミアム商品券ですが、事業実施主体は商工会で、河津町新型コロナウイルス経済対策事業「コロナに負けるな！河津町プレミアム商品券」として、販売総額5,500万円に20%のプレミアムがつき、発行総額6,600万円が6月28日から販売し、7月20日に完売しました。購入世帯数は736世帯です。共通券16枚、専用券8枚の500円券が24枚1セットとなっており、1世帯当たりの購入限度額は10万円です。専用券は、サービス店会、飲食店組合、旅館組合の加盟店、73店舗で使用でき、共通券は、スーパー、ドラッグストアなど大型店や、専用券を含む全ての取扱店199店舗で使用できます。なお、商品券の有効期限は、年末までとなっております。

この事業に係る商工会への町からの補助金としては1,341万7,000円で、財源は地方創生臨時交付金を充てることにしております。

次に、プレミアム工事券ですが、事業実施主体は、こちらも商工会で、河津町受注機会拡大対策事業、河津町商工会プレミアム工事券として、7月15日から16日に予約受付を行い、119世帯、販売総額3,319万円に15%のプレミアムがつき、発行総額3,816万8,500円となつ

おります。1世帯当たりの購入限度額は50万円です。こちらの券につきましては、7月25日から年明けの1月24日までに工事を完了するものとなっております。

この事業への町からの補助金は542万円で、こちらにも交付金を充てることにしております。

これらの事業の波及効果については、商品券による町内消費循環や工事券による受注機会の拡大、消費拡大が図られるということが期待されております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 今、答弁いただきましたけれども、特に企業誘致の関係なんですけれども、既に近隣の市町の中では具体的に企業2社と動いているところがあります。1つは大手の事務機器メーカーで、これがやはり伊豆急線が首都圏と直結しているということがメリットだそうです。

もう1社は、大手の不動産会社M社ですけれども、ここももう既に、ここは伊豆急さんとの絡みで動いているんじゃないかなと思うんですけれども、それによって、東京からの直通電車で東京と行き来するときに、中でW i - F i等で仕事ができるような形を今後考えていこうというような、その辺の形も出ているようです。もう既に、こういうふうにならぬ近隣では動き始めていますので、河津も遅れを取らないように、ぜひともお願いしたいと思います。

企画調整課のほうも、聞くところによると、サテライトオフィスの対象になるようなところがあるかどうかということで、8月に県庁に視察したり、NPOとやってくれているようですので、その辺もまた、ほかの物件等も探しながら、進めていただけたらと思います。

数年前、エイチソリューションズという大手の会社が、IT企業ですけれども、河津にメンタルヘルスの施設をつくりたいと。双葉幼稚園の跡地を視察されました。新規事業部の本部長以下4名ぐらいで来て、そのとき言われていた言葉が、正面に見えるあの学校の建物はまだ使っていますかということだったんですよ。そのときに、光ケーブルも引かれていますかという中で、光も整備されていますということを言ったら、将来的に統合の計画もあるという話を当時しました。そのときに、それなら条件がいいと。見高のあの場所は、すごく条件が整っているというような回答でした。

そういうところも含めて、この後の、統合小学校の問題もありますけれども、学校跡地の利用方法なんかでもそういった形が取れる。企業側さんが言うのには、各教室にただパソコンの機械だけ持ってくるだけなんだと。そうすれば、各1教室ごとに会社が入ることもできるし、関連企業を入れることもできるということを言っていましたので、そういうところも

参考にして、今後、皆さんでアンテナを張って、各議員、同僚議員一緒に、そういった関連企業、知っているところから、また、そこのついでで探していくというか、非常に今はチャンスだと思うんですね。もう既に動かないと間に合わないと思うんで、そういったところで考えていただけたらと思います。それは、町長のお考えもまた伺いますけれども。

あと、商品券の関係なんですけれども、やはり商品券というのは、飲食店等かなり効果があると思うんですよ。今、本当に飲食店さん、皆さん困っています。皆さん、自宅で食事されて、なかなか外に出ないということで。前にも同僚議員が6月の議会ですか、町長に質問しておりましたけれども、第2弾のプレミアム商品券といいますか、そういったところもどうしても必要になってくるんじゃないかと思しますので、その辺のお考えと。

特にプレミアム商品券ですと、非課税世帯の方々、こういう方がなかなか購入が厳しい場合がありますので、同時にそういうときには施策として、非課税世帯に2万円ぐらいのさくらちゃん商品券でも結構ですので、配付すると。1世帯当たり2万円ぐらい、これは例えばの例なんですけれども、そのようなことも考えていただいて、非課税世帯の方たちにもメリットがあるような形を考えていただけたらと思いますので、そのようなこともお願いしたいと思します。

あるいは、これ商工会から要望があったらいいんですけれども、ペイペイの導入、特典付のペイペイですか、その辺も要望があったようなんですけれども、その辺も前向きに、町に検討していただけないかと、2割のプレミアムつけたペイペイでもいいですし。もう既に各地域でやっているんですよ。河津がなかなか今回予算つけなかったら、南伊豆が、じゃ、やろうかという話が出ているようですので、とにかく早く手を打ってあげないと、町内の事業所あるいは商店さんは大変みたいですから、本当に苦労しています。飲食店の方々も音を上げている声が聞こえてきますので。

そのような形でやれば、テークアウト、一生懸命町内の飲食店さんやりましたけれども、テークアウト、どんどん効果が出てくると思いますので、そのようなことでお願いしたいと思しますし、その辺のお答えを頂戴したいと思します。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大きく3点ほどあったと思します。

まずは、企業誘致の関係でございます。

先ほど、ちょっとお話をさせてもらいましたし、町もそういうことで、新たな補助制度等も検討していきたいと思っております。

それから、私は、サテライトオフィスだけではなくて、やはりアイデアによって十分、河津の中でサテライトオフィスでなくて、普通の住家においても、内容によっては、十分仕事になることもありますし、移住にもつながると思いますので、その辺も併せて、特に先ほど言ったように、若い人を中心として、そういうソフト事業といいますか、そういう中で起業してくれる方がいれば、それも併せて推進をしていきたいなど。それと併せてサテライトオフィスのものも考えていきたいなど思っております。

それから、先ほど何社か情報があるということもございますので、またこれについても皆さんに協力いただいて、情報いただけたらありがたいなど思っております。

それから、2つ目の商品券の関係でございます。

これについては、先ほども申しましたけれども、河津町は、いち早く商品券の事業を行いました。それは、先ほど申したように、やはり切実な声を聞いたのが一つのきっかけでございます。特に、河津町が取り組んだ時期は、ちょうど国から1人10万円の交付金があったということで、そのお金が約7億円強、河津町に落ちるということで、そのお金をぜひ町内の経済活動に使ってほしいという思いもあったものですから、早く取り組むことによって、そのお金が生かされるんじゃないのかなと、そういうことも思いました。

それで、私も工事券と商品券の販売の受付の場面に立ち会わせていただきましたけれども、本当に町民の方が朝早くから並んでいただいて、皆さん、期待を持って買っていただけたのかなと思います。そういうことで、大変ありがたかったかな、少し役に立ったのかなと、そんな思いもしました。

特に、プレミアム商品券につきましては、河津町20%という率が、今やっているほかの市町のと比べると、大変低かったわけでございますけれども、それでも当時、ちょっと正確な数字は持っておりませんが、7万円ぐらいを平均して買ってくれているのかなと思いますので、そういう面では大変大きいお金をそこで使っていただいたのかな、そんな気がしますので、ある面では大変効果があったのかなと思っておりますし、工事券についても当初、1,500万円の事業としていたわけですが、3,300万円と倍以上の工事に膨らんだということで、それも15%のプレミアムですが、大いに使っていただけたのかなと思いますので、まだまだ今後、いろんな経済状況が心配でございますけれども、またその状況を見ながらいろんなことを、また経済対策を考えていきたいなど思っております。

特に、今回の9月補正では、敬老会が中止になったということで、65歳以上の方に記念品的な物を贈ろうということで、さくらちゃん商品券を贈らせていただきますけれども、それ

についても町内でぜひ使っていただきたいということで、これ全員の方に渡るので、そういうことで大きな効果があるのかなということで、そういう形で約1,000万近いお金が町内に落ちると思いますので、そんな形でそういう意識をしながら、対策を練らせていただきました。

また、今後、いろんな状況が出てくると思いますので、地方創生臨時交付金の部分もありますけれども、今後、状況によって対応したいと思っております。

それから、商工会事業の関係でございますけれども、ペイペイのキャッシュレス化のこともありますが、今回はさくらちゃん商品券のことがあったものですから、そちらを優先をして使わせていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 今、その商品券の関係、ぜひともそういうお考えで進めていただけたらと思います。

あと、小さい一戸建ての古民家でも、やはりサテライトオフィスの機能はあるということ、これ当然のことでありまして、やはりそういう若い世代を河津に取り込むということが一番大事だと思いますので、特に、NPOのほうには問合せが非常に多いんですね。最近、申込が多くて、逆に下田のNPOから紹介されて、空き家を、この物件がいいという人がいるよというような形で、河津もかなり人気なようですので。あとは、要は空き家を、いかに物件を増やすかということで、その辺を皆さんで知恵を絞りながら、掘り出しをしていただけたらと思います。

もう1点、サテライトオフィスの件なんですが、大手企業は、今の段階は首都圏の周辺にもう既にサテライトの事務所を造っています。それぞれの社員が、近くのオフィスに行って、週に2日か3日、そこで仕事をすると。残りは在宅でやるというような形、これが第2段階になると、それぞれやはり状況を見て、地方へ分散が始まると思いますので、早く手を打つことが大事だと思います。

それでは、2問目に移ります。

統合小学校について伺います。

この3小学校の統合につきましては、平成30年の3月ですか、河津町学校教育環境整備委員会に諮問されて、検討の結果、12月に答申が出ておりまして、その後、令和元年7月、また、教育委員会から町立小学校統合準備委員会に諮問されまして、5回ほど協議されて、12

月に答申がなされていると。本当に、委員の皆さんには、慎重に協議いただいたなという感想を持っております。

住民説明会等を行ってきた中で、優先的諮問事項や後発的諮問事項を踏まえて、現在の進行状況、あるいは今後のタイムスケジュールを1点目として伺います。

2点目として、今回、行政報告にはありましたけれども、ICT教育について伺います。

現に、河津町では、各小中学校において、限られた台数ですけれども、タブレットを活用した教育が行われております。

このたびの新型コロナウイルスの影響によりまして、子供たちが在宅を余儀なくされ、全国的に見ると、財政の許される設備の整った一部の学校では、もうリモート教育が行われていたと。このような形の中で、今回の新型コロナウイルスの感染拡大の影響によります学校の休校措置で、国は国庫補助金に地方創生臨時交付金をもって教育のICT化を前倒しで進められることになりました。町にとって大変ありがたいことであります。

今回の補正予算に、GIGAスクール構想として1人1台タブレット導入や、ネット環境のない家庭への補助制度等が計上されておりますけれども、同僚議員からも今回質問が出ておりますので、私はそのうちの質問の中で2点目としまして、これらを活用した教育やその他施策と、今後の予定を伺っておきます。

3点目としまして、新校舎の建設計画の考え方を伺いたいと思います。

6月21日の伊豆新聞の1面の記事なんですけれども、この中に1面記事で、それまでの説明会の経緯のニュアンス的なことから、父兄の中には令和5年に新校舎ができるように理解しておられる方が多いんですよ。

そこで、このような誤解がないように、現時点の情報の確認や町長の考え方について伺いたいと思います。これ、町の説明会の後に出したんでしょうけれども、これを見ますと、新たな統合小学校を2023年度に河津中周辺に開設する、形態は小中一貫校、新校舎完成まで、当面、南小校舎を活用すると、後半はそう書いてあるんですけれども、やはり読む人は頭だけ見ますので、河津中周辺に新たな校舎を建設して、23年度中に開設すると、そこだけもう先行しちゃっているんですよ。ですから誤解がないように、正しい情報を出してほしい、このように考えまして、私、今回質問するわけですけれども。

1点目としまして、統合小学校について、現在の進行状況ですか、今後のタイムスケジュールですね。ICTを活用した教育、その他施設等、今後の予定。3点目として、新校舎建設について、今のような正しい情報ということで、3点伺っておきます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それで、統合小学校について、3つほどお尋ねでございます。

1つ目は、進行状況と今後のタイムスケジュールの関係でございます。

先ほど議員がおっしゃったように、小学校の統合については、平成30年より検討を始めまして、昨年12月に先に決める事項につきまして、主に小中一貫校といった形態や場所、あるいは時期などについて協議が重ねられまして、その諮問結果が教育長に答申をされております。今後のスケジュール等については、後ほど教育長より答弁させます。

それから、2つ目のICT教育の関係でございます。

これは、さっきの議員説明会でもお話しをしましたがけれども、文科省のGIGAスクールの構想の関係で、本来は3か年ぐらいで予定を文科省としても考えていたようではございますけれども、それが今回のコロナウイルスの関係でリモート教育が大事だということで、途中から地方創生臨時交付金を使って、その補助残といいますか、残りの分を対応してもいいということになったものですから、町としてはできるだけ早い時期に、子供の教育はやはり遅らせないということが大事だと思いましたので、今回、地方創生臨時交付金を使って、GIGAスクール構想に沿った1人1台の配付ということで。当然、今まで1クラス分ぐらいはそれぞれ学校にあったタブレットがあるものですから、それ以外を除いた一応403台ぐらいを予定しておりますけれども、そんなことで進めたいと思っております。

特に、この件については、この地方創生臨時交付金によって、そんなことで進めていきたいなと思っております。また内容、計画については、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

それから、3つ目の新統合新校舎の建設計画のことでございますけれども、令和5年にできるというように思われている方が多いということで、これについては前から申し込んでいるように、令和5年に取りあえず統合をして、仮設校舎として南小を使うということで周知してきたつもりでございますが、それについては再度、もう一度、周知を図りたいなと思っております。

それから、新校舎の建設の関係でございますけれども、今後、用地などの関係もございませぬ。また、できるだけ早く建ててほしいという町民の皆様の声も聞きますので、最大限の努力で、一日でも早い新校舎の建設を目指したいと思っております。

また、前々から述べておりますが、統合小学校に望む私なりの考えではございますが、単なる人数が減るから統合するのではなくて、一つの要因には間違いありませんけれども、河

津の未来を託す世代に、新たな河津町の小学校を造っていくという、そんな大きな視点で取り組むことが大事ではないのかなと思っております。新たな目標づくりですとか、学校づくりをこれから進めていきたいなと思っております。特に、私は地域に根差したそんな学校を造りたいなと思っておりますので、そんなことも委員会の皆さんにもお話しをして、ぜひそんな形の学校ができればいいなと思っております。

そして、造る過程においても、ぜひ町民の方々の意見を取り入れるような、例えばの例ですけれども、校名なりを決めるときにも町民の意見を投票か何かで決めるとか、声を聞きながら、いろんなことに参加をしてもらっていく中で進めることがとても大事だと思いますし、それが地域に根差すということだと思いますので、そんなことも含めて、これから委員会の方たちをお願いをして、地域とつながりのある、そういう小学校を造りたいと思っております。

なお、状況については、教育委員会事務局長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 宮崎議員の小学校の統合の進捗状況と、今後の予定についてお答えをしたいと思います。

3小学校を1校に再編成し、新しい小学校を造るということは、多くの課題が山積をしております。令和元年の5月に学校統合準備委員会に優先的事項として、統合の時期、それから統合の場所、それから学校の形態ということで、骨格について諮問をしました。そして、令和元年の12月24日に次のように答申をいただきました。

1番目に、3つの小学校は、令和4年度で閉校して、令和5年の4月、3小学校を統合した新しい小学校を開校したほうがいいんじゃないかというふうな時期のことを答申いただきました。

2つ目は、統合小学校は、河津中学校の近くに新たに建設するのが望ましい。しかし、新しい校舎の建設には時間が必要である。したがって、新校舎ができるまでは、現南小学校の校舎を活用されたいという答申をいただいています。

3つ目には、将来的に生まれる中学校と小学校が近くにあるという利点を生かして、小中一貫教育を実施するように進めていただきたいというふうな答申をいただきました。

これらについては、本年の1月から6月にかけて、保護者の皆さん、町民の皆さんに説明会を実施したところです。皆さんには、おおむね答申について理解をいただいたものと考え

ています。そして、町もこの3つの答申内容に基づいて統合を進める方針を決めました。

こうした動向を踏まえて、小学校統合の準備委員会を再開しています。8月3日、8月24日に後発的事項の審議を行っていただいたところです。今後、通学方法や通学援助、学校運営協議会、校名や校歌の選定など、具体的な事項について審議をしていただき、随時、答申をいただけるものと考えております。

答申受領後は、答申内容を教育委員会総合教育会議に諮り、町の方向性を決めた中で、住民説明会、広報紙などを活用し、住民の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら、よりよい学校ができるように努めていきたいと考えています。

また、諮問事項ではありませんが、統合に関わる学校備品の移動や、県費教職員の配置など、大事な計画も視野に入れて取組を始めました。今後も、令和5年4月の統合に向けて計画的に準備を進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、さらなるICTの教育の活用の計画といったことを説明させていただきたいと思います。

国のほうで、令和5年度までと言っていたGIGAスクール構想を前寄せしまして、今年度、予算措置をしていただきました。それによりまして、児童・生徒の端末1人1台パソコンを、今定例会の予算に上程をさせていただいてもらっております。また、6月の補正で、学校でのネットワーク環境の整備の予算の承認をいただきましたが、一部追加といった形で今回予算を計上させていただいております。

それから、1人1台の端末でございますが、29年度から令和元年度にかけて端末の整備をしております。今回、403台の端末の購入を予定しておりまして、この403台そろいますと、児童・生徒全てに行き渡るといったことを考えております。

また、各家庭でネット環境の調査を現在行っております。このネット環境の未整備世帯に対して、支援制度の構築といったものを考えたいというふうに思っております。これについては、全ての家庭での通信環境を整備した上で、緊急時における家庭でのオンライン学習等への活用を考えたいというふうに思っております。

それから、もう1点、校舎建設の関係でございますが、先ほど町長、教育長のほうからありましたとおり、当面の間は、南小学校の校舎を活用するといったことになっております。新校舎を建設するに当たっては、役場内の管理職による検討組織を設けた中で、具体案の検

討を行うこととなっております。

検討組織での議論というのは、まだ行っておりません。今後の子供たちの推移を見ながら校舎の規模、それから校舎に附属する体育館、グラウンド、それらに必要となる用地、それから、それらに伴う費用の積算といったものをしないと計画が進まないというふうに思っておりますので、そちらのほうの計画を検討したいというふうに思っています。そちらのほうの情報につきましては、議会等にお示ししながら、今後進めていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 丁寧な答弁伺いました。

それで、この建設計画につきましては、いずれ幼稚園も移転するような形になると思いますので、それとあと、令和10年度になりますと、統合小学校のクラスが各学年1クラスで6クラス、恐らくその頃は中学生が学年2クラスとして6クラス、普通教室12教室が必要だということなんです。

現在、河津中学校は、普通教室が12教室あります。それで理科室も2つあると。このような形でいくと、新たに校舎を建てる必要があるかどうか、その辺も含めて検討いただきたい。やはりこれからお金がかかってきますので、校舎1棟、新規に建てる20億から30億かかるという。今回、下田中学でも、新規ではなく改修工事でも20億以上のお金がかかっています。そのようなことを考えて、町の予算も鑑みながら、既存の今の河津中学校は耐震工事もして延命化されていますので、その校舎も利用しながら、例えば2教室、3教室増設するとか、そうすれば新たな土地を求めなくても、そんな大きい土地を求めなくても済むというようなことを考慮しながら進めていただけたらと思います。

我々議会も立法府です。行政側がやることは、我々もしっかりその辺をチェックしなければいけませんので、その辺をお願いしたいと思います。

それでは、2問目はその程度にしまして、3問目に移ります。

防災対策についてですが、端的にいきます。

最近、水害で全国的に九州のほうだとか、山形、秋田のほうでも大変な川の氾濫などで被害が出ております。幸い、河津町は、昭和33年の狩野川台風以来、護岸整備ができて、その後も平成3年の集中豪雨、そのようなときにもまた改修工事等行われております。あるいは随時、砂防ダムや対策工事等行われて、幸いなことに大規模な水害被害もなく来ており

ます。

そこで、1点目として伺いますけれども、県の管理である河津川ですけれども、心配しておりました川床の浚渫がどうも発注されたようですので、その辺の対策事業の実施状況、予定について伺っておきます。やはり最近、川床がどんどん堆積してきまして、雨が降ると水位が上がっていますので、その辺のところを聞いていきます。

2点目としまして、駅周辺の商業施設に隣接する水路についてですけれども、河津川と接続している水路の安全について伺います。

この水路の河津川との接続部分には、フラップゲートが整備されているわけですが、河津川の水位が非常に高くなった場合、あるいは津波等で水路が水没した場合、このようなとき、例えば地表より5センチでも10センチでも上がってしまうと、水路が見えなくなるわけです。まして、ここの浜区公民館に近い地域ですけれども、隣接地が商業施設もあり、その駐車場が隣接で、ずっと続いております。

この買い物をされる人たち、あるいは地元の人たちだけじゃなくて、上河津地区だとか、あるいは町外の方もみえるわけです。特に、子供さんなどがそこへ避難しながら落下する危険が大でありますので、私とすると、すごく緊急性があるものと思いますので、せめてあそこの公民館の隣接する、ワンスパンだけでも緊急性があると思いますので、その整備の計画があるか伺います。

3点目としまして、災害時の地区の避難施設の停電対策を伺っておきます。

一たび災害が起きて、ライフラインがストップしますと、復旧は電気が一番早いわけですが、昨年の台風15号のときは、千葉県房総半島では、送電線あるいは配電線の被災箇所が多数あり、停電時間が4日から、長いところで2週間近く送電が行われませんでした。

昨年、河津中学の体育館には、環境省の補助金で、再生可能エネルギーを活用した蓄電設備が整備されましたけれども、各行政区には避難場所としている集会所、公民館ありますけれども、そこでは停電対策として、ポータブルの発電機が現在整備されております。しかし、長時間の停電には適していないわけです。

そこで、昨年、ある自動車メーカーが電気自動車の電源を利用して、持ち運びのできる可搬式のインバーターユニットだと思えますけれども、これを導入する提案を町の担当課に持ちかけたと聞いております。これ、一つが補助金使って40万くらいで手に入るそうなんですけれども、全国的にも今、採用している自治体が増えてきているようです。小田原だとか、あるいは千葉県の木更津だとか、最近、非常に多くなってきているわけです。

災害時の連携協定をこの自動車会社と結ぶと、災害時に優先的にその電気自動車を派遣してくれたり、あるいは東京電力から電気自動車を派遣してくれます。昨年、千葉県では、東電がいち早く電気自動車を持って行って、電気を供給したようですけれども、そのようなことがあります、この各避難所、長時間の停電について、どのような検討がなされているのか伺っておきます。

1 点目が河津川の対策の実施状況、それと水路の問題と今の可搬式ユニット、以上 3 点をお伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、3 点についてお答えします。

簡単に説明させていただきます。

1 問目の河津川の浚渫につきましては、去年の台風の状況を見た中で、本当にもう少しで越水するような状況が考えられて、その後の、見てみると、堆積度が大きかったということで、土木事務所の前の所長さんに直にお願いをして、予算化をお願いしました。

県のほうも、その後検討してくれて、昨年度の補正予算で河津川については 1 億 5,000 万の大変大きなお金をつけていただいて、それが今年度繰越しという形でやるということ聞いております。1 か所は入札もあって、もう 1 か所、入札は今後行われるという話は聞いておりますけれども、そういうことで対応いたしました。

2 つ目の地区要望の関係でございますけれども、先ほど議員がおっしゃった浜地区の関係でございます。私も何度か見ておりますけれども、地区の思いと町の考えていることの若干差もあったりする中で、何度か要望を受けている中で、今のところ決定をしていない状況でございます。今後、また地区と協議をしたいと思っております。

それから、3 つ目の避難施設の停電対策でございます。

そういうことで、議員おっしゃったように、現段階では、それぞれの自主防には、発電機が行っているわけでございます。私も発電機だけではなくて、やはり蓄電装置が必要かなという思いは確かにありますので、今後、そういうことも含めて、ちょっと考えてみたいなという思いもあります。

ただ、電気自動車につきましては、今のところ、私の考えでは、個人の方がそれぞれ買っていたらと、それぞれの家庭で大変役に立つのかなという思いもあります。ホームページでそういう自動車の関係の冊子を見ましたら、1 台で 4 日間ほどもつなんていう、ちょっと背景は分かりませんが、1 台の電気自動車で 4 日間ほど一般家庭だともつというよう

な話も聞いておりますので、それぞれの家庭がそういうことを準備することによって、災害対策になるのかなという思いもありますので、そんなことも含めて、自主防と、また停電対策については今後検討していきたいと思っております。

それぞれの関連については、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） 1点目の河津川の水害対策に関わる事業についてですが、議員の言われたとおり、県の管理河川となっているため、下田土木事務所より聞き取りを行いましたので、こちらで報告をさせていただきます。

堆積物のしゅんせつについてですが、館橋から上流に向かって、1か所当たり9,000立方メートルのボリュームで2箇所、今年度事業として行うというようなことだそうです。

また、先ほど出ましたけれども、津波対策、あと増水時の対策として、フラップゲート化なんです、浜地区のスライドゲートの樋門が1か所ありますけれども、そちらをフラップゲートにする改良工事を今年度実施するというで伺っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 私のほうからは、2つ目の地区の要望の関係と、その後、避難施設の停電対策について答弁させていただきます。

1つ目の要望の関係でございます。

今年度の地区からの要望の対応ということでございますけれども、今年度は全体で255件の要望をいただいているところでございます。そのうち、町が186件ということでございました。全体の7割から8割を占めているというのが、最近の状況でございます。

要望や内容につきましては、予算化をしなくても対応の中で対応できるものや、地域の方がお困りであっても、町の関係のものではなくて、対応がなかなか難しいというようなものもあったり、いろいろな多岐にわたっているものでございます。

要望事項の町の対応としましては、緊急に対応をすべき事項については、優先して対応するという方針であります。また、地区や関係者等の調整が必要なことにつきましては、調整が完了した段階で、事業化あるいは予算化というようなことで進めていくという考えで対応しているところでございます。

現在の中では、今年度当初予算の枠の中で、なるべく対応という方針で整理をさせていただいているところでございます。今、お話にありました件につきましては、そういうような

方針の下で再度、現地のほうを関係者で確認をさせていただいて、また地区のほうの方とも相談をして、対応をまた考えたいというふうに思っておりますので、町の中の関係課と相談しながら、調整をさせていただきたいと考えております。

次に、避難施設の停電対策でございます。

昨年度に情報提供のありました電気自動車等の活用ということでございます。昨年、台風15号で大規模な停電があった千葉県内では、避難所や福祉施設、停電において自動車メーカーの電気自動車が大変活躍をされたということを伺っております。

本町におきましては、自主防の指定避難所の停電対策として、主としては、小型発電機を、先ほど町長が言いましたが、発電機で対応しているというのが対応の主流となっております。そのためには、定期的に主機材の点検を行って、いつでも故障のないようにというような対応をしているところでございます。

また、議員もご存じのように、昨年、河津中学校へは太陽光の発電と蓄電装置を、環境省の補助を頂いて設置をしております。そのようなことで、停電時の電源対策ということで、こういう広域避難所における停電対策としては、新たな取組として、県内そういうような取組をさせていただいたということでございます。

また、今後の電気自動車の活用について、各家庭等の活用というようなことについては、町長が先ほど答弁したとおりということの考え方でおりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 水路の問題は、地区要望以前に、私も見て、あそこはちょっと危険だなという感じがしておりますので、2か年にまたぐ事業でもよろしいですので、予算が取りにくい場合、そんな形でもよろしいので、何とか実現してほしいと思います。

それと後、電気自動車を使った可搬式のユニット、これも何か新しいタイプがまた出るかは言っていますが、1台確保しておけば、例えば見高エリア地区で施設に使いたい、あるいは上地区の避難施設で使いたいといった場合には持ち運びできますので、先ほど町長が言われて、個人が機械を入れて使うんじゃないかと言われたけれども、やはり個人でも40万かかるとなると、電気自動車持ってもなかなか入れる人って数少ないんですよね。そうすると、いざというときは協力はしてくれると思うんですよね、そういう人たちは。これから、まして電気自動車はご存じのとおり増えてきますので、やはりそういう活用も考えて、

災害連携協定を結んでおけば、東京電力あるいはその自動車メーカーが優先的に車を持ってくるわけですよ。まだ賀茂郡下はどこも提携していないので、私はトップを切ってやるべきじゃないのかなど。やはり何事もトップでやらないと話題にもなりません。新聞にも報道されませんので、ぜひともそういうところを考えて、情報発信をうまくやって、河津は何だ、今度は新しいことやっているんじゃないかとか、そういった方向で進んでいただけたらと思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（土屋 貴君） 11番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

14時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 塩田 正治 君

○議長（土屋 貴君） それでは、6番、塩田議員の一般質問を許します。

塩田議員。

〔6番 塩田正治君登壇〕

○6番（塩田正治君） 6番、塩田正治でございます。

第3回定例会開催に当たり、議長に通告をいたしましたところ、許可を得られましたので、私の質問に一問一答方式でお答え願いますようお願い申し上げます。

まず、質問に入ります前に、8月中に、相当、私も商売やっている関係上、東京ナンバーの関東圏の車が、河津町はじめ伊豆半島には相当数入ってきました。これはもう皆さんご存じのことだと思いますけれども、そんな中、当町においては、ただの1人もコロナは感染者を出すことなく、また特筆すべきは、旅館や観光関連の施設において、あれだけの関東近県の人たちが来ている中、一つのクラスターを出すどころか、本当に感染者が出たよという声

があまり聞こえなかったというのは、観光に従事なさっている方々の、このコロナ感染に対する取組と気持ちが非常に高いレベルで保たれて、こういった結果を生み出してくれたことに心から敬意を表したいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

私の今回の質問は、3点について質問させていただきます。多少、ほかの議員の皆さんともども視点が違うようですが、よろしく申し上げます。

それでは、まず1点目のパワハラ防止法の対応について質問させていただきます。

今年の6月1日より改正労働施策総合推進法、略しまして、パワハラ防止法というものが実は施行されました。地方自治体がこの法律の範囲に組み込まれるのか、またこの法律による、どうやら罰則規定というものはないようなんですが、地方公共団体等を含めた団体や企業において、パワハラが横行し、改善されないという場合や対策が講じられていませんよという場合などには、その上の行政官から公表されますよなどという話を伺いました。これは自治体としては、ある意味、罰則規定よりもダメージとしては大きくなる可能性もあるんじゃないかと危惧しております。

そんな中、河津町では、どのような対策を考えているのか、まずはお答え願います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、塩田議員のパワハラ防止法の対応についての私の考え方を答弁したいと思います。

パワハラ、要するにパワーハラスメントということだと思いますけれども、特に、河津町では、職員が幼稚園も含めて約100人近くいるわけでございます。少ない人数の中で、多種多様な分野の仕事に日々取り組んでいると思っております。しかし、中には体調を壊して、休暇を取っている職員も数人見られます。

町では、職員管理という観点から、健康診断をはじめ研修事業なども行い、また議員お尋ねの事項にも関連があるストレスチェックなども行い、職員の状況把握ですとか、スキルアップに努めております。特に健康状態で心配がある場合は、個別の事後指導なども専門家の指導をお願いをして行っております。パワハラ防止法の対応については、これまで実施している事業を継続する中で、今後の対応を考えてみたいと考えております。

なお、現状の職員の管理については、副町長より答弁させます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 副町長。

○副町長（土屋晴弥君） 地方自治体がこの法律の範囲に組み込まれるのかというようなご質問でございます。

これは改正労働施策総合推進法、略してパワハラ防止法でございますが、地方公務員には適用しないという一部の例を除きまして適用されます。厚生労働大臣の指針においては、職場におけるパワーハラスメントに関わる相談があった場合に講じなければならない措置として、その事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること、そして事実が確認できた場合には、速やかに適正な措置を行うことなど、防止に向けた対応が自治体にも求められているところでございます。

それから、現状における職員管理、対策についてでございます。職場の良好な労働環境の維持は、大変重要だというふうに認識をしております。そのことから、管理職には日頃より、職員の心身の変化などの把握に努めていただいて、かなりの良好なコミュニケーションをとるために声かけを心がけていただくなど、風通しのよい職場づくりをお願いをしているところでございます。

また、職員等会計年度任用職員、先ほど町長が言いましたけれども、臨時職員を含めて、全員にストレスチェックの実施をしております。そういうことで、課ごとの大枠でのストレスの状況を把握して、職場環境の把握に努めているところでございます。

今後は、パワハラ防止の本旨を明確にして、そしてその周知啓発、相談体制の整備、パワハラに対する適切な対応などについての検討など、パワハラ防止に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、パワハラ等の事案を含めて、そのような事案に対しましては、静岡県の人権委員会が行っております苦情相談制度の活用、そして市町村共済組合が行っておりますメンタルカウンセリングの相談もでございます。そして、町の産業医の個別の相談がございますので、それらの活用を職員には周知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 丁寧な回答、ありがとうございます。

ストレスチェックを全職員に行っているということで、私たちが若いような時代とは全く違って、本当に精神的に追い込まれてという話をよく聞く時代になっていますので、本当に注意が必要なのかなと思います。

今回ちょっと提案させてもらいたいのが、アンガーマネジメント、実は町民生活課長にち

よっと聞きましたところ、私、その講習を受けたことあるよなんてことはいただいたんですけども、アンガーマネジメント、いわゆる怒りで失敗しないために、怒りの感情をコントロールするというのをアンガーマネジメントというそうであります。

かの有名な徳川家康が、いわゆる遺言の中で神君遺訓という有名な遺言があるんですけども、その中で徳川家康の子孫に向けて言った言葉は、「怒りは敵と思え」という言葉を残しております。この怒りは、感情の中で当然ですけども、最も強い、攻撃性の強い感情であります。全てを壊す、自らも壊す、他者も壊す、そんな強い力を持った怒りという感情をいかにコントロールするのか、これは非常に難しいことではありますが、実は、怒りという感情はコントロールもすることができるんだと、アンガーマネジメントの考え方の中では言っております。

ガーファムとかガーファとか聞いたことがあると思うんですが、グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル、「ム」を入れるとすれば、マイクロソフトなんですけれども、その中のグーグル、この大きな世界的規模の企業が、2012年から2016年までの4年間かけて、プロジェクトアリストテレスという調査を実施したそうです。これはどういったことかといいますと、アンガーマネジメントを徹底して、怒りのない状況をつくって、攻撃性を排除して、そういった職場環境をつくと生産性が上がるのかという調査をしたそうです。そうしましたところ、心理的安全性が保たれた職場においては、生産性が圧倒的に向上したというデータが出たそうです。

ということは、河津の職場でも、もしそういうことが可能になれば、生産性が向上する、それはひとえに町民の利益につながってくるということになると思います。現状の河津町の三役の皆さんを見れば、アンガーは、しっかりマネジメントできているんじゃないかなと、その辺は、本当は心配はしていないんですけども、当然、職員も千差万別、いろいろいますんで、やはりたまには怒りを、自分の部下が突拍子もないことをやってしまって、お前、何やっているんだみたいな怒るときもあると。ただ、怒りというのは、上の者から下の者へはどんどん伝染していってしまう感情だということなんです。

例えば、ないでしょうけれども、町長が課長に向けて、お前、何やっているんだ、ばかやろうみたいな話をしたときに、課長は、その場では当然町長に、申し訳ありませんとやるわけですけども、各課に行ったときに、係長に向かって、やはりお前のせいで俺が怒られてきたんだぞ、みたいな話をすると。すると係長は自分のまた部下に向かって、お前たちの仕事がいいかげんだから俺は怒られたんだみたいな感じで、どんどん下へ下へと伝染していっ

てしまう。ですから、実は、このアンガーマネジメントというのは、上の地位にあるリーダーにこそ勉強すべきだよと求められている考え方だということを知っていてほしいと思います。

この心理的安全性を保つということはどういうことかということ、まず、自己開示、自己表現、自己認識、これが大事だと。自己開示というのは、自分の心を開くことで、自己表現というのは、自分の言葉で話すことができる環境。そして自己認識というのは、自分はここにいていいんだよということをしっかり認識できる、そういった環境をつくりますと、心理的安全性が保たれた状態だということになって、とどのつまりは、そういった安定した心理状態であると、仕事の生産性は上がっていくんですよということを言っております。

今後は、そういった職場環境を、団体がしっかりと作り出していくことも、法的に裏づけられるということに今回の法改正でなるのではないかとことを思います。

先ほどから、いろいろアンガーマネジメントについてお話ししましたが、アンガーマネジメント、今、本当のさわりだけしか言っていないんですが、当然、さらに勉強をしていく価値のある問題だと思いますけれども、町長、このアンガーマネジメントについて、今後いろいろ、特に幹部職員を中心に勉強してみようみたいなお考えはいかがでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの塩田議員のアンガーマネジメントについてお答えいたします。

言葉は、実際に聞いたことがあるんですけども、具体的にこういういろいろ考えたことがなかったものですから、逆に、議員からいろいろ考えることを教えていただいたような感じがいたします。

そういう中で、町としてどうするかということですが、当然、アンガーマネジメントですから、怒りを抑えるための講習だとか指導と理解しておりますが、1人ひとり、状況によったり、必要な人かどうか、その把握も必要かなと、そういうふうなことも思っております。現状の中では、特別な指導を要する個人対象というよりも、このアンガーマネジメントについて理解をしてもらう全体研修の一つとして、そんなことも必要かなと思っております。

そんなことで、現在では、今すぐ取り組むということですが、いろいろなお聞きしたこともありますので、今後の検討課題としたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） アンガーマネジメントというのは、一つの事例として考えてほしいなと思ったことであって、このパワハラ防止法ですか、これ実際に社会問題になっているような話です。町民の方々も、河津町の行政としても、こういうことをしっかり捉えて、最終的には生産性を上げて、町民の利益につながるようなことを一生懸命取り組んでいるんだなということも、あるときはアピールする必要もあろうかと思imasので、しっかり取り組んでいただきたいなと思imasので、よろしくお願imasします。

次の質問に移らせてもらimasます。

次は、バガテル公園の今後についてということで、これまでもいろいろな議員の皆さんが、バガテル公園については質問をしております。私は、実は、あまりバガテル公園についての質問というのはこれまでできてきておりません。しかし、そろそろバガテル公園というものについて真剣に考えなければ、今後について、考えなければいけない時期に来ているのかなと思imas、今回、ちょっと質問をさせてもらいたいたと思imasます。

新型コロナの影響で、春バラのシーズン、今シーズン、開園をすることができていなかったですね。入園料、物販ともに収入がない状態。秋バラシーズンは、一応開園はしているとはいえ、期待できるような状況下にはないだろうということは、皆さん、よく理解していると思imasます。

当局が、必死の思いで経費を削減したりですとか、あらゆる努力を重ねているのは、重々承知をしているところではありますけれども、残念ながら、今年度も大きな赤字を抱えてしまうことは、火を見るより明らかであると言わざるを得ません。

昨日渡された決算書でも、去年の決算、それからその前の年の決算と、それぞれおよそ6,000万円の補填を一般会計からすることになったということもあり、本当にこのままでいいのかなと、やはり胸につまされる思いがあります。では、コロナさえ落ち着けば、しっかりと大きな赤字を出すことなく経営することができるのかといえは、私は、現状では打開策があるようには到底思えない状況にはあると思imasます。

ちょうど今年は、第5次総合計画を立案する年に当たっておりますので、バガテル公園という名前を、言葉は町長に対してはきついと思imasますけれども、バガテル公園という名前をいよいよ捨て去り、違った方向性を考えるときが来ているのではないかと思imasますが、町長、率直にその辺の考え方をお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） バガテル公園の今後ということでございます。

コロナ対策の中で、いろいろ大変な事情もあります。ただ、バガテル公園の再生につきましては、私の公約でもあり、現在、進んでいることもあります。繰り返しになりますが、少し説明をさせていただきます。

バガテル公園の再生事業につきましては、本年の6月議会でも新たな取組について説明をし、関連する予算も承認をいただきました。改めて現在の方針についてお答えをさせていただきます。

本年3月に、これまで相対での交渉で行ってきた民間事業者から、次のような提案がありまして、町としても、その事業者と一緒に、今後の再生事業の足がかりをつかみたいとの思いから、予算措置をさせていただきました。

事業者による提案については、要約しますと、町のふるさと納税制度の強化により、バガテル再生事業の資金確保を図り、その上で新たな計画や事業者を募るというものであります。ふるさと納税については、関連会社のノウハウを生かし、増額を図り、見込みでは約倍増の2億円を考えているところであります。ふるさと納税事業を強化とともに、再生事業に向けて基本的なコンサルを行い、2年目に本格的に事業に向けて動き出していきたいとのことでございます。

町としても、事業者によるふるさと納税強化にもなりまして、増額できれば、資金確保にもつながりまして、さらに2年目に向けては、事業実績を判断材料とすることができますので、今後の新たな展開へ向けて、現在進めているところでございますので、議員のおっしゃるようなことは、今のところ考えてございません。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 塩田議員。

○6番（塩田正治君） 当然、議会のほうにお話があって、私も認識しておりますけれども、承認をさせていただいた1人としても、大変申し訳ないんだけど、やはり経営というものを考えたときに、やはり一時しのぎに見えてしまう部分が、私にはどうしても否めないんですね。

そもそも、やはりバラというものが、バラだけで公園というもののメインとしての目玉としての話になったときに、年間に2か月間しか、お客様をメインのバラで呼べる期間がないというのは、どうしても弱いと言ったらおかしいですが、マーケティング的にとでも言いますか、ちょっと無理があるんじゃないかなというふうに思えて仕方ないんです。それ

はそれとして、一応、納得はさせていただきました。

そんな中で、町長が今、お考えになっていることは、こととして進めていただきたいと思いますと思うんですが、一つ、私にもちょっと考えがあるので、提案として聞いていただきたいと思います話があるので、お聞き願いたいと思います。

これは、弱者でも勝てる逆転の法則と言われます、ランチェスター戦略という考え方があります。経営学の世界では、非常に有名な戦略なので、ご存じの方も多くいるかと思うんですが、これ本来は、戦争時における戦術の一つとして考案されたものと言われております。代表的なところでいいますと、商売の神様と言われておりました松下幸之助さん、ナショナルの社長ですね、彼がよくランチェスター戦略について語り、またその戦術を使っていたというお話は有名だと思います。

時代は違いますが、結果として、織田信長が3,000の兵で2万5,000の今川義元に勝った桶狭間の戦い、これも時代は逆転してしまいますけれども、後で考察すると、実はランチェスター戦略にしっかりはまるような話だったと言われております。

このランチェスター戦略というものを簡単に説明させていただきますと、まず弱者と強者、この2つに分類されます。まず弱者からいいますと、弱者は、差別化で戦うんだよと言っています。強者は、ミート戦略、いわゆるミートとはお肉のことじゃなく、相手が強者で構えているものは、弱者が何かやったところに、そこにぱんと合わせてまねしていく、それをミートと言うんですけれども、ミート戦略で、いわゆる潰しにいくという考え方でいいかと思うんですが、まさに松下幸之助さんは、自分がナショナルの社長で、ある程度大きくなったときには、小さな家電メーカーが面白いような商品を開発したときに、それをすぐにミートして、松下なりの技術と付加価値を1つ、2つと取り付けて、そこの出している元のメーカーよりも会社が大きいですから、生産力としては上ですから、ちょっと安い値段で、大々的にたくさん売るといことで、がつつりのみ込んでしまうと。それはもう松下の商品だよみたいな感じで世間には広まってしまう。それが強者の戦い方だということでもあります。

今現在、河津町というのは、正直いえば弱者に当たる、特にバガテル公園というのは弱者に当たるんだと私は思っております。伊豆半島で例えますと、真夏の天気の良い日に、たとえどんな作戦を取ったところで、下田とか南伊豆の海に行かれるお客様たちを河津にもってこようとしても、それは無理がありますよね、という話じゃないですか。

ですけれども、ここを絞り込むこと、戦う場所を絞り込むこと、これによって差別化することができるんだよという考え方です。例えばですけれども、海のシーズン、これはちよっ

と幅広く見たとしても、おおむね50日程度しかありません。ですが、当然、天気のいい日だけではないわけですね、実はこの伊豆半島というのは、1年のうちに雨が降る確率が110日前後あると言われております。これはデータ上ではっきり出ております。

もしも、バガテル公園を通年営業することができて、四季折々の花を見られる公園に生まれ変わらせましたと考えてください。しかも、駐車場から公園の通路にわたって、透明なアクリルボード式のようなアーケードのようなものを造って、雨に当たることなく、公園の花を観賞できるというものを例えばつくったとすると、もしかしたら、観光客の皆さんはもう旅館さんに予約を取って来ていますから、雨だろうと何だろうと来るわけですね。ですけども、その中でも、雨が降ってしまったといったときには、行くところないな、どうしよう、取りあえず河津の花の公園でも行くかとなれば、雨の日という戦う戦場においては、もしかしたら強者になることができるかもしれないと思うわけです。

強者になるためにもう一つ、付加価値をつける必要があります。というところでいいますと、実は、その公園だけで戦うんでなくて、実は河津にはi z o oさんという、常に雨の日に非常に強い公園さんが、i z o oさんというものがあります。そういったところと上手に手を結び、コラボレーションすることによって、あらゆる企画を生み出すことができるかどうか、サービスとしての付加価値をつけることができれば、もしかしたら、伊豆にこの連休は遊びに行くんだと、だけれども雨が降っちゃったよ、何だ残念だな、じゃ伊豆半島で雨が降ったらどこへ行くの、いや河津に行こうよという話がもし定着して、それが確立することができれば、河津町は、360分の110雨が降る確率のある、そこでは、圧倒的な強者になる可能性が出てくるわけです。

そうしたときに、よその市町が、例えばちょっとした面白いアイデアとかを出してきたときには、強者である河津は、それにミートさせることによって、アイデアを、よりまた河津に呼び込むためのアイテムとして使うことができますよと、そういう話なんですね。

ちょっと、どこまで言ったかわからなくなってしまったんですね。暴走しますと、頭の中で考えていることとメモしたことと、つながらなくなってきてしまうんですね、ごめんなさい。

しかし、注意すべき原則というのもありますと。簡単にまねをされてしまうような差別化はいけませんよ、お客様の望まない差別化もいけませんよ、小手先の差別化、これもいけませんよ、失敗の原因になりますから注意しましょうねという話であります。

しかし、まず、最初の簡単にまねされる差別化、今、私が言った差別化、簡単にまねされ

るでしょうかと言ったときに、河津町のバガテル公園のあの公園部分の敷地面積等、ああい
いった形状、伊豆半島内にほかにありますかといったときに、確かに大きいところはありま
す。例えば、虹の郷さんとかっていえば、河津町よりも全然大きいよね、ですけども、じ
ゃ虹の郷さんの通路に、全部アクリルのアーケードつくれますかと言ったら、かなり無理が
あるんじゃないか。だから、まねをされる心配はどうもないよと。

それから2番目のお客様の望まない差別化、これについては、花はやはり女性を中心にも
のすごいユーザーがいますよね、だから楽しんでくれるユーザーがいるということは、望ま
れた差別化である。

最後の小手先の差別化でありますけれども、公園の施設の外観は変えることなく、通路に
だけアーケードをつくってという、要は雨でも対応できる、一見、小手先だけに見えるん
ですけども、実は、これがほかのところにはまねができない。先ほど言いましたように、虹
の郷さんあたりは、本当に駐車場からずっと全部アーケードつくるとなったら、かなり無理
がある。

もう一つ大事なことは、このバガテル公園というのは、町営だということなんですね。今
現在、毎年、去年とその前は、たまたま6,000万だったかもしれない。今年はもう少し減る
かもしれない。ですけども、やはり毎年毎年、5,000万くらいの赤字。今後、町長が改善
策をとということで考えていることで、もしうまくいったとしても、赤字が完全に解消され
るかというのは分からない状況下において、町営だからこその投資の額というのは、例え
ば5,000万ずつ赤字を出している分の3年間分を先行して投資することができれば、もう多
分、それこそ、アーケードをつくってという投資は、これはそれこそ小手先ではできない投
資ということになるんで、なかなか今の状況では民間がまねすることもできない。そうい
った小手先でできる話ではないということになるので、注意すべき点もクリアできます。

実は、本当にさわりだけお話しさせてもらったんですけども、ランチェスター戦略、考
えると、勉強しますと、本当に奥が深くて、いろんなアイデアが浮かんでくると思います。
ぜひとも柔軟な思考を持った、若い職員の皆さんに町長から指名でもしていただいて、お前
とお前、ちょっとランチェスター戦略なんか勉強してみないかみたいな声かけをしてもらっ
て、ちょっと勉強してくれたらなんて思うんですけども、町長、今の僕の話聞いて、
どうお感じになったか、答弁いただけますか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの塩田議員のランチェスター戦略とかお話に出ておりますけ

れども、特にバガテル公園との関連も含めて質問されたわけでございますけれども、ランチェスター戦略につきましては、私も銀行のOBの方から聞いたこともありますし、桶狭間の戦い等の弱者が強者に勝つというようなことの中でも聞いたことがあります。

特に、今、塩田議員がおっしゃったように、差別化ということが、私はランチェスター戦略に限らず、この町にとって大事ではないのかな、この町しかできないこととか、そういうことがとても大事ではないのかなと思っております。そういう意味で、ランチェスター戦略にもつながっていくのかなと思っております。

バガテル公園につきましては、ある面では、バラ園についても差別化されている公園なのかもしれません。ただ、経営上でなかなかうまくいっていないところもありますし、今後、民間のノウハウを使いながら町民の方々の意見を聞きますと、バラ園は残してほしいということがあるものですから、特にフランス広場を中心として、大きな改革をしなければ駄目なんだろうなど。何とかその中で、バラ園を含めた中で、フランス広場を改革することによって経営がうまくいけばいいなと思っております。特にバガテル公園のことは、そういうことで進んでいきたいと思っております。

今、塩田議員のいろいろな話を聞いた中で、最近、私が思っていることは、コロナの対策の中で、コロナのウイルス感染が起きると、伊豆半島というのは、やはり観光に依存をしている業者が多いものですから、大変大きな影響を受けるなど。そういう中で、町として当然、観光も大事なだけけれども、やはり地産地消といいますか、地元の大事なものといいますか、そういうものを生かすことも少し考えていかないと、これからはやはりこういうことには対応できないんじゃないのかな、外から入れるだけじゃなくて、自分たちが自らできるものは自らやるようなことも、これから、このたびのコロナの対策の中で、なかなか観光への打撃というのは大きいものですから、その中で、代わるものがうまくできたりとか、お互いにうまく連携ができてたりすることによって、町民が何とか一時しのぎができればなと思っておりますけれども、今までのただ呼ぶだけのそういう観光事業中心だけでもなくて、もう少し、地元をそういう形で連携できるような産業間の連携もしていかないと、なかなかこれから町が災害等の中で生き残っていくためには、そういうこともちょっと考えなければいけないのかなと、ちょっと最近、そんなことを思ったりしておりますので、差別化ということもそうですし、地元で一番何が大事なのか、場合によっては1次産業をもっと大事にしなければならないかもしれませんし、特色あるものをもっと生かしていくということも大事かと思えますし、そういう中で勉強をしていくということが大事じゃないのかなと、最近はそのことを

思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田議員。

○6番（塩田正治君） 町長の言っていることも十分理解できますし、私も同感できることは非常に多いです。そんな中、今、やはり言われているのがSDGsです。いわゆる持続可能な開発目標。私は、当然、国連が採択した17の項目、日本にはあまり関係ないような項目もありますけれども、非常に大事なことだと思っています。そしてSDGs、これは、実は2030年の世界地図なんだよと私の中では認識をさせていただいております。

今後、AIですとか5Gですとか自動運転ですとか、量子コンピューティングなんて言われるものですとか、ブロックチェーンとか、こういったテクノロジーとして新たに今もう動き出しているようなものもあるわけですが、これまでの生活環境を破壊的にぶっ壊して、違う世界観を生み出してくるような話になるよみたいなことを言われている5つの破壊的なテクノロジーでございますけれども、そんな中で、バガテル公園というものが持続可能なんだろうかと。ふるさと納税を活用して、それにおいて、その後、じゃバガテル公園自らがどうやってお客さんを呼び込むだけの力をつけるのか、そこがはっきり分かれば、持続可能なんだろうと思うんです。

ただし、バラ園というもので、やはり12分の2しかお客さんを集客できない核であるバラ園のほうをもって、これを維持し続けなければいけないということを考えると、これはやはり持続可能とは私は言えないんじゃないのかなと正直思います。

町長が盛んによくアンケートをとという話をしますけれども、否定するわけじゃないんですが、アンケートというのは、やはり取り方によって意見がちょっと偏る取り方というものの、設問の仕方によって、かなり答えが違ってくるのかなというのがあります。

今、私の言ったような将来にわたって持続可能な公園として、町民の皆さん、残したいですかみたいな問いかけをしたときに、本当に町長のおっしゃるような答えが出るのかといえ、私は難しいんじゃないかなと、あえて厳しい言葉ですが、言わせていただきます。

そういったことを考えると、ただ、これ、やはり公園というものを残すというのは、私も同感であります。これは、先ほど宮崎議員もおっしゃっていましたが、リモートワークが進みますとかという話で、私は実は、ワーケーションという考えが一番河津には適しているのかなと思っていますけれども、そのワーケーションという考えの中では、働きながらバケーションも楽しむんで、そういう場に河津町はなっていくべきだと実は思っています。

そうなったときには、海の散策道路を整備したりだとか、当然そのバガテル公園のあそこもちゃんとした散策の場所として、公園として、癒しの空間として生き残っていてくれなければ、その材料としては使えないと思ったときに、そういったことと絡めることも考えると、必ずあそこは公園として、癒しの公園として残っていてくれる必要が河津にはあるのかなと思います。

ただし、それが12分の2の2か月間しか花を楽しむことができないとなると、それで本当にいいんだろうかと思わざるを得ないんですね。持続可能な公園であり続けるためには、やはりバラ園では厳しいんじゃないかと思うんですが、町長、今の私の話を受け止めて、思うことがあればお答えください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今後の私の目指しているところと若干理解されていないなど、若干思いはしております。

私は、バラ園はバラ園としての魅力が当然あると思っていますし、フランス広場との連携によって、特に、民間のほうを扱うことによって新たな道が開けるんじゃないのかなと。その方法の一つとして、ふるさと納税というのを一つの手段として使えればなど、そんな思いで進んでおります。

特に、SDGsの話がありましたけれども、私は、特にSDGsについては、環境とか貧困とか、そういう問題が大きいのかなということもありますし、グローバル世界になって、そういった貧困とか環境という問題が、大変大きい問題として今後注目されるのかなと思いますし、そういう環境問題等も、これから一つ取り組む課題として大きいのかなと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 塩田議員。

○6番（塩田正治君） バガテル公園について、今すぐ、町長の考え方も立場上も、すぐに考えを改めてほしいみたいなことを言うつもりは毛頭なかったのですが、こんな考え方もあります、考えている意見もあるんだよということを認識していただければ、それでいいと思っております。

では、最後の質問に移らせていただきます。

道徳教育について伺います。

現在、インターネットの中などでは、日本人の誠実さや規律の正しさ、そしてオリンピッ

ク招致活動のときに大変有名になりました「おもてなし」ですか、あの言葉で、いわゆるおもてなしの心、こういったことが世界中の人々から大変賞賛されております。

我々日本人にとっては、至極当然の振る舞いや行動、例えば「飛ぶ鳥跡を濁さず」のように、ロッカールームを掃除して帰るサッカーチームであったりとか、そういった話も、全てそういったことになるんですけれども、海外の方々には、非常に今、高く評価されております。これは、日本人が長い年月にわたって、いわゆる道徳というものをしっかりと学んできたからこそ培った財産であると私は考えております。

しかしながら、昨今、聞こえてくる声とか、私自身も感じることもあるのは、例えばこの夏の間、河津町のコンビニさんとか、うちのお店もそうなんですけれども、例えば店の前に、店内に入店するときにはマスク着用をお願いしますと、相当でかい、分かるように貼っていても、普通に若者がマスクもしないまま、大きな声を張り上げて入ってくる、残念ながらそういったお客さんもいます。

これが目に余るほどの多分、町長の世代の人たちから見ると、滑稽にさえ写っているのではないかなと思えるんですね。そういういわゆる自分勝手な行動や他人を思いやる気持ちに欠けた言動や行動が見受けられるようになってきている。大変心配される大きな課題であると私は思います。

そこで、これまで、日本人として我々が学んできました道徳というものについて、いわゆる道徳教育というものについて、町長、そして副町長、教育長、この3方のこれに対する考え方というのをお聞かせ願えればありがたいです。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 道徳教育につきましての見解ということでございます。

私は、道徳教育の背景といたしますか、その中で今、グローバル化として世界基準といたしますか、そういう中で、いろんな世界の道徳に関する考え方もあるかと思いますが、その中で、日本人の独特のそういう道徳といたしますか、そういう感覚は独特のものであるし、またそれが世界にとって世界基準じゃないといたしますか、大変すばらしいものだという認識ができたために注目されてきたのかなと、そういうふうに思います。ある面では、日本人の誇りであると思います。

そういう中で、私は、道徳教育についてお尋ねですけれども、大変人間として、日本人特有の共通の道徳教育の道徳観を持つことが必要であると思います。これまで培われた共通の道徳心を持つことがこれからも大事だと思いますし、教育としても、大事ではないのかなと、

そういうように思っております。

あと副町長、教育長に答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 副町長。

○副町長（土屋晴弥君） 道德教育についての質問でございますが、道德教育は、学校での教育でも、そして社会教育活動の中でも、そして地域の活動の中でも道德心を育てていただいているんだなというふうに思っております。

道德教育につきましては、人間形成する上で、非常に大切な教育だというふうに思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 私の見解について述べさせていただきます。

道德教育は、教育の目的である人格の形成の根幹にも関わる大事なものであるというふうに思っています。併せて、民主的な社会の発展を根底で支えるものでもあるというふうに認識をしています。そういう意味で、道徳的な価値を学ぶということは、学ぶ道徳の学習は重要であるというふうに考えています。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 塩田議員。

○6番（塩田正治君） ありがとうございます。大変、私が想定していたよりもお三方には丁寧な答弁をいただきまして、心より感謝しております。

実は、この日本の独特のおっしゃられました道德教育ですけれども、江戸時代に寺子屋という文化の中で、童子教、この中で道德というのは教えられてきました。大政奉還後、明治の時代に入りまして、教育というものが義務化されました。そのときの時代背景もありまして、その道德教育の中にいわゆる国体に関わる天皇陛下とか、そういったお話も多々盛り込まれた形で「身を修める」と書いた、修身という教育に変わりました。ですけれども、基本的にこの修身という勉強は、道德観を教えるための教育であったことは間違いがありません。

敗戦後、実はこの修身という授業と、日本独特の教え方をしていた地理という授業と、いわゆる日本の歴史を教える国史というこの3つの授業が、当時のGHQによって禁止されてしまいました。GHQに対しての思いというのは、それぞれ皆さんお考えがあると思いますが、当然、GHQが戦後すぐに食糧難に陥っていた日本人を助けてくれたのも、やはりGH

Qで、大変感謝もするところではあります。ただ、GHQによってちょっとおかしいこともしているなというのが、今になってたくさん出てきているのも事実であります。

現在の修身というものを否定した形で行われている戦後の道德教育、これは実は道德の原理・原則のみを教えているものなのではないかと私、考えております。学童が実際の現場で、どのように実践するかという能動的視点、これが今の道德教育には欠けているのではないかなと私は思います。

昔の修身の授業では、尋常小学校と呼ばれていた時代ですから、小学校3年生の時代から道德教育が教えられていたわけですがけれども、その教え方の中心は、昔の偉い人の生い立ち、それからエピソード、そういったことを例に掲げて、実践に則した形で、じゃ君はその主人公の立場に、あなた自身がそこの立場に置かれたとき、君だったらどうしますかみたいな、子供たち自らに考え方を述べさせるような授業を中心に行われていたと言われております。

これは、子供自身自らに考えさせるという意味で、現代に置き換えても十分に通用する考えだと思います。特に、知り合いの学校の先生に、実は今回リサーチとして、道德の教育についてのちょっと質問をさせていただきました。そうしたところが、今の子供たちは、頭のいい子がまず率先して手を挙げて、考え方をぱんっと述べると、もうみんな私も私もと、みんな同調して、みんないい子になっちゃうんだよと。先陣を切ってくれる子が、頭のいい子が1人、2人いると、みんなその方向になっちゃうんだと。いや、それじゃ全く同じじゃないかと。

昔はそうではなくて、それぞれの立場、見る角度が違ったところからの視点というものを先生はみんなに考えさせて、いろんな角度から意見を言わせるということをして、それぞれの子供の特徴を生み出すようにしていったと。何でそういうことをしたかということ、実は尋常小学校6年生というのは、小学校卒業するときに、今の小学校のスタイルは、まだ小学校卒業しても中学校に必ず行きます。その後もほぼほぼ高校まで行きます。卒業するのが18歳です。ほぼほぼ今の考え方でいくと、18歳までがエスカレーターに乗ってっていくようなもんだと。

ところが、当時の子供たちは、12歳で卒業すると同時に、そのまま勉強が好きな子たちは上の学校に行きます。勉強は僕は嫌いだけれども、手先がすごい器用なんだよね、そういう子たちは、もう12歳で職人の道に行きます。片や、そういったことも大嫌いだけれども、俺は汗水流すのだけは、体を動かすのだけはいいんだと、そういう子供は、今でいうガテン系の仕事、そういったものにどんどん行くと。それぞれの道に、小学校卒業と同時に枝分かれ

していかなければならない世界の状況があったと。だから、教えている先生も、もう12歳の時点では、その子に、君はこういう道が合っているよということを、ある程度アドバイスしなければならぬ状況にあったということで、その子供たちの本質を知るために、教えている側も必死だったということです。

それが、当時の修身という授業の中から子供たちの特性をつかむということで、だから今の1人の頭のいい子供がぼんと言った答えに、同じように私もそう思いますと合せて終わるような状況ではなくて、昔はそれぞれ個別にしっかり意見を言わせるようなことをやって、なおかつ、みんなで力を合わせて物事をするんだよとか、それが地域愛に根差すということで、地域を愛す心を生んだりとかということにつながっていったと聞いております。

○議長（土屋 貴君） 塩田議員、個人の考え方はいろいろあって、おっしゃることは分かりますけれども、やはりその自節をみんなに知らしめるだけの場じゃなくて、やはり討論を通じて、行政に対して対応をしていく。だから、そういうスタンスの中で、残り時間もあまりありませんけれども、それぞれの方々の意見を聞くような質問内容にさせていただければと思います。

○6番（塩田正治君） わかりました。

では、質問に入らせてもらいますけれども、今、私が云々、ちょっと長い話になってしまって、議長からも注意をいただいたわけですが、かつての日本のやっていた修身という名前の道徳教育、確かにいいものだということは、少しは伝わっていただけたかと思えますし、町民の皆さんにも修身という考え方があるんだということは伝わったと、伝わったかどうかかわからないですけれども、そういうものもあったということは理解していただいたと思うんですが、今現在、小学校は週に1時間のカリキュラムで道徳教育をしているそうです。そんな中、もう少し厚みを持った道徳、地域の時間みたいなものを道徳の時間にするとかという、そんな道徳に河津町はもっと厚みを持たせる教育方法を打ち出したいみたいな、そんなことが可能かどうかということと、教育長、やってみたいと思うようなことはありませんか、どうですか。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 道徳教育は、実は今年度から、小学校では特別な教科道徳というふうな名前になりました。中学校では来年度から、特別な教科道徳というふうになって、教科として認められて教科書も使用され、評価も行われるようになります。それだけ国が重視しているというふうに見ています。

そして、小中学校で学ぶ道徳の指導項目の例を今挙げると、このようなものがあります。我が国は郷土の伝統と文化を大切に、国や郷土を愛する心を持つこととか、父母、祖父母を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学校をつくることとかというふうなテーマ、目当てが書かれています。これが22項目あります。

学校では何をしているかという、先ほど議員がおっしゃられた道徳の時間だけではなく、学校教育全体の中で道徳教育の推進を図っているというふうに考えています。例えば、総合的な学習でのボランティア活動の中でも、道徳的な実践は学んでいる。また、授業の中でも学校行事等でも、そういう中で、学校教育全体の中で道徳教育の充実を今後も図ってきたいと、そんなふうに考えています。

○議長（土屋 貴君） 塩田議員。

○6番（塩田正治君） まとめます。

実は、先日、内閣総理大臣の安倍晋三首相が辞意を表明したときに、世界の首脳の方々から非常にねぎらいの言葉がかけられていましたよね。ところが、日本のマスコミ、それから野党の方々から、そういったねぎらいの言葉は出ていないんですね、残念ながら。それこそ、道徳を忘れた人たちじゃないのかと思えて仕方なかったんです。残念でなりません。

そういった人たちが国の中核にいて、報道をして、それを基に皆さんに情報としてこの国を支えていくとしたならば、非常に怖いものがあると考えます。

以上で、今回の私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 6番、塩田議員の一般質問は終わりました。

15時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時25分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（土屋 貴君） それでは、9番、渡邊弘議員の一般質問を許します。

渡邊弘議員。

〔9番 渡邊 弘君登壇〕

○9番（渡邊 弘君） 9番、渡邊弘でございます。

このたび、令和2年第3回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

質問の前に、まず、先日8月20日でございますか、ドローンの活用可能性研究会が当町で開催されました。職員の皆さんが18名程度受講され、今後の防災面を含め、いろいろな分野において活用が予想されるということで、受講をされております。ぜひ、次につながる活動を期待しておりますので、この事業を進めていただきたいなというふうに思っております。どうもありがとうございました。

では、私の質問は次のとおりでございます。

1件目、新型コロナウイルス対策として、感染症対策と対応について。

2件目、まち、営業施設運営について。

3件目、町立3小学校統合について。

町長及び担当課長の答弁を求めます。

なお、同僚議員から同じような質問がされておりましたけれども、重ねてお伺いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、まず新型コロナウイルスの感染症対策と対応についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルスの感染状況もまだまだ収まる気配もございません。当町においては、県の警戒レベル4発令に伴い、対策を取りました。観光関係においても、今井浜海岸の開設の中止、町営施設の休業を決めました。観光事業者は、やっと8月になり、お客様が来てくれる矢先のことでした。宿泊業をはじめ、食事、飲食、商店など、苦しい状況に追い込まれました。河津以外の市町においては、独自の対策を立て、経済と感染予防に取り組んでいる状況がございます。

そこで、質問です。

なぜ、当町だけ県の警戒レベル4の対応で、今井浜海水浴場の中止、町営施設の閉館をしたのか伺いたいと思います。

次に、今井浜海水浴場は、利用中止で利用していないのに、ライフセーバーが常駐したり、ごみの清掃車が稼働しているのはどうしてでしょうか。

次に、経済対策でプレミアム商品券、プレミアム工事券の取組状況は、どんな様子だったでしょうか。

以上、伺いたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症対策と対応について。

1つ目として、観光対策、今井浜の海水浴場の関係でございます。1つ目の中止の切替えについて、お答えします。

河津町は、夏季における海水浴場開設につきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、神奈川県や千葉県、県内でも牧之原市でも開設を行わない中で、町民の安全などを考慮して、2か所のうち河津浜海岸については開設せず、今井浜海岸のみ期間を短縮して、8月1日より23日までとして、例年どおり観光協会に委託をして進める開設の準備をしてきました。

その中で、感染防止対策を行うことが非常に大事であることから、海水浴場におけるガイドラインを作成して、対応することとしました。今井浜海岸の開設及びガイドラインの内容について、各種関係団体が集まる夏季対策協議会、これ会長が観光協会会長でありますけれども、7月8日に開催し、正式に承認をいただきました。そのガイドラインの中に、閉鎖条件として2つありまして、1つは、町内から感染者が出た場合、2つ目は、県の判断基準のレベルが4以上になった場合であります。これらの決定につきまして、町としては報道関係にも情報を提供し、周知に努めてまいりました。

このような町の経緯を踏まえた中で準備を進めていたところ、県では7月28日の対策本部会議で、前日開催された専門家会議の内容を受けて、判断基準レベル3からレベル4、これは県内警戒、県外警戒に引き上げました。この県の決定を受けまして、当日の夕方、上層部と申し上げましたが、急遽、町の対策本部会議を開催をしまして、ガイドラインの規定どおり、町民の健康を第一に考え、海水浴場の開設中止及び町有施設の一時中止を決定して、周知を行いました。

2つ目にお尋ねの今井浜海岸の中止後の対応についてお答えいたします。

海水浴場の開設をどうするかという事前の時点でも、閉鎖の場合の対応については、多くの心配がありました。海水浴場開設に当たりまして、いろいろ苦慮した点は、経済対策上のこともありますが、運用をしながらウイルスの感染や蔓延を防ぐことを第一に考えて、どう

するかであります。

近隣の開設状況を見ますと、主に首都圏からお客さんが海水浴場を開設している市町が多い伊豆半島に来ることが予想されました。そのような中で、開設するかどうかという判断でございますけれども、海水浴場の管理をどうするかであります。これにつきましては、開設しなくても開設しても海水浴客が来ることが予想されて、その対策は海水浴場の開設、非開設に関わらず、町として行わなければならないと当初から考えておりました。

そのような考えの中で、閉鎖をしても無法地帯にしてはならず、一定の管理をしなければなりません。県内でも、牧之原市の静波海岸でも当初から、閉鎖をしながらもライフセーバーなどによる管理活動を行っている例もございます。町として、観光協会と海岸管理の委託を別途8月7日に結び、ライフセーバーによる管理監視活動やトイレの管理など、また職員によるパトロールなども実施をしております。当然、委託管理をした事項については、委託料として支払うこととなります。詳しくは、これまでの経緯も含めて、後ほど担当課長より答弁させます。

次に、経済対策のプレミアム商品券の関係でございます。町内における経済循環を図る目的で、プレミアム商品券・工事券の発行事業を行ってきました。6月末から7月にかけていち早く取り組んできました。これは、町民の皆さんの経済活動をいち早く立て直すこと、国からの特別定額給付金など支払われたことから、できるだけ町内での利用を促進するために実施をしました。おかげさまで大変好評で、多くの方の利用があったものと考えております。すぐに効果が出るか不明でございますが、期間における消費拡大につなげるものと確信しております。取組内容については担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） これまでの経緯ということで、閉鎖の判断基準をレベル4にしたことについてお答えします。

閉鎖の判断基準の一つに、県の定めた6段階警戒レベルのレベル4以上としてありますが、これは警戒レベルが「注意」から「警戒」へ引き上げられ、感染移行期であり、県内の感染状況を踏まえた外出自粛や休業要請を含む必要な行動制限といった厳しい内容になっております。そのため、感染拡大防止の観点から、閉鎖の判断基準といたしました。また、町営の観光施設12施設についても、閉鎖の判断基準について海水浴場と同様としております。

次に、町長の答弁でもありましたが、一定の管理をするため、今井浜海岸ですが、閉鎖し

た今井浜の管理については、ライフセーバーに係る費用、感染防止対策費、トイレの管理費として観光協会へ委託をしております。

次に、プレミアム商品券工事券の取組の状況ですが、これについては、さきの議員の質問に対して述べたとおりですが、再度述べさせていただきます。

まず、プレミアム商品券ですが、事業実施主体は商工会で、「コロナに負けるな！河津町プレミアム商品券」として、販売総額5,500万円に20%のプレミアムがつき、発行総額6,600万円で販売し、7月20日に完売しております。736世帯の購入がございました。500円券24枚が1セットとなっており、1世帯当たりの購入限度額は10万円です。

専用券につきましては、73店舗で使用でき、共通券については、大型店や専用券を含む全ての取扱店199店舗で使用できます。この商品券の有効期限は、年末までとなっております。

この事業に係る商工会への町補助金としては、1,341万7,000円で、財源は地方創生臨時交付金を充てることにしております。

次に、プレミアム工事券ですが、河津町商工会プレミアム工事券として7月15日から16日に予約受付を行い、119世帯、販売総額3,319万円に15%のプレミアムがつき、発行総額3,816万8,500円となりました。1世帯当たりの購入限度額は50万円です。年明けの1月24日までに工事を完了することとなっております。この事業への町の補助金は542万円で、こちらも交付金を充てることにしております。これらの事業の波及効果ということで、町内の消費循環、受注機会の拡大、消費拡大などが期待されております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 要は商工会関係のプレミアム商品券の事業については、やはり町内の消費拡大でありますとかコロナの経済対策もありますけれども、やはり通常のそういう町内経済の活性化につながる事業だと思っております。一度、商工会のほうであまりいい意見がいただけなくて取りやめた時期もございましたけれども、やはりこれは年々取り組まれることができれば、取り組んでいったほうがいいのかと、そのような感じを持ちました。

あと、観光客のPCR検査の結果、待機施設確保を町として確保したというようなお話がございました。これにつきましては、どのような基準でその場所を選定されたのか、また医療機関の人たちの手当のほうはできているのか、町民が発症した場合、隔離状況はどうするのか、こちら辺を一つ伺いたいと思います。

ただ、まだ県の警戒レベル4の発令中なのに、町営施設のバガテル公園、踊り子温泉会館、

交流館の売店、舟戸の番屋など、要はお客様に対応する施設の営業をレベル4なのに開始をしたと。その他の施設はどういうふうなことで考えていらっしゃるのか。レベル4の対応については、町の中で、対策本部の中で決めればよかったのか、そこら辺も伺えればいいなというふうに思います。

レベル4だから、一応そういう施設を全部中止して、海水浴場も中止してということで町として答えを出したわけですがけれども、それで本当に近いときに、あえて営業再開に踏み切って、レベル4というのをどのような感覚で捉えればいいのか、そこら辺がちょっと不鮮明なんで、できれば教えていただければありがたいなというふうに思います。

あと、今井浜のライフセーバーのお話でございますけれども、ごみの清掃車、一応、観光協会のほうに、要は費用を出しているということでございますけれども、これは、基本的に今井浜海岸が閉鎖しているのにも関わらず、そこにお金を町費をつぎ込んでいく。また、これは町費だけでライフセーバーの費用が賄われているのか、そこら辺を分かれば教えていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、医療関係の待機施設等のことについて答弁します。

これは既に新聞報道されておりますが、経緯と連携内容について少しお答えします。若干、議員が勘違いされているところもあるかと思しますので、経緯をお話ししたいと思います。

これにつきましては、6月30日に賀茂地域医療協議会新型コロナウイルス感染症対策部会で、医師ですとか病院、県や市町の行政関係者が一堂に集まりまして、これまでの状況確認や特に夏季におけるコロナ対策について、意見交換をして対策を検討しました。

また、これらの協議を受けて、7月14日に県の賀茂健康福祉センターや賀茂地域局と市町の首長と担当者が集まりまして、主に夏季における具体的な対応や今後の方向性について協議が行われました。特にその中で話題になったのが、症状が疑わしい体調不良の人の対応についてでございます。これについては、原則として帰国者接触者相談センターに連絡の上、指示を仰ぎ、例えばPCR検査を受け、陽性の場合には、県により入院等の対応をいたしますが、陽性かどうか確定をされない検査の結果待ちの人の具体的な対応について、役割分担などが多く話されました。

その結果、住民や帰省者などの帰宅できる状況の人と、観光客など自宅が町外である人の場合との対応を区別しまして、検査結果が出るまでは原則は自宅待機とすることを基本として、観光客などについて宿泊先を自ら探すであるとか、場合によっては自家用車で帰宅して

もらうことなどが確認されました。ただ、帰宅する交通手段がない場合などの対応について、各市町での対応が今後の課題となりまして、河津町では、そういう人のために民間の施設を来年3月まで借り受けて対応することとしまして、早急な対応をするために、予算については専決補正予算としました。

次に、県有施設の県判断基準のレベル4の対応についてお答えします。

海水浴場の閉鎖との関係もございしますが、それぞれにガイドラインが決められておりまして、主な点ですが、町有施設については、発令された時点で即閉鎖をし、感染状況の確認や再度の対応策を見直した上で、再開するかどうか判断することになっております。それぞれがそのような判断の上で、再開するかどうか決めております。

次に、今井浜海水浴場の閉鎖後の海水浴場の費用の関係でございしますが、先ほども答弁申し上げましたが、委託管理契約をした事項については委託料を支払うこととなります。それで、この点につきましては、先ほどの答弁でちょっとお答えしましたけれども、元々開設してもしなくても、管理は必要だろうという考えが基にございます。そういう中で、閉鎖はしましたが、もう既に開設の準備のために費用も一部出したものもございます。そういう中で、閉鎖はしましたが、その後の管理を無法地帯にしないということを原則としておりましたので、別途委託契約を結んで、観光協会と管理をお願いをいたしました。

それから、プレミアム商品券の発行事業と工事券の発行事業について、煩雑で大変とのことですが、具体的な内容につきましては、今後、商工会事務局と調整できるものは対応していきたいと思っております。

そういうことで、現状の考え方については以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 私からは、PCR検査対象者の待機施設設置基準と町民への対応について申し上げたいと思います。

町長が申しましたとおり、7月14日に関係機関と協議を行った結果、町民以外の観光客等のPCR検査対象者の待機場所の確保について、市町で対応することとなりました。夏季シーズンに入っていたため、県からの施設基準であります個室でトイレを有し、入浴施設を有し、住宅密集地域でない施設を早急に探しまして、家主さんに趣旨をご理解いただきまして、ご協力をいただいたという状況でございます。

また、医療機関の関係者並びに町民への対応につきましては、県保健所が通常どおり全て対応するというようになってございます。症状により、病院へ入院、県が用意する宿泊施設、

自宅待機のいずれかの対応となります。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

前回のときに、待機の人はどうするんだという話がありまして、県のほうで全部対応するよという話でございましたんで、あえて、要はそこに町が介在する問題は何なのかなということで、お伺いをさせていただきました。

あと、1件ちょっとお伺いができていなかったのかなと思うのは、レベル4の問題で、レベル4だから、要は休館、休業を決めたよという形の中から、まだレベル4が続いている中で、何で踊り子温泉会館とか、そういう施設がオープンしたのか、これは町が決めればよかったのかというところのレベル4の整合性の話がちょっと聞きたかったかなと思うんで、その後でお話をいただければありがたいなというふうに思います。

あと、プレミアム商品券の部分において、作業が商工会自体のほうで、結構換金の問題だとかそういうのがございまして、結構大変なところがあるんで、今後キャッシュレス化とかそういうようなことが、要は商工会も含めて取り組んでいけないのかなというように意見もございましたんで、そこら辺も一つ、これからの要はそういう部分の課題かなというふうに思います。

ただ、まだこの災害のコロナの終息が全然見えてこない状況の中で、これから町内の経済対策が何か取り組まれるようなことがあるのか、それも伺いたいと思います。

続きまして、コロナウイルスとインフルエンザの感染症がよく似ていると、同時発症というようにことも、コロナとインフルエンザが同時期に流行するというようにことも十分考えられるわけです。感染の症状もよく似ておりまして、発熱などがよく見られます。同じような症状です。医療機関の対応も、もっともっと大変になるんじゃないかなというふうに思います。また、インフルエンザの感染者については、インフルエンザは子供たちの感染が多く見られるような状況があります。子供たちに予防接種事業に取り組んでいただきたいと思います。仮に取り組むとして、高校生以下未就学児まで、現状で何人ぐらいの対象者がいるのか。例えば1人平均4,500円の費用として、大体どれぐらいの費用が必要になるのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。近隣の町で、南伊豆町は高校生まで、松崎町は中学生まで補助事業に取り組んでおります。東伊豆町においても今後取り組むというように情報もございました。まだ不明でございますので、何とも言えません。河津町として、子供

たちの健康と安心と安全、取り組んでいただけないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、何点かお答えしたいと思います。

まず、レベル4の関係でございます。これについては、ガイドラインを決めた中で、レベル4となった場合の対応を、一応一つの条件としました。それは、県の記者会見でも副知事等がおっしゃってございましたけれども、レベル3とレベル4の違いといいますか、レベル4につきましては、外出自粛や休業要請を含む必要な行動制限ということが言われております。場合によっては、休業要請もするぐらいの強い判断だという形で、私どもは判断をいたしました。そういう中で、レベル3とレベル4の違いというのは大きな違いがあるということで、レベル4を一つの判断基準として、ガイドラインを決めさせていただきました。そういうことでございます。

それから、先ほども申しましたけれども、商工会とのプレミアム商品券の関係でございますけれども、今年、急遽プレミアム商品券を出したということもありますが、大変金額が大きくて大変だったと思いますが、今後、商工会とも打合せをして、調整できるものは調整をしていきたいなと思っております。そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今後の経済対策でございますけれども、それは今回の9月補正の中で出ておりますけれども、あらゆる場面を想定して、経済の活性化ですとか子供たちの環境だとかいろんなことを含めて予算化をさせていただいておりますが、その中でも、経済活性化の部分もありますので、総合的に今後も対応していきたいと思っておりますし、今後の情勢にもよりますし、また国の対策等もあるかと思っておりますけれども、とりあえずは地方創生臨時交付金を使った予算をこの9月補正で十分生かして対策をしていきたいと、そういうふうに思っております。

それから、ワクチンの関係でございます。感染予防のためのワクチン接種の関係で、インフルエンザの予防接種の町独自の補助については、これ前々から何回も同じ答えを繰り返しておりますが、予防接種が大事であることは分かりますが、何よりも国の方針で法律に基づいた定期接種でない任意接種であること、それと、費用面でいろいろ考えた上で、現状では考えておりませんので、今までどおり任意接種でお願いしたいと思っております。確かにコロナウイルスの関係もございますが、現状ではそういう考えで今のところ変わっておりません。

町では、これまで医療費無償化について、高校生まで拡充をして実施をしておりますが、この制度により町の負担も大きくなりますが、子供たちの多くの病気やけがなど、総合的に

対応することができまして、負担軽減や健康維持に大きく寄与しているものと考えております。

議員お尋ねのそれぞれの質問につきましては、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） 施設の再開について、補足させていただきます。

町営施設のガイドラインに基づいて、7月28日のレベル4への引上げに伴い、閉鎖、閉館しましたが、今後の施設運営を考慮した上で、8月5日にガイドラインを改正しております。改正し、施設を再開しているということです。

改正の内容ですが、レベル4の場合は、施設閉館後、国・県・地域の感染状況を勘案し、県が策定した新型コロナウイルス感染症に関する対応方針や、感染予防ガイドラインなどに基づく適切な感染予防策が講じられているか等の確認・調整を行い、営業を再開するという内容で、ガイドラインのほうを改正しております。

なお、再開に当たっては、各施設と感染予防対策について、担当課において確認した上で再開をしております。ですので、まだ再開していない施設もあるということでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 私からは、先ほど議員からお尋ねのありましたインフルエンザ予防接種の高校生以下の人数と、それとあと接種費用についてお答えをさせていただきたいと思います。

令和2年8月末現在でございます。高校生以下の人数は850人でございます。それで、賀茂医師会の接種単価につきましては、先ほど議員が言われましたとおり4,500円ということございまして、850人が1回接種をしたとして仮に計算しますと、382万5,000円の費用がかかるといったところでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 町長の今まで言っていたことに一貫性はございますんで、任意接種の問題、インフルの任意接種の問題は、基本的にはよく分かるんです。ただ、河津町の任意接種でも、している接種もございます。おたふく風邪かな、それは任意だけれども、しているんじゃないかな。していない、していない、何にもしていない、河津は。すみません。ただ、

南伊豆であるとか、ほかの市町においても、やはり町民、市民に必要なそういう、いくら任意であっても取り組まれているところもございまして、そこら辺も今後は十分お話をいただきながら進めていただくのが一番ありがたいな。結構そういう声をいただきますので、ぜひお願いできることはお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

町の営業施設運営についてお話を伺います。現在、町の営業施設として、バガテル公園、踊り子温泉会館、カーネーション見本園が運営をされております。各施設の運営収支は、令和元年度、バガテル公園がマイナス6,168万2,000円、踊り子温泉会館がマイナス1,997万6,000円、カーネーション園がマイナス886万8,000円、大体全部合わせまして、9,052万6,000円、約9,000万ぐらいのお金を、要はつぎ込んでいるというのが現状でございます。このような施設につきまして、今後の町の方向性とかいうのはお考えになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 町営施設の各施設、今後の運営の問題についてでございます。

議員がご質問のとおり、大変、施設については収支状況が厳しいところがございます。そういう中で、今後の施設の運営につきましては、いろいろ検討しているところでございますが、お答えしたいと思います。

ご指摘の各町施設の運営につきましては、この間の休業等の関係もありまして、今年についてもコロナウイルス等の感染状況により、休業等が心配されます。議員は、昨年の実績を言われていると思うんですけれども、これにつきましても2月、3月の桜まつりだとかコロナの関係も若干影響ありまして、収支の幅が少し広がったのかなという思いもありますけれども、今年についてはさらに厳しい状況があらうかと思えます。

また、できるだけ経費は見直せるものは見直して対応してまいります。特に雇用関係につきましても、今年度から包括委託の関係もありますので、特にその辺については、連絡は密にして、また経費等についても、今後の運営については十分打合せをした中でやっていかざるを得ないのかなとそういうふうに思っております。

具体的な経営状況につきましては、担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは、河津バガテル公園のほうの状況

について、説明をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルスの影響が顕著に出ているというところで、4月から8月までの間には、4月13日から5月17日と7月29日から8月6日までの2回の休園期間がございました。約1か月半は閉園ということをしておりました。春バラシーズンの繁忙期に休園したことや、先行きが見えず、誘客PRができなかったこと、それから観光客の外出控えなど、春バラシーズン中の入込客の減少によりまして、8月末までで7,108人の入園者、これは有料の入園者でございます。昨年度比34.4%と約3分の1に落ち込んでいる状況でございます。

また、入場者数の減少に伴いまして、施設内での物販状況も同様に落ち込んでおりまして、昨年度比42.5%という状況になっております。春バラシーズンで、入場料及び物品販売等合わせまして、約2,000万円ぐらいの減収という状況でございます。収入額の減少に伴いまして、販売材料の購入の抑制、それからシャトルバスの減便、それからワインカーヴの解体を行うことになっておりましたが、そちらの工事の中止、そういったもので、支出の削減に努めております。削減額は、約1,270万円ほどになりますが、本定例会に補正予算のほう揭示させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大が予断を許さない状況でありますので、その時々状況を見極めながら集客PRやイベントの実施を行っていききたいと、このように考えているところです。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） 私のほうから、踊り子温泉会館とカーネーション園についてお答えします。

踊り子温泉会館の経営状況ですが、こちらもバガテル公園と同様に、新型コロナウイルスの影響を受け、今年度に入り、約1か月半休館したことで観光客の減少により、8月までの入場者数は1万1,738人で、昨年比39%、約4割に落ち込んでおります。館内での販売収入なども減っており、入場料及び販売収入など合わせて前年比36.1%で、約1,170万円の減収となっております。収入については、今後も入場者の増加は見込めず、減収となる見通しのため、1,368万2,000円の減額補正を本定例会に計上しております。

支出については、昨年、施設運営の見直しを行い、軽食コーナーの廃止、設備の負担軽減やメンテナンスのため、毎週火曜日を休館日として運営を行っていますが、老朽化に伴う維持管理費は、継続的に必要となってくるような状況です。したがって、温泉会館については

今後も厳しい運営が見込まれます。

次に、カーネーション見本園についてですが、こちらもコロナの影響により、3月の入園者が大幅に減りました。また、例年5月第2日曜日まで開園しておりましたが、国の緊急事態宣言発令に伴って、4月7日に閉園しております。昨年度から営業期間を短くし、受付にかかる人件費の削減などを図っていますが、今後も厳しい運営が見込まれています。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） この施設につきましては、やはり町として、観光立町の町としてどうするかというのが、これから大きな課題なのかなというふうに思っております。

なお、ここを包括委託業務にしたということで、結局、契約してしまうと休んだりすると、やはり契約なんで、人件費はずっと発生するというような考え方でいいのかなというような疑問もあります。今後の方向といたしまして考えていかなければいけないというふうに思っております。

バガテル公園の再生につきましては、コンサルティング会社から今後の方向性、もちろんふるさと納税を開始して、新たな事業展開をしたいということは十分分かっているんですけども、そういうような方向性とか、こういうような事業計画がいいんじゃないのというような、そういう計画が出されたのか、お伺いしたいと思います。

どの施設につきましても、実際問題、収益が上がらない原因がやはりあります。それは、お客様がコロナだとかそういうので来ないというような原因もあると思いますけれども、それ以外の原因の分析は町としてしているのでしょうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねの各施設の営業の分析の関係でございます。

先ほど来申しておりますように、現状としては、各施設の状況については、大変厳しい状況であることは、承知をしております。また、まだまだ感染拡大も心配されまして、場合によっては、緊急事態宣言も発出される可能性もありまして、予断を許さない状況でありまして、しばらくは状況を見ながら対応をせざるを得ないかなと、そういうふうに思っております。

それから、お尋ねのバガテル公園の再生事業の関係、コンサルティング会社とは、7月1日に委託契約を結びまして、現在進行中でございます。その他ふるさと納税事務についても

事業委託をしております。

営業分析は行われているかとの質問でございますが、バガテル公園については、一昨年に分析を行いまして、現在に至っております。今後も踊り子温泉会館など町営施設の運営についても、目的や収支内容も含めて、町民の皆さんの意見なども参考にしながら、営業収支の改善に向けて取り組んでいきたいと思っております。

また、必要な施設かどうかということもあるかと思うんですけれども、町の施設として目的を持って造ったものだと思いますので、建設時と比べ、時代の変化ですとか利用者の動向なども変わってきていると思っておりますし、町民の福祉向上を目指す目的もあると思っておりますので、慎重に必要か必要でないか検討すべきであると思っておりますし、町民への情報提供も含め、意見を聞きながら対応したいと考えております。

なお、現状については、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） バガテル公園のほうの現在の状況と申しますかについてお話をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染症が拡大する中で、観光的にPRをすることもままならない状況であります。そういった中で、7月には町民の有志団体の協力によりまして、オレンジリーを利用したプロジェクションマッピング事業を実施しました。また、その中でタイの乗り物ですトゥクトゥクを園内で走らせるなど、来場者には好評を得たイベントだと感じております。

こうしたイベントを実施することにより、バガテル公園の再生の力に少しでもなる可能性のあることであればチャレンジをしていきたいなど、今後もチャレンジしていきたいと思っております。

今後の秋バラシーズン以降も、同様の企画を実施していきたいと考えています。イベントとしては、たこ揚げ、たこ作り、それから大道芸のパフォーマンス、それから稲取高校の吹奏楽部の演奏会、それから新日本フィルハーモニーの新日本フィル弦楽四重奏の演奏会、星空観察会、ナイトバガテル、これがプロジェクションマッピングの事業です。それからコスプレイベント、それからバガテル公園の単独イベントとしては、園内ガイド、それからバラの手入れ講座、秋バラ撮影会、こういったものを10月4日以降、順次、今のところ計画をして実施をするべく予定をしております。コロナ禍の中ではありますが、こういったことで誘客に努めていきたいというふうに考えております。

賀茂地域内でも感染者が出ていないのは当町だけになっておりますので、観光に対するアクセルとブレーキの踏み方の判断が非常に難しいという状況になっております。今後も感染対策をガイドラインにのっとり、万全を期して対応していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） 収益の上がない原因の分析ということではないんですが、踊り子温泉会館については、昨年、河津町温泉会館管理運営委員会を開催しております。その中で、今後の方向性について議論していただきましたが、施設は閉鎖せず、修繕や改修で観光施設として残していくべき、施設への負担軽減や人件費削減のため、定休を設けるなど、運営体制の見直しといった結論が出されております。そのようなことから、先ほども答弁しましたが、軽食コーナーの廃止、休館日を設けるといった対応をしております。

また、電気料についても今年度から新電力に切り替えることにより、経費削減を図っていきたいと思っています。

カーネーション見本園についてですが、カーネーション栽培の技術とカーネーションの魅力を発信し、花のまち河津のアピール、花を生かしたまちづくりの推進などを目的に運営をしております。観光施設とはある意味一線を画すところですが、今後もこちらの施設についても引き続き、経費削減に努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） こういう施設につきましては、前年と同じような取組をそのまましていれば、必然的にどんどん衰退していくというのが、こういう観光業界の常識かなというふうに思います。ですので、例えば温泉会館にしても、じゃ、こういうイベントを、要は新たなイベントを打っていくよとか、そういうことがこれから営業施策の中に必要になってくるのではないかな。そのようなことを感ずるわけですが、最終的に町長のほうにちょっとお伺いしたい、この町として、この施設の運営はやはり必要な施設ということで、今後も継承していくということで理解をしてよろしいでしょうか、温泉会館も全部含めて。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほども申しましたけれども、基本的には当然、町が造るわけですから、それなりの目的を持って、皆さんの議会とか町民の皆さんの理解を得て造ったものだと

思います。それが、やっぱり時代ですとかいろんな背景の中で、転換を本当はしなければならなかったのかなと思っておりますけれども、それがちょっと遅れているのかなという部分もあります。そういう中で、それぞれの施設によって分析をしていかないといけないのかなと思っております。

今、バガテル公園はそういう思いでやっておりますけれども、当然温泉会館についても、温泉の集中管理事業との関係もありますし、全体の温泉量の関係もありますし、いろんなことを含めた中で、当初目的との変更ですとか、そういうことも含めて、去年は委員会をつかって、そういうお願いもしたりしておりますので、そういうことも含めて検討したいと思っております。

カーネーション見本園については、もともとは観光と農業政策の部分としての両方の目的があったと思います。信頼の見本園といいますか、そういう意味もあるものですから、ちょっと観光とは若干こう違うところがありますので、でもやっぱり運営となると、お金のかかるものですから、いろいろ努力をして変えていかなければならないと思っておりますので、それについても今後進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊議員にお尋ねしますが、先ほどの質問の中で、人件費等のいろんなものの休業のときのという答弁がないように思いますけれども、追加でしていただきますか、それとも質問は進んで……

○9番（渡邊 弘君） よろしくお願いたします。

○議長（土屋 貴君） ここで時間が4で取れますけれども、簡単で……

○9番（渡邊 弘君） じゃ、簡単をお願いします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 先ほどの委託の関係でございますけれども、契約をまずしてございますので、その内容に準じた中での協議をしていくということでございます。先方のほうも一つの目的を持って受託をされているわけですので、いろいろ個別の案件というのはまだこっち、初めての経験の契約ですので、担当が適宜協議をして進めておりますので、そういうような状況ということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） ありがとうございます。議長、ご配慮もありがとうございました。

そういうことで、人件費等については、やはりしっかり見て事業を取り組んでいく必要があるのかな。

次に、町立3小学校統合について、お話をちょっと伺いたと思います。

河津町立小学校統合準備委員会を立ち上げて、具体的な課題の諮問をして、優先的諮問事項、また後発的諮問事項ということで、統合準備委員会から答申をいただいて、町内3小学校を閉校して新校舎を建設し、新たな統合小学校を開校するというので、お話がございました。

先ほどの宮崎議員のお話の中で、大体話が済んでいるんですけども、あえて少し伺いたいところがございます、よろしく願いいたします。

小学校統合の説明会、これを16回開催して、約380名の参加があったということで、町としては、町民の理解をいただいたので、町として正式に統合する方針を決めましたということでもございました。ただ、確実に建設までのご理解ではないのかなというふうに感じております。理解をいただくには、まだまだ多くの問題があるというふうに考えております。後発的な諮問事項においても、個人の事情も十分考慮した中で協議をして、今後説明が必要になってくるのではないのかなというふうに思います。そういうふうな形の中でも、町として、町民の理解をいただいたと考えていると思っております。よろしいのでしょうか、ちょっと伺いたしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 渡邊議員の3小学校の統合について、町民の説明と理解ということがあります。これは、先ほど議員の方にもお答えして、重複する場面もあるかもしれませんが、お答えします。

基本的には、議員お尋ねの町の方針として、基本的な方向は理解されたと思っております。今後、後発的な課題につきましても、統合準備委員会で検討されると思いますので、具体的な案ができましたら、また町民の皆様へ情報提供したいと考えております。その過程で、他の議員の質問の中で答えておりますが、地域の風が行き交う統合小学校を目指して、つながりですとか一体感など培うために、ぜひとも町民の皆さんが参画できることも含めて、検討をお願いしたいと思っております。

現状と今後の予定など、詳細は教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） それでは、現在の状況について、少し説明をさせてい

ただきたいと思います。

現在につきましては、後発的諮問事項の協議を行い始めております。8月3日、それから8月24日と2回ほど会議のほう行っております。

進め方としましては、統合準備委員会の委員全員で協議を行うもの、それから統合準備委員会に学校の先生方や町民の方々にも参加をお願いをし、部会などを設けて、多くの意見を伺う、多くの方々に参加をしてもらいながら協議を進めるといった形の区分けをしながら協議をしていく形になります。

令和元年度の協議した優先的諮問事項については、一括での答申をいただきましたが、後発的諮問事項については、協議がまとまった事項から答申をいただく予定でおります。答申受領後につきましては、教育委員会と町で答申内容の確認、協議等を行い、町としても方向性を出した中で、住民説明会等で多くの意見を集約し、周知をしながら、今後進めていきたいというふうに思っております。

統合準備委員会の初めの優先的諮問事項については、統合の骨格となる柱の部分を協議していただくというふうに理解しておりまして、今後は具体的な協議といった形になろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） そうというような形で、要は住民説明を相交えながら今後の方針を決めていくということで、お伺いをいたしました。開設場所につきまして、安全で安心できる場所ということで、河津中学校周辺というようなお話をいただきました。

当面の間、小学校を活用するというようなお話をいただきました。ただ、津波の危険について想定されている場所でございます。東南海地震L2の場合でも、最大津波基準水位1.8メートルであり、安全な高さが明確であると、要は町のほうのお話で、説明会でお伺いいたしました。これは、町としては安全な場所ということで考えてよろしいのでしょうか。

もう一つ、当面の間というのは、どれくらいの間を考えていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今、議員がお尋ねの南小の活用と当面の間ということでございます。

新校舎ができるまでの間、仮校舎として現南小学校の校舎を利用する予定ですが、議員がお尋ねのとおり、安全な場所というよりも、津波浸水想定区域になっております。この件に

ついても、準備委員会で議論されたと聞いておりますが、現状の複式学級が差し迫っている状況ですとか、そういう中で、まず統合をして教育効果を高めることなどを優先的に考えて、現在の南小学校を仮校舎として使用するという、そういう背景があった中での答申であると理解しております。

しかし、先ほど言ったように、津波浸水想定区域になっておりますので、万が一のことを十分考えて、仮校舎の使用時には、対策を取って、安全・安心を図らなければならないと考えております。いずれにしろ、一日でも早い新校舎の建設に向けて取り組んでいきたいと思っております。

どれぐらいの期間ということ聞かれましても未定でございますが、用地などの確保が一番の問題であると思っておりますので、まず配置計画を進めることから始めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題といたしまして、期間の問題は、やはりこれからのスケジュールの中で決まっていくのかなというふうに思います。宮崎議員もおっしゃっていましたが、今後の児童の数の問題も含めて、要はこれから小学校統合問題は、大きな山場を迎えるのかなというふうに思います。その節に、やはり住民説明会等を開いていく中で、建設に当たっての財政のシミュレーション、例えば20億かかるよとか40億かかるよとかそういうようなシミュレーションというのは、もう一応概算は考えたりしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 建設の財政シミュレーションでございます。結論からいいますと、未定でございます。

建設規模ですとか、特に今回の場合、小中一貫校といったこともありますんで、どのような建物であったり規模になるか未定でございます。今後の場合は、確かに児童数の問題もありますし、あと、小・中の問題もございます。どんな形でいくのか。また、小学校ですと、プールですとか問題もありますし、あと体育館などについての検討も必要かと思っております。そういうことで、現状については未定で、不確定なところでございます。

ただ、建設についての補助金の補助率の問題でございますけれども、通常、合併・統合の場合は2分の1の補助率なんですけど、今回の場合は、1回仮設校舎として南小に行くものですから、その後の統合した場合、本当に2分の1になるかどうかというのが、一つの心配な

ところがあつたわけでございますけれども、今の段階では、とりあえず2分の1の補助率はもらえるんじゃないのかなという想定で考えております。基本的なことなものですから、3分の1か2分の1は大きな問題でございますので、国の補助金については今のところ、そういうことで考えております。先ほども言いましたように、仮に仮設校舎で行うにしても、できるだけ統合の早い時期に建設を始めることが求められていると申して考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

これで私の一般質問を終了いたします。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘議員の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました4番、遠藤嘉規議員、2番、桑原猛議員、1番、大川良樹議員の一般質問は、明日3日に行います。

◎散会の宣告

○議長（土屋 貴君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

9 月 3 日（木曜日）

令和2年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年9月3日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 2号 令和元年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について
- 日程第 3 報告第 3号 令和元年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 4 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて(河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 5 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度河津町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第 6 議案第30号 河津町経済変動対策貸付基金(新型コロナウイルス感染症対応枠)利子補給基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第31号 河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第32号 河津町温泉事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第33号 河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第34号 河津町情報通信施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第35号 令和2年度河津町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第12 議案第36号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第37号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第38号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

出席議員(11名)

1番	大川良樹君	2番	桑原猛君
3番	渡邊昌昭君	4番	遠藤嘉規君
5番	上村和正君	6番	塩田正治君

7番 仲 里 司 君
9番 渡 邊 弘 君
11番 宮 崎 啓 次 君

8番 土 屋 貴 君
10番 稲 葉 静 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	岸 重 宏 君	副 町 長	土 屋 晴 弥 君
教 育 長	鈴 木 基 君	総 務 課 長	後 藤 幹 樹 君
企画調整課長	木 村 吉 弘 君	町民生活課長	土 屋 典 子 君
健康福祉課長	稲 葉 吉 一 君	産業振興課長	村 串 信 二 君
建 設 課 長	山 本 博 雄 君	水道温泉課長	中 村 邦 彦 君
教育委員会 事務局 会長	川 尻 一 仁 君	会計管理者 兼 会計室 長	渡 辺 音 哉 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 田 吉 光 書 記 大 川 知 寛

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） おはようございます。

ただいまの出席議員11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告いたします。

◎一般質問

○議長（土屋 貴君） 日程第1、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するのか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとなりますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力を願います。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

4番、遠藤嘉規議員、2番、桑原猛議員、1番、大川良樹議員。

◇ 遠藤嘉規君

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤嘉規議員の一般質問を許します。

遠藤議員。

〔4番 遠藤嘉規君登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） おはようございます。

4番、遠藤嘉規でございます。

令和2年第3回定例会開催に当たりまして、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

なお、私の質問は次のとおりです。

1件目は、緊急地震速報発表時の学校の対応について。

2件目は、GIGAスクール構想について。

以上、2件でございます。

町長及び教育長、関係課長の答弁を求めます。

質問に先立ちまして、現在、静岡県下でコロナウイルス感染症が多く、感染者が出てきて問題になっていると。行政のほうでもしっかりと対応して民間でも協力をしていく。その中でしっかりと自助、共助、公助が発揮されていく中で、現状、河津町においては感染者がゼロというのを維持できております。

静岡県内で見ますと、函南、伊豆の国、河津、この3つの自治体だけかなというふうになるんですけども、この夏がコロナ対策もやりつつ夏のすごい暑さもありつつで、町民皆さん心身共に疲れ果てた夏だったんじゃないのかなというふうに思います。これからこの夏の暑さが変わりつつある中、朝夕とても寒くなったりしてということで、体調崩しやすい季節になります。また、冬に向けて風邪もはやってくる季節になってきます。

そういった中で懸念されるのが、発熱度とかせき、体の痛み、喉の痛み、下痢、結膜炎、頭痛、味覚障害、嗅覚への障害、息切れ、これら全部コロナ感染したときの初期症状の一つだというふうに言われています。そういう症状が出たら、かかりつけ医に相談しましょうということですけども、風邪の症状とほぼ一緒で、なかなか区別がつきにくいというように言われているようです。コロナ感染者ゼロの町というこの看板が、これから逆に河津町に住みにくくなる看板になりやしないかということ懸念しております。

岩手県の知事が、感染者が出ても大丈夫だから、安心して申し出てくれということテレビでいつときしきりに言っておりました。コロナになっても安心して住み続けられる町、河

津町に仕向けていけるように、行政、民間共に努力していく、考え方を変えていく必要がこれから出ていくのかなというふうに思っています。ぜひその辺を意識しながら、町のかじ取りをしていただけるとありがたいと、我々もそういうふうに意識を変えていけたらいいなというふうに思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

緊急地震速報発表時の学校の対応ということで質問をいたします。

河津町では、有事の備えの一つということで、町立の幼稚園、小学校、中学校に緊急地震速報の受信機を設置しております。先々月の末ですが、太平洋のかなり広い範囲に緊急地震速報が発表されました。7月30日の午前9時36分、東京都心から500キロ以上南にあります鳥島近海を震源とする地震が発生したと。気象庁は2分後の9時38分、関東甲信、東海、東北、広い範囲を対象に緊急地震速報を発表いたしました。多くの方の携帯電話が緊急地震速報で鳴ったりしたので、記憶に新しいところかなというふうに思います。結果的には気象庁の誤報ということで事なきを得ましたが、ある意味で考えれば、実践的な訓練と捉えまして、問題点を洗い出すよい機会ではないかと考えております。

7月30日の誤報ですが、町内の学校に通う児童・生徒の両親、本人などにちょっと話を聞きました。そしたら、そもそも学校で緊急地震速報は鳴らなかったというふうに言う子がいたり、はたまた緊急地震速報が鳴ったので、みんなで机の下へ隠れたよと言う子がいたり、学校から家に帰ってお母さんに聞くまで知らなかったなんていうような話もあるんですね。

町外になるんですけれども、県立のある高校、河津町の生徒が通っている高校では、緊急地震速報が鳴ったときにテスト中だったと。テスト中だったんだけど、緊急地震速報が鳴ったのでクラスの中がざわざわとなったんだけど、すぐに先生が言ったのが、緊急地震速報なんか気にしないでテストを続けなさいという指導が入ったとという話を伺いました。県立の学校で、河津町は直接関係がないとはいえ、緊急地震速報を無視してテストを続けろという指導はいかがなものかなというふうに思うんですけれども、多くの方が耳にした緊急地震速報なんですけれども、町内の学校ではどういうふうな対応だったのか、7月30日の誤報のときの町立の学校の対応を幼稚園、小中学校における緊急地震速報の受信の仕組み、受信後それを生徒にどのように伝えるのか、この3点について当局の回答をお願いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの遠藤議員の緊急地震速報発生時の対応についてお答えした

いと思います。

その前に冒頭に、コロナウイルスの関係のお話があったものですから、若干私の気持ちだけをお伝えしたいと思っております。

河津町、おかげさまで皆さんの協力のおかげで、今のところ感染者はゼロという状況でございます。ある面、議員もおっしゃいましたけれども、町民の中には、やっぱり1号になるのが大変嫌だという、そういうことで大変警戒心といいますか、大変心配をしている方も多いように聞いております。特に町内65歳以上の方が4割以上ということもあるものですから、重症化する率が高いということもあって、そんなことで大変心配している方もいることもある面ではあります。そういうことで、万が一今後のことが心配されるわけですが、一般的に言われるのは、感染者も被害者でありますので、悪いのは人ではなくてウイルスだということで、そういう目で今後見ていただけたらなと思っておりますので、そんなことで配慮したいなと思っております。

それでは、緊急地震速報の関係でございますが、対応について教育委員会事務局長よりお答えいたします。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） それでは、私より説明をさせていただきます。

まず、7月30日の地震の関係、情報の関係でございますが、こちらについては気象庁から地震情報データ、地震の震源地、それから地震の規模といったことから、気象庁の予報業務の許可取得会社のコンピューターで分析をした中で町内に地震がもう来ているといった判断をし、各学校の緊急地震速報は流れておりません。しかし、職員室にいた先生方が携帯電話等により緊急地震速報のエリアメールを確認したことによりまして、学校内の放送設備にて周知した学校もあります。子供たちは先生の指示に従い、机の下に潜る等の対応を行いました。

それから、緊急地震速報の仕組みということでございますが、こちらのほうについては、気象庁が全国1,200か所設置されている高感度地震計が地震の発生を感知すると、気象庁の予報業務の取得会社のサーバーを経由し、すぐに学校に設置してある受信機のほうに情報が送信されます。学校では受信後、自動で放送が流れるような設定となっております。受信機の設定震度は震度4以上としています。テレビ、ラジオ局が発信する一般向けの緊急地震速報は、多くの通信回路を経由するため、伝達スピードが遅くなります。町が設置している緊急地震速報の受信機は、実際に地震の揺れが来る数秒から十数秒前に伝達できる確率が高く

なっていると考えております。

それから、受信後どのように生徒に伝わるかということでございますが、先ほど言ったとおり、自動で放送といった形になりますが、緊急地震速報が流れますと、学校でのマニュアルに従い、授業中など屋内にいる場合については机の下に身を隠し、揺れが収まるのを確認し、運動場または屋上へ避難するようになります。先生方の指導に従い行動するよう訓練をしております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 7月30日の状況に関してでいいますと、緊急地震速報を流したとしても、もう着いた後だというふうに機械が判断をしたので流れなかったということで、机の下に隠れたという生徒がいるというところは、先生のスマホのエリアメールで来たのをその先生が対応をしたという、すごいすばらしい判断をした先生がいたものだなというふうに感心するんですけども。

緊急地震速報を学校に設置しているんですけども、この緊急地震速報とは別に、町の同報網防災無線を使ったJアラートという仕組みがございます。このJアラートを同報無線で流れるものには緊急地震速報ですとか津波警報、大雨警報、ミサイル警報、各種様々な警報が自動で鳴るといようなことで、仕組みがもうできているというふうに認識しているんですけども、4年前の熊本地震、大きい被害がありましたけれども、あの地震の当時の映像をYouTubeや何かで見ることができるんですよ。民間の方でたまたま撮っていたというような映像で。その際に行政の同報無線からJアラートが夜中に鳴り響いている映像というのも実はありまして、かなりそれが機械の音声みたいなので真夜中に鳴り響くので、ちょっとびっくりするような放送な気がしたんですけども。

町の同報無線から同じように緊急地震速報が流れることがある。Jアラートでというふうなことがあるんだろうなと思うんです。実際にその条件というのをちょっと調べ切れなかったんですけども、調べたところ、最大震度が5弱以上で想定したときに、河津町で震度4以上が想定される場合にJアラートの緊急地震速報が鳴るといようなことが、調べたところ、あったんですけども、実際に学校にある緊急地震速報のシステムと同報無線から自動で流れると言われるJアラート、これの違いというのがどういうものなのかというのを伺いたいなど。

それと同時に、よその自治体の学校だと、防災訓練を行う際の実施として、抜き打ちで緊

急地震速報を鳴らして、避難行動を行うという防災訓練をやっている自治体の学校があるというふうに聞いております。町内でいうと、さくら幼稚園が緊急地震速報を実際に鳴らして、避難訓練をやっているというのを以前見せていただいたことがあるんですけども、河津町内で小学校、中学校で緊急地震速報を使った防災訓練は行っているのかどうか、また、それが年間にどれぐらいの頻度で行われているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問のJアラートと緊急地震速報の違い、あるいはそれを使った訓練は行っているのかというご質問でございますが、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） Jアラートの関係のほうにつきましては、私のほうから説明をさせていただきます。

その前に、一般向けの緊急地震速報についてでございます。地震発生直後に各地での強い揺れの到達時間や震度を予測しまして、可能な限りに素早く知らせることにより被害を軽減するための情報のことで、気象庁が中心となりまして携帯電話会社等へ提供する予報や警報を指しているということで、ちょっと言葉が同じ言葉で、今、話になってしまうとちょっと重なるかと思っておりますので、別にも緊急地震速報があるということでございます。

また、ご質問のありましたJアラートの関係でございます。Jアラートにつきましては、全国瞬時警報システムということでございます。緊急地震速報と同様に目的を持って地震や津波、弾道ミサイルの発射など、すぐに対処しなくてはならない事態が発生した際に、国から住民に直接速やかに情報を知らせることを目的に、総務省消防庁が2007年から整備しまして、2007年から運用しているものでございます。

なお、今回の地震によってJアラートが作動する場合の条件ということでございます。先ほど議員のほうからもお話がありましたが、最大震度5弱以上の揺れが想定される地域の中で、河津町で震度4以上の地震が予想される場合に、自動的に起動するということになっております。この河津町というのは河津町だけではなく、この周辺一帯というふうに捉えていただきたいと思います。緊急地震速報や津波警報等については、気象庁から総務省消防庁へ送信されまして、通信衛星を経由しまして各市町に瞬時に伝達され、防災行政無線を自動的に起動させるという経路を通して放送が流れるものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、学校にある、まず緊急地震速報のシステムについて申し上げます。

緊急地震速報のシステムについては、気象庁で地震による被害を軽減するため、地震発生直後に強い揺れが来る可能性を知らせる情報として、緊急地震速報の提供を行っているものでございます。緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまでの時間というのは、ごく僅かです。少しでも早く情報提供できればということで、各学校に緊急地震速報の受信機を設置しております。平成29年度にさくら幼稚園、それから南小学校、河津中学校へ設置をしております。平成30年度に東小学校、西小学校へ設置をしております。

それから、緊急地震速報を使った訓練を実施しているかのご質問でありますが、訓練を実施している学校と実施していない学校があります。緊急地震速報を利用しなくても各学校で生徒に知らせることなく抜き打ちでとかといった形の訓練も行っております。各学校では地震だけではなくて、風水害、それから火災、それから不審者対応の訓練、それから保護者への引き渡し訓練等も実施をしなければならなくなっております。さくら幼稚園では、これらの訓練を8月を除く毎月順番で行っております。それから、小中学校では、年間5回程度の訓練を実施をしております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 年間にわたって各種訓練をローテーションを組んでやっているということで、この緊急地震速報の訓練に関しては、やっているところとやっていないところがあるということでもいいですね。

この緊急地震速報なんですけれども、先ほど来の回答からあるように、鳴ってから地震が揺れるまでが本当に数秒とかというふうな状況になりますんで、この音何だろうと思って考えて動いていたら、なかなか追いつかないのかなと。緊急地震速報自体、どんな音で鳴るんだというのを知っているから実際に体が動くんだよ、そういう訓練が必要だよということを防災関係のことを研究している方々も言っております。そういった訓練を実際にやっているかやっていないかというのは、やっぱり音を知っているか知らないということも含めて必要じゃないのかなというふうに思います。

自治体全体の例で見ますと、Jアラートを使った緊急地震速報を実際にJアラートを鳴らして訓練をやっているという自治体がありました。河津町でもJアラートの試験放送というのを年に数回やっているというふうに認識しているんですけれども、Jアラートを通して

の緊急地震速報というのがどんなものかというのを知ってもらうために、防災訓練の中で実際にそれを使用して訓練というのを定期的に行うというようなことも検討してはいいんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりどのようにお考えか、お願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの遠藤議員の質問の中で、2つの緊急地震速報とJアラートを使った訓練についてのお尋ねだと思います。

いろんなケースもありますし、いろんな機器を設置をしたと、それぞれ性格等も違う部分もあるかと思いますが、私は、緊急地震速報のときは携帯がやっぱり鳴るんで、相当びっくりするようなことも考えるわけでございますけれども、そういうものを訓練に生かせるかどうか、担当課長から答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 防災訓練等で生かしたらどうかというようなご質問でございます。

総務省消防庁のJアラートの試験放送訓練については、年に3回行っております。そういった中で地震、津波等を想定しました訓練については、本町では9月のおとといは中止になったんですが、9月、12月、3月と毎年行っているものでございます。

緊急地震速報をシナリオに含めました訓練は今のところ行っていないと、ご存じだと思いますが、そういう状況でございます。緊急地震速報の音声は緊急時向けの放送音ということで、議員がおっしゃいますように大変響く音であるということで、他の自治体では住民の恐怖心をあおるということで、そういう訓練をやったときによりよしてほしいというような意見があったという事例がたくさんあるというようなことも伺っております。

そういったようなことで、本町としましては、町全体で行うということはなかなかちょっと難しいのかなという今、判断をしているところでございます。ただ、議員がおっしゃるように、そういう訓練も必要だということですので、その訓練の枠組みが皆が合意形成といえますか、やってみようという枠組みがあれば、その中で実施は可能だと考えておりますので、そういうときにはぜひとも町のほうとしてはご協力をさせていただきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） 学校でも緊急地震速報を使った訓練ということでございますが、先ほど答弁したとおり、しているところとしていないところがございますので、

今後、地震の訓練の一つとして、緊急地震速報を使った訓練を学校のほうでも実施をするよう学校のほうに提案をしていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 回答いただきました。

ぜひ知っていて動くのと知らないで動くのだと、やっぱり数秒の差を生かせるか生かせないかに変わってくるかと思います。学校のほうではぜひ前向きに検討をしていただいて、Jアラートの訓練に関しては、確かにいきなりそんなのが鳴ったらびっくりするという気持ちも重々分かるところでございますが、知っててもらいたいなというところもありますので、ぜひ前向きに検討していただけたらありがたいなというふうに思います。

それでは、緊急地震速報についての質問を閉じさせていただいて、2件目の質問に移らせていただきます。

G I G Aスクール構想についてということで、質問をいたします。

コロナウイルスの蔓延に伴いまして、学校などでのオンライン授業という取組や、企業や会社などでの在宅での仕事、会議や何かネットワークを使ってリモートで行うというようなことが注目をされております。このような状況の中で、学校もコロナウイルスの関係で長期間にわたって休校したりということもあったわけですが、在宅で授業を行うということを公立の学校で考えますと、児童・生徒に最低限1人1台パソコンやタブレット、そういった通信端末が必要になるというふうに考えます。

文科省が進めるG I G Aスクール構想というのが、町長の行政報告の中でも今回予算化をしているということで、驚きとともにありがたいなというふうに思うんですけれども、文科省のほうのG I G Aスクール構想の当初の考えだと、令和5年をめどに普及していくんだというような話だったというふうに認識をしております。萩生田文部科学大臣が、1人1台の端末環境はもはや令和の時代における学校のスタンダードであって、何ら特別なことではないんだというようなことを文部大臣としてお話をしております。

河津町では、このG I G Aスクール構想をもう今回の議会で承認をして、来年に向けて取り組むということで始まっているというふうな認識があるので、あれなんですけれども、今後の取組についての予算措置だったり、スケジュールだったりといったような詳細の部分を伺いたいなど。

現在、既にもう予算づけをして実施している、これG I G Aスクール構想とは直接関係が

ないのかもしれないんですけれども、各学校の学校ICT化に関して、河津町、結構積極的にやっけていただいているというふうに認識しているんですけれども、その中でICT支援員の派遣というのが予算づけをされております。このICT支援員の派遣というのがどういう状況になっているのか。各学校で年間どの程度それが利用されていて、先生たちが学ぶ、利用する機会というのがどの程度設けられているのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのGIGAスクールの関係についてお答えしたいと思います。

これは昨日もほかの議員の質問の中で少し答えてはおりますが、文科省が進めるGIGAスクール構想につきましては、町では今年度から実は進める予定でございましたが、国のほうでコロナウイルスの感染症対策としてリモート授業の重要性が叫ばれまして、当初予算とは別に地方創生臨時交付金事業でも使えるということになりましたので、何とか子供たちの学習を支える意味から、前倒しして早急に対応すべきということで、本議会に地方創生臨時交付金を使った予算で補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いしたいと思っております。

お尋ねのスケジュールですとか支援員の関係、利用頻度などについては、教育委員会の事務局長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） それでは、まず初めに、河津町での取組についてということと予算措置、それからスケジュールということについて説明をさせていただきます。

これまで河津町では、平成29年度に河津中学校に35台、それから平成30年度に東小学校に13台、西小学校に18台、それから令和元年度に南小学校に37台、合計で103台のタブレット端末を整備しております。また、平成29年度に普通教室でもタブレット端末が使えるよう無線設備の整備を行っております。

先ほど議員が述べられたとおり、国では、当初令和5年度までに計画として1人1台端末の整備、それから高速大容量の通信ネットワークを一体として整備するようと言われておりました。これが授業の前倒しという予算措置をしていただきまして、また、今回地方創生臨時交付金を活用できるといったことが示されております。

これによりまして、本町においても1人1台端末の整備、それから校内LAN環境の整備の追加をして高速の通信回路を整備するといったこと、それから電源キャビネットの整備を前倒しする予算を本定例会に予算計上させていただいてもらっています。これらについては

予算成立後、事業を早急に進めてまいりたいというふうに思っております。通信回線の整備については、1月中に完成を目指したいというふうに思っております。

それから、備品購入については、2月中の納入予定をしております。また、緊急時における家庭でのオンライン学習環境への対応をすべく、各家庭での通信環境の状況を今現在確認をしております、Wi-Fi環境等が整っていない家庭への支援体制の構築も考えております。

次に、現在実施しているICT支援員の派遣の状況ということでございますが、町ではICT支援員の業務を委託契約をして、ICT機器を効果的に活用した事業推進のため、ICT支援アドバイザーによる教職員への支援、教職員のICT活用力の向上に取り組んでいます。主な業務としましては、教職員から相談対応、それから実際の活用の提案、それからICT環境を活用した教材作成への助言、それから機器の故障等への対応、機器の状況確認等を行っていただいております。

令和元年度の各学校の訪問実績ということでございますが、年間各学校を3回から4回ほど訪問をし、業務を行っていただいております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 回答をいただきました。

スケジュール的に来年の春からは、もう1人1台の端末で学校が動き始めるというようなことで、ICT支援員に関しては、相談だったり、提案、助言、故障対応なんていうようなことをやりつつ、年に3、4回の対応が今現在あるというようなことでした。

小中学校の児童・生徒に1人1台来年からパソコンが導入されるというふうになりますと、学校のICT化というものがちょっと想像を絶するスピードで急激に進んでいくと。1人1台端末を持った教育環境でどういう授業が行われるのかというのがものすごく気になるなというふうに思います。

この事業は、端末を使って配備して、そこからが本格的なスタートになるのかなと思うんですけども、この事業がうまくいくか否かというのが、この機器を、端末を使う先生方への支援体制の整備というところが最も重要になってくるのかなというふうに感じます。現在もICT支援員を導入して支援を行っているというようなことですが、ただ単に機器の使い方を教えるとか、そういったものとは、1人1台ということになってくると状況が大きく変わってくるなという中で、年間3、4回の利用頻度と。正直ちょっと少ないというか、

これから先の1人1台の状況になってくると、それだと厳しいのかなというふうに思うんですけども、各学校にICT支援員を常駐していただいて、先生方がいつでも気軽にすぐに相談をできる環境というものの整備が最低限必要になってくるんじゃないのかなというふうに思います。

以前、議会のほうで町内の学校に視察に行かせてもらった際に、町内の学校では教育用のタブレットパソコンを富士通さんのタブレットを使っていたというふうに記憶をしております。文科省のホームページを見ますと、GIGAスクール構想のことが動画で説明があったりとかいうふうなのがあるんですけども、その中の筆頭に出てくる先進事例というのが、茨城県つくば市立みどりの学園義務教育学校というところが紹介されております。

この学校は、GIGAスクール構想をやっていく上でのモデル校といいますか、そんなような形で紹介されているんですけども、その映像をよく見てみたんですけども、どうも河津で使っている富士通の端末と同じ端末を使っているんですよ。そういったもう先進事例中の先進事例に民間企業が入って実施しているというところを考えると、そういったノウハウを積極的に民間事業者のほうから河津町も取り入れて、連携して進んでいく、取り組むということで、現場の先生方の負担を減らしつつ、効率的に活用できるような導入を進めるといようなことができるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりについてちょっと回答を伺いたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問の現場の先生方への支援体制、あるいは先進地の事例を活用したらどうかという、そういうことだと思います。

議員がお尋ねのとおり、設置をしても、やっぱり活用する側の能力が大変大事であります。また、それに関係するソフトの使い方というのが、そちらのほうが大変大事だなと思っております。私もこのGIGAスクール構想の中で、前倒しして行うわけですけども、子供たちも年齢差があります。1年から6年まで。そうすると低学年の1、2年の子供たちにこれどうやって教えていくのかなと、そういう難しさもあるのかなと自分でも考えたりするわけでございますけれども、そういう中で先生たちの能力というのが大変重要になってくるのかなと思っております。当然使うのは人ですので、使う人がしっかりそれについて取り組まないと、この機器は活用されないだろうなと思っております。

実際、私も学校の現場へたまに教育長と一緒に訪問することがあるんですけども、電子黒板についても一生懸命使っている先生もおりますし、そうでなくてやっている人もいます

し、それなりに活用されていると思いますけれども、機器の使い方というのは先生のやり方によっても大変違うのかなと思います。そういう意味で、せっかく設置する機器でございますので、有効に使ってほしいなと思いますし、そういう意味では、やはり支援体制の、特に先生方のそういう能力というのは大変大事になってくるのかなと。特にそのことによって子供の教育の面で差がないような形にしないといけないものですから、そういう意味では先生方にも大いに勉強していただいて、その機器を一生懸命使ってほしいと思いますので、そういうふうに思っております。

それから、先進地の事例でございますけれども、それについてもやっぱり有効に活用していくことが大事だと思いますので、そんな議員の例も参考にしながら、今後の活用方法について教育委員会と一緒に考えていきたいなと思っております。

状況等については、教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） まず、先生方の支援体制といったことの中の話でございますが、先生方も一応学ぶ機会といったことで、県が実施しておりますICTの活用の研修会等へ多く参加をしていただいております。研修会では、先進地の事例等を踏まえてICTの有効活用の研修といったことを行っているようでございます。また、先ほど申し上げましたICTの活用の支援業務と併せた中で、先生方の支援を行っていきたいというふうに思っております。

それから、情報でございますが、国でGIGAスクールサポーターの配置の支援事業といったものを計画しているようでございます。これについては、ICTの活用教育アドバイザーといったもの、それからGIGAスクールサポーター、それからICT支援員の配置といったものがあるようでございます。

ICTの活用の教育アドバイザーといったものは、大学の教員や先進自治体などの教育の情報化の見識を有する者で、ICTを活用した指導方法など教育の情報に関する全般的な助言、支援を行うこととしているようでございます。それからGIGAスクールサポーターといったものは、ICT関係企業の人材など、特にICT技術に見識を有する者で、学校における環境整備の初期対応を行うこととしているということだそうでございます。それからICTの支援員については、業務に応じて必要な見識を有する者で、日常的な教職員のICTの支援、事業計画の作成支援などを行うといったことで、国のほうでは予定しているようでございます。まだ国から具体的な内容が示されておられませんので、情報を精査した中で今後

活用というところを考えていければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 実際、先生たちが県のICTの研修会に、多くの先生に参加していただいて、有効活用の仕方を学んでいるというようなことでしたが、例えば、パソコン関係、ICT関係に明るい先生と、ものすごい先生として教える能力は高いんだけど、そういうのは比較的苦手だよという先生といたとしたときに、県の研修会で同じ内容を見ても、受け取り方というのはかなり大きく違ってきちゃうのかなというふうに正直思うんですね。

国のほうでもそういうサポーターであったり、アドバイザーであったりというようなもののフォローというのは検討しているというようなことなんですけれども、GIGAスクール構想とはちょっと違うんですけれども、総務省が行っているICTを使った地域活性化政策というものがございます。これ文科省ではないんでGIGAスクール構想とは全然違うんですけれども、その総務省がやっているICT政策の中に教育部門という部門が実はありまして、福島県の新地町という町がICT研究協議会を中核としたICT教育体制の構築という取組をうたってやっております。

この新地町という町ですけれども、平成27年の国勢調査のデータですけれども、人口が8,218名、河津町とそれほど大差がない自治体なのかなというふうに思うんですけれども、この町が昨年の全国ICT教育首長協議会というところの日本ICT教育アワード賞というものを受賞しています。これが特徴として、教育委員会の中にICT研究協議会という組織を立ち上げて、町内の学校の先生ですとか、そのICT機器を導入している企業ですとか、ソフトメーカーですとか、そういったところがみんなで集まって定期的に会議をして運用していく上での問題点や何かをお互いに出し合って、その解決策をお互いに協議をしたりということをやりながら、よりよい教育環境を、ICT教育体制を模索していこうというような取組でやっております。

これがかなり成果が高いということで表彰されたんですけれども、この取組を始めて平成29年になっちゃうんですけれども、すばらしい取組だということで、小学校の入学児童数が年々減っていたのが、対外的にそれが評価されて、対前年比で小学校に入学したいといって要望が増えて、120%対前年比で増えたというような話ですとか、学力検査で小学校4年生から中学校2年生までの生徒の中で、全国比平均で3.83ポイント上昇したというようなデータであったり、保護者のアンケートでは、「学力向上にとっても効果がある」という回答をし

たのが93%、「学習意欲の向上にとっても効果がある」という回答が98%ということで、実際に上手に活用しているところはそれで入学したいという子供が増えたり、実際に学力が大きく向上したりということで成果が出ている。

先ほど触れました茨城県つくば市立みどりの学園義務教育学校というところも、これはもう国がモデルケースとして先進事例として取り上げていると。こういったある意味成功した先進地というのがあるわけですがけれども、そういったところに、実際に機器を使って教える側の先生方に視察に行ってもらって、どのように活用しているのか、生徒たちはどういう反応を示しているのかというようなところを肌身で感じてみてもらおうと。逆にそういったところから実際に仕事をしている方に講師として来ていただいて、どういうふうに取り組んでいるんだ、どういうようなところがポイントなんだというようなことを教わるような仕組みづくり、そういったところが必要じゃないかなというふうに思うんですね。

言うならば、1人1台端末が来た、それを使って学校で勉強していくという最終形態というか成功例というか、ビジョンを全ての先生だったり教育委員会だったりというところをみんな共有して、同じようなビジョンを持って自分なりにそこに取り組んでいくというような方法が必要じゃなかろうかというふうに思うんですが、そのあたり、どういうふうに考えているのかということをお伺いしたいのと。

あともう1点、先ほどの質問にちょっと戻っちゃうんですけども、各学校のICT支援員、現状中学校、小学校は3校ということで、町立の学校が4校ある中で、その4校にICT支援員を最低1人ずつ常駐していただいたほうが、最終的には小学校を1つに統合されるんで、全部が1校にまとまってきちゃうのかなというふうにも思うんですけども、それまでの数年間を見据えても、1つの学校に1人いていただいたほうがスマートにいくんじゃないかな、子供たちのためにもいいんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりも含めて2点お伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず最初の先進地の事例のが、先ほどの質問にも若干重なりますけれども、参考にしていくべきなのかなと思います。それで、概論といいますか、ICTのこの考え方なんですけれども、私はICTというのは、やはり今までのITの機械を使ってその中にコミュニケーションとかコミュニティーという部分で、もうあらゆる可能性がこれから出てくる、それをどうやって生かすかということがICTの基本的な考え方じゃないかと思っていますし、そういう意味で教育だけではなくて幅広い活用ができる社会というのがIC

Tというものじゃないかなと思っておりますので、そういうもので可能性はうんと広がっていく、そういう世界じゃないのかなと思っておりますので、そういう意味で今回学校教育にも取り入れるということは大変大事なことだと思っております。

その中で共通の課題といたしますか、共有の課題については、やはりそういう中で教育現場でもそういうお互いに情報交換とかそういう勉強する機会を設けたりして高めていくということが大事じゃないのかなと思っています。

そういう意味で今後の課題となりますが、多額の費用で先ほど言いましたように設置しますんで、教育現場では有効に活用していただきたいなと思っております。議員がお示しのとおり取組なども参考にしながら、町として活用の仕組みづくりにつきまして教育委員会に検討をお願いしたいと思っております。

状況等については、教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） まず、先ほどの先進地の視察等の関係ということでございますが、静岡県内を見渡しますと、川根本町がいち早く事業等へ高度情報化の基盤整備を行っております。学校の情報化の優良校の認定、それから、それだけではなくて学校の情報化の先進地地域の認定といったものを受けております。このように先進地を参考にしながらということで、活用方法、それから活用の内容について検討していきたいというふうに考えています。先ほど町長が言いましたとおり、主体は一応学校といったことの中で、先生方と共通の認識、それからイメージを共有しながら支援できる体制といったものの構築を考えていかなければならないかなというふうに思っております。

それから、先進地の視察、それから先進地からの講師派遣等についても、そのようなことから、少し派遣等も考えたいというふうに思っております。

それから、4校に1人ずつ、いわゆる各学校にICTの支援員の常駐をとというお話もありましたが、先ほど申し上げました国のほうの施策的にも支援員の派遣業務といったことが今後想定をされますので、そういったことを見極めながら、今後検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。回答をいただきました。

川根本町が静岡県内では先進地だというようなことで、先進地には、当然成功したうまく

いってる事例とうまくいかなかった事例といったようなものがあるかと思しますので、そういうものをしっかりと先生たちに知っていただいて、せっかく新しい仕組みを導入していくんですけれども、これを導入することでものすごい先生に負担がかかっちゃって、日常の学校の業務と、だけど、これも学ばなきゃならないしとってなると、得意な先生はいいのかもしれないですけれども、比較的こういう機器が苦手だよという先生がもしいるとすると、ものすごいプレッシャーになるんじゃないのかなというふうに危惧をしちゃいます。

そんなときに、ぱっと自分の学校の同じ職場の中にそういうプロの方がいて、すぐに聞けるという体制ができていないかというので、ものすごく成果が変わってくる。苦手な先生も簡単に取り組めるような整備までをパッケージにして考えていただいたほうが、河津町のG I G Aスクール構想成功するんじゃないのかなというふうに思いますので、ぜひ国の支援も頂きつつ、足りない部分は町で独自でちょっと予算をつけていただいて、各学校1人支援員がある中でのG I G Aスクール構想のスタートというのを目指していただけたらありがたいなというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤議員の一般質問は終わりました。

11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 桑 原 猛 君

○議長（土屋 貴君） 2番、桑原猛議員の一般質問を許します。

桑原議員。

〔2番 桑原 猛君登壇〕

○2番（桑原 猛君） 2番、桑原猛です。

令和2年第3回河津町議会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

今回私の質問は、1問目に町のユニバーサルデザインの取組について。

2問目に、町内にある県管理の道路等の維持管理についてです。

町長はじめ関連課長の答弁願います。

1問目、ユニバーサルデザインの取組について質問いたします。

私は建築に携わる仕事をしております。家を建てる時お客様と打合せをすると、将来車椅子になったときに対応できる建物にしたいと要望が出てきます。私は車椅子を想定しつつ、皆さんが使いやすいデザインを提案しています。自宅だけにとどまらず、外に出たときにも安心できる環境があることは大切だと思い、今回、ユニバーサルデザインについて質問いたします。

ユニバーサルデザインは、全ての人のためのデザインであり、年齢、性別、能力、言語、思想等人々が持つ様々な違いを認め合い、初めからできるだけ全ての人々が利用しやすいように配慮して設計された製品や建築、環境など、社会の仕組みとしてデザインしていこうというものです。

静岡県においても、ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画を策定し、2018年から2021年度までの4年間でユニバーサルデザインの理念、考え方に基づく取組の成果、課題を踏まえて、共生社会の現実に向けた行動計画です。大変盛り上がりを見せた2019ラグビーワールドカップ、残念ながら延期された東京オリンピック・パラリンピックを機会として、ユニバーサルデザインの理念の普及と実践を促進し、また、地域では、住む人も訪れる人も快適に安心して過ごせる地域づくりが今取り組まれている最中にあります。現在ではユニバーサルデザインは一般的な語句として使われ、認識されているところで、公共的な施設では様々な工夫がなされています。

河津町にあっては、桜まつりに多くの方が訪れます。特に都市計画地内や河津川堤防沿いは賑わい、多くの人出となります。多種多様な来訪者に対応すべく、施設の整備を進めていく必要性を感じます。多くの人々が利用するもの、例えばトイレです。ユニバーサルデザインを考慮したトイレはどのくらいあるのか。また、駅周辺や堤防沿いを思い浮かべてみますと、スーパーなどの多機能トイレ、笹原公園、田中地内トイレ、涅槃堂トイレ、噴湯公園などが浮かびますが、そのほかにも町で管理されているトイレで浜の公園や今井浜海岸等にもあると思います。

整備時期にユニバーサルデザインという概念もなかった頃のトイレの改修なども必要と感じます。トイレの管理は様々な課にわたっていると思いますが、今後改修する方針や建て替えるなど、ユニバーサルデザインへ対応したトイレへの取組について教えていただきたいです。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、桑原議員の町のユニバーサルデザインの取組について、特に町で管理しているトイレの関係でございます。

お尋ねの件につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） 町で管理しているトイレについては、観光関連のものが多数を占めます。学校施設を除くと、約30か所程度ございまして、県が設置したトイレもありますが、管理は町で行っています。古いものでは設置から30年から40年経過しております。この中で車椅子対応のトイレは12か所あります。そのうちおむつ替えシートが設置されているのが9か所、ベビーチェアが設置されているのが3か所、オストメイトが設置されているのが1か所となっております。それなので、全てがそろったユニバーサルデザイントイレとなりますと、田中親水園地公衆トイレの1か所となっております。

改修等の関係ですが、今後、老朽化に伴う改修や和便器の洋式化などを順次進めていくこととなりますが、具体的な改修計画などはございません。

また、使用頻度の少ないトイレなどについては、今後撤去なども考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 今、回答いただきまして、今の法律というか条例で整備されているところが田中のトイレ1か所ということで回答いただきましたが、今回私がなぜトイレについて伺ったというところは、利用されやすく、多くの人に分かりやすいから質問しております。バリアフリー、ユニバーサルデザインなどをまちづくりの施策に取り入れていくことは、今後必須だと考えております。

現在、ユニバーサルデザインやバリアフリー化されていないトイレについては、将来において維持管理や、先ほどもありましたが、老朽化の改修等にはぜひユニバーサルデザインを取り入れてもらいたいです。先ほども申しましたが、トイレという施設がユニバーサルデザ

イン、バリアフリー機能を多くの方が身近に感じ、どういうものか体験できるものだと感じております。

観光立町としてトイレの評価は大きく左右します。高速道路のサービスエリアのトイレのようなデザインと機能性を併せ持ったトイレ、景観に溶け込んだ昭和レトロを思わせるひなびたトイレなど、SNSなどで観光地のトイレの評価の書き込みや観光ガイドデータとしても大切なポイントです。ここはしっかりアピールできるような河津町であれば、住んでいる方にも住みやすい町になると思います。

町では景観の計画など、将来立てるのではないかと思います。また、現在、総合計画の策定に取り組まれている最中だと思いますが、こうした計画にユニバーサルデザインを取り入れることを明記してまちづくりに生かしていただけたらと考えます。やはり施策と計画に記載し、実施されることが行政の手法だと思います。子育てのしやすい町の観点からも、充実させる意味があると思いますが、ご意見を聞かせてもらいたいです。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、桑原議員の特にユニバーサルデザインの中でトイレの問題を取り上げておりますので、それについてお答えします。

ちょっと質問からは離れるかもしれませんが、先日、ニュースで、渋谷区がトイレを改修しているというニュースを見ました。一流の建築家によってそういうデザインも違ったものを環境に合わせてというようなことのトイレのことがありましたように、トイレ、実はその町の象徴となるんだなという、そんなことも発想として必要になるのかなと私もテレビを見て感じました。そういう意味ではトイレについての質問ですので、お答えしたいと思います。

これまでも第4次総合計画の中でも、人に優しいまちづくりの推進という項目を設けて、ユニバーサルデザインの視点で施設整備を進めていくことが明記をされております。現在作成中の第5次総合計画の中でも当然取り上げられるものだと思っております。この問題は、啓蒙も含めてユニバーサルデザインというのはハードですかソフト、トイレはハードな問題とか広い分野の中で推進が必要だと思いますが、議員がお尋ねの設備的な面では、具体的な改修計画は先ほど担当課長申したようにありませんが、町としては旧来の便器の劣化の状況などを踏まえ、順次変えられるものは洋式化、バリアフリー化など、状況に応じて検討していきたい、そういう中で推進をしていきたいと思っております。

また、子育ての関係の中で具体的なこととしては、昨年、浜の児童公園のトイレの洋式化

を行いました。また、駅のロータリーにあるトイレも伊豆急行さんにもお願いをして、町も3分の1の補助を出して改修をいたしました。また、商工会のお客様施設の改修費の補助として町で2分の1の補助をしておりますおもてなし工事という制度もございます。これは事業者のお客様用のトイレの洋式化などにも使っていただけるということで、こういう制度を設けてあります。まだまだ十分整備はされていない、特に学校などのトイレの洋式化の課題もまだありますし、生活しやすい環境づくりが大事だと思いますので、今後も進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 回答いただきました。

ぜひともユニバーサルデザインを取り入れ、自然と暮らしやすさを感じることができる町であってほしいと思います。また、公共工事だけでなく、ワーケーションや若い世代の住宅環境施策として、ユニバーサルデザインを取り入れた独り暮らし世代のタイニーハウス事業など、ぜひ民間と研究事業へ役場の若手職員等と行いたいと考えます。先ほど町長もおっしゃいましたけれども、ハード面だけでなく、ユニバーサルデザインについて学ぶ場や考える場、漠然としたユニバーサルデザインではなく、人づくりであったり、地域づくりであったり、形はどうであれ、ユニバーサルデザインや住環境を考える、そんな場も検討していただけたらとお願いし、次の質問に移ります。

2問目は、町内の県管理の道路等の維持管理について質問いたします。

今年も猛暑が続き、このところは台風が大型化し、先の天候が心配されるところです。九州における豪雨災害ほどではなかったものの、さきの大雨では、谷津地区などで河川の氾濫が心配される場所でした。そして、主要道路である国道135号の被災が複数起こり、河津町内ではなかったものの主要幹線が不通となると、住民にとっては心配な気持ちが高まったのではないかと感じます。

県は、主要道路については迅速な対応で道路復旧しました。しかしながら、日常における危険箇所や老朽化箇所への対応が滞っているというか、管理する上で対応できていない部分があり、せっかく施工した機能や役目が発揮されていないのではないかと感じる場所です。急傾斜地など、また、落石防護柵などのパトロール、河川パトロール、道路パトロールなど日常的な点検も定期的に行われていると聞きますが、実際はこのような点検がどのレベルで改修や保全に手を入れてもらっているのでしょうか。町と県の土木、農林事務所との協力体

制や役割分担についてはどのようになっているのか。地区要望などについても毎年各行政区から上げていると思いますが、どのような判断でどのように県や国に伝えているのか。また、要望で上げる以上に、県や国に改修や危険箇所の情報を受け止めていただけるような手段があるのか、お聞きします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、桑原議員の県管理の施設の関係、町がどのような関わりを持っているのかということの質問ですので、お答えします。

基本的には県管理の施設ですので、直接は関わらないことは基本だと思います。しかし、町にある以上、そこに住んでいる町民の生活に関わることがありますので、県と連携を深めて、情報交換ですとか要望などもしていくべきだろうとは思っております。

詳細については、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、今、町長のほうからもありましたけれども、県管理施設ということで、直接、町のほうでそちらの修繕などを行うことはできないんですけれども、各、県の下田土木事務所、賀茂農林事務所などとの協力体制、役割分担について、産業振興課につきましても、建設課のほうと同様の対応となっておりますので、こちらで一括して説明をさせていただきたいと思います。

協力体制としましては、県の管理施設に対する危険箇所などを職員などが直接派遣した場合や、町民から町のほうへ情報が寄せられた場合につきましては、現地を確認して、速やかに下田土木事務所や賀茂農林事務所に状況などについて報告しております。また、必要に応じて、これは現地を説明する必要があるなどこちらで判断した場合につきましては、各土木事務所や農林事務所などと現地で立ち会いまして、状況について説明を行うなどの対応を取っております。

あと、地区からの要望などについてになりますけれども、県管理施設の管理に対する要望や県の事業の実施に対する要望などというのが年度の頭に各地区から地区要望として出てきますけれども、そちらについては中を取りまとめまして、県へ要望書として提出をさせていただいております。

また、要望書として提出している以外に、要望書で事業が実施可能なのかなのかなということも含めて、そういう場合は個別に県と協議するなどの対応を取っております。

以上になります。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 多くの危険箇所を全て把握するというのは困難なことだとは思っています。先ほど、地元から来たものは必ず県に上げて県と打ち合わせをして行っていくという、今まで通常どおりの動きだとは思いますが、そこを今までとちょっと違う視点で考えていただけたらと思うところがありまして、これをよりその点検を強化していただくような仕組みはできないかと、ちょっと提案させていただきたいと思っております。

昨年、台風で橋梁が流されました。しかし、橋梁点検を行って、危険度判定から、通行止めをしていたため、人的被害が防げたのではないのでしょうか。こうした判断ができた実績を踏まえ、積極的な維持管理が大切だと思います。県の施設であっても、町内にあるのです。町民の安心・安全を考えると、各地区からの要望だけでなく、町は積極的に出向いて、各地区の危険箇所の洗い出しや町の施設、道路などの維持管理計画を立て、そうした裏づけを持って県などへ働きかけていただきたい。緊急性がある場合を除いて、県に地区からの要望ですだけでは伝わりにくいのではないのでしょうか。

地区要望を後押しできる材料を持っていただくことが大事だと思います。私の経験からはそのように感じます。ぜひ、今、要望という形で受動的に維持管理や危険箇所を把握するだけでなく、橋梁点検のように積極的な手法を取って、ぜひ計画を立てていただきたい。散発的に対応するのではなく、効果的に維持管理を行うことは財政面での裏づけもしやすいし、安全も担保しやすいのではと考えます。しかし、しっかりとした公共事業を行っていただく上でも、積極的に状況把握、資産管理や実施計画の策定の対応についてどのように行っていくか伺いたいです。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問の県の施設の管理と申しますか、その辺のところ、町の関連のことについて再度の質問だと思います。

先ほど桑原議員が町の橋梁の関係のことを一つの例として挙げましたけれども、当然私も県の施設ですので、そういう点検とかそういうことはやっていると思っておりますが、特にやっぱり事前にそういう点検とかやることも大変大事だなと思っております。ちなみに町としては、橋梁の点検も行っておりまして、その判定評価によりまして対応について計画的に対応していく予定であります。これは町も県も同じだと思うんですけども、これからいろいろな施設が耐用年数を迎えることから、これは町も県も国も同じだと思うんですが、修繕等が必要となっております。

そういう中で、国などの考え方の中で、壊れてから直すのではなくて、現在は事前に延命化ですとか長寿命化対策を行う予防修繕と言っておりますけれども、そういうことで費用も抑えられることから、現在調査などがしきりに進められております。

当然、町の中でもいろんな最近長寿命化とか延命化という予算がついているのは、そういう意味でやっているわけでございます。そういうことで、当然、県や国もそういう形ではやっているとは思いますが、そういう予防修繕的な考え方が出てきていると思います。そういう中で、県の施設でございますので、そういうことも当然やられていると思っております。そういうことによりまして、費用も抑えられることがありますし、現在いろんなところで調査が進められていると思います。町としても、そのための調査費用が大変かかるという問題もありますが、町でもそのような形で予防修繕という形の中で今後も進めていきたいなと思っております。

お尋ねの県の施設でございますけれども、先ほど言ったように大変関わりを持つことは大事でありますし、そこに住んでいるのは町民でありますので、当然要望等についてもしっかりと県に伝えて対応をお願いしたいなと思っております。議員のお尋ねのことができるかどうか分かりませんが、今後、県との関わりを持った中で、しっかりと伝えていきたいなと思っております。実際ほかの議員のご質問にも答えましたが、河津川の浚渫なんか私も土木事務所の所長さんに直接お願いをして実現した例もあるものですから、私も本当に重要な問題については県の施設に関わりあって、そうやって直接言うことも大変効果あるなということも分かってきたものですから、そんなことを含めて、県の施設であっても町民に係るものについては、これからも積極的に私も関わって要望等したいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 答弁いただきまして、町長が直接、県土木、農林事務所等に掛け合っていたというのは、本当に心強いことだと思います。

先ほど私、話しました町のほうも積極的に県のほうの施設にも絡んでいただきたいというのは、なかなか難しいことなのかもしれないんですけども、やはり目についたところは即時に報告していただいて、県の対応を速やかにしていただくようにしていただければと思います。

今回は公共施設についてユニバーサルデザインと維持管理について伺いました。新たな公

共施設を造り出す施策面だけでなく、既に公共施設は維持管理、改修の時代に入っています。このような観点で、よりよいまちづくりにつながるような施策を私たちは考えていく必要があると思いますので、一緒に考えていただければと思います。

これで私の一般質問は終了します。

○議長（土屋 貴君） 2番、桑原議員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時36分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（土屋 貴君） 1番、大川良樹議員の一般質問を許します。

1番、大川良樹議員。

〔1番 大川良樹君登壇〕

○1番（大川良樹君） 1番、大川良樹でございます。

令和2年河津町議会第3回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

本日、私の質問は次のとおりでございます。

1件目、ワーケーションについて。

2件目、個人版ふるさと納税の業務委託について。

3件目、企業版ふるさと納税の取組について。

以上、3件でございます。町長及び関係課長の答弁を求めます。

早速ですが、1件目、ワーケーションについてお伺いします。

前回、令和2年6月議会でも質問をさせていただいたのですが、時間の都合で詳しく内容を聞けずに次回持越しのようになってしまったので、今回改めましてワーケーションについ

て質問をさせていただきたいと思います。6月議会でもお話したのですが、このコロナ禍の中で、首都圏を中心に、日本全国ではウィズコロナ、新しい生活様式が叫ばれる中、新しい働き方としてテレワークが注目、多くのマスコミなどにも取り上げられたのはご存じのところだと思います。

経団連の調査実施では、97.8%の企業がテレワークに取り組んでいるということで、中でも仕事、ワーク、休暇、バケーションを組み合わせた造語、ワーケーションを国がこれから力を入れていくことは前回の一般質問でもお話ししたところでもあります。7月27日のNHKのニュースでも報道されていたのですが、政府の観光戦略実行推進会議で菅官房長官は、新型コロナウイルスの影響で観光需要が低迷する中、感染対策を行った上で、GoToキャンペーンの活用を呼び掛けるとともに、旅行や働き方の新しいスタイルとしてリゾート地や温泉地などで余暇を楽しみながらテレワークで仕事をするワーケーションや、そうした地域に企業の拠点を設置するサテライトオフィスを普及させるため、ホテルなどでも仕事ができるようWi-Fiの整備の支援に取り組む考えを示しました。

ということで、企業のテレワークが広がる中、ワーケーションは国策と言ってもいい地方創生戦略の一つではないか、そんな中、6月議会でも申し上げたのですが、昨年11月18日に全国65自治体でワーケーション自治体協議会（WAJ）という協議会が設立されたということで、ワーケーション先進地の和歌山県や長野県を中心に、静岡県では下田市、南伊豆町、静岡市の3市町がもう既にこの協議会に参加しているということは、前回の一般質問でもさせていただき、私自身も本当に驚きで、こんな近隣の2市町が早い動きをしているのかということで、今回、下田市、南伊豆町、また松崎町、東伊豆のNPOローカルデザインネットワークが展開しているサテライトオフィスEAST DOCKさんなどにもお話を伺いました。

まずはWAJに加入した経緯をそれぞれ2市町にお伺いしました。南伊豆町は平成29年度よりサテライトオフィス事業から始まり、また、下田市も令和元年度より官民一体のワーケーション研究会を立ち上げ、ワークショップなどを開催し、いち早く自治体と民間企業との連携をしたことにより、伊豆南部地域での拠点づくりとして、下田市の働きかけで南伊豆町のサテライトオフィス事業との連携を結び、2市町がWAJの加入きっかけになっていったということでした。

東伊豆は大学連携事業から始まり、現在のNPO代表が地域おこし協力隊員となり、まちづくりの一環としてサテライトオフィス事業を行う際、町の持ち物だった東海汽船の事務所

をリノベーションし、現在EAST DOCKとして活動し、私が伺った当日も1組のお客様がいらっしゃいました。

松崎町に関しては、6月議会でもお話しした環境省の補助金事業、国立国定公園への誘客の推進と収束までの間、地域の雇用維持確保の事業で松崎の民間業者が採択を受け、松崎町、南伊豆町でワーケーションのモニタリングツアーを計画されるということで、今後この2町は連携を図っていくということでした。

ここで伺います。

①賀茂地域でこれだけワーケーション、サテライトオフィス事業に対し広域で連携、拠点づくりが進んでいく中で、河津は何もしないのか。今後、町内での拠点づくりなどを行わないのか。

②河津バガテル公園のレストランなどの空き店舗、昨日の先輩議員からもありましたが、今後、小学校統合による空き校舎の活用など、今後のワーケーション、サテライトオフィスの拠点づくりを視野に入れることはできないのか。

③町長は6月の私の一般質問の答弁で、ワーケーションは一つの移住の方法としてこの機会を生かし、推進する内容であると思っておりますと答弁されましたが、今後、町はワーケーションをどのように移住・定住の施策を絡め、移住・定住につなげていくのだろうか。

以上、3点をお伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 大川議員の質問にお答えしたいと思います。

ワーケーションについて細かい点は3つほどございます。賀茂地区の他の市町との連携、あるいは拠点づくり、移住・定住との施策の関係でございます。

ワーケーションにつきましては、他の議員の質問にも答えておりますので、少し繰り返すことになるかもしれませんが、ご理解願いたいと思います。

ワーケーションにつきましては、今回のコロナウイルスの感染症拡大を受けて、これからの働き方として、都会ではなく自然豊かな田舎で暮らしながら、週末などはバケーションを楽しめて、仕事は今回注目されたようにテレワークで行うスタイルなどが今後さらに進むだろうと、そういうふうに思っております。これはほかの議員の質問にも同じように答えております。

また、環境省の緊急経済対策の一つとして、国立公園等の自然の魅力を生かした誘客、ワーケーションなどの推進などにより、多方面からの地域の再活性化を強力に支援するための

予算6億円が議決されております。これも昨日、ほかの議員の質問にも同じように答えておりますけれども、環境省もそういう形で国立公園を生かした中で取り組んできているということでございます。

そういう状況を踏まえて、これから具体的にどうするかということでございますが、場所や仕組みづくり、マンパワーなど、課題は幾つかあるかと思えます。議員がお尋ねの現在の推進している下田市や南伊豆町などと連携組織で参加するつもりはないかということですが、当面はそれぞれの町の状況や実態を把握すること、そして、取りあえず移住促進のツールとして活用することが施設を持たなくてもできることではないかと考えております。特に実施するに当たりまして施設を造ればよいということではなくて、日常的に受入れ態勢の問題も大きいかと思えます。近隣市町の状況を見ますと、民間の方や地域おこし協力隊のOBの方、あるいは地域おこし協力隊の方などが携わっていると聞いております。現状ではその部分で、河津町が進んでいない一つの要因であろうかなとそういうことも思っております。

2つ目の町内拠点づくりでございますが、将来的には統合後の学校などの教室の活用も考えられるでしょうし、場合によっては、新たな拠点づくりを考える必要もあるかもしれません。いずれにせよ、これから空き家も含め住家の活用も考えなければなりませんし、公共施設、民間施設を含めて考えていく必要があるかと思えます。これは昨日の質問では、ほかの議員の質問でも担当課長が今検討しているという話もしておりますので、また後ほど答弁をさせます。

それから、3つ目の移住・定住の施策とどのように絡めるかということでございますが、これもほかの議員の質問に同じように答えておりますが、移住推進の一つのツールとして活用は重要かと思えます。どのような準備をしてワーケーションを進めるのか検討をしなければならぬこともあると思えますので、担当者も含めて検討したいと思えます。移住についても担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは町内の拠点づくり及び移住・定住の施策とどのように絡めるかという点で、答弁させていただきます。

現在、テレワークやサテライトオフィスなど、コロナ禍の中で働き方改革と相まって急速に進展しております。昨日の答弁と重複いたしますが、現在、町には受入れのできる拠点施設がありません。そういったことで空き家バンク等でのそういった情報から、利用可能な物

件は調査をしております。また、町長の答弁でもありましたように、今後、公共施設の活用も含めて事業化を検討していきたいと、このように考えております。

移住・定住の施策とどのように絡めるかにつきましては、ワーケーションは議員もおっしゃっておりますとおり、ワークとバケーションの造語と言われておりまして、観光地等で休暇を取りながらテレワークをする働き方と定義されております。在宅勤務やレンタルオフィスでのテレワークとは区別をされておりまして、町長の答弁にもありましたように、ワーケーションは移住・定住の中の一つの形態、形であるというふうに考えております。実際のところ、当町の推進状況は遅れているとは思いますが、テレワークの拡大によって通勤する機会が大幅に減ること、そういったことが地方のメリットである。特に当町は海、山、川、温泉などの自然資源が豊富にあるというところを生かした取組が期待できるのではないかとこのように感じています。

これも昨日の答弁と重複いたしますが、テレワークを実施している企業等に対するアンケートの中では、83%の方々が「テレワークをすることによって運動不足になるというようなことがこのテレワークの不満」というふうなアンケート調査の結果が出ているということですので、こうした不満を、自然環境が豊かな田舎で暮らすことによって仕事と余暇の過ごし方の両立ができるのではないかと考えておりまして、移住・定住にそういったものを結びつけていければというふうに考えています。

企業誘致の首都圏の情報として、これも昨日答弁させていただきましたが、静岡県のある東京事務所にも協力をいただきながら、担当職員と連絡を取り、情報収集やアドバイスを受けて、今後の企業誘致としてサテライトオフィスやワーケーションなど、移住・定住に結びつけていきたいと、このように考えているところです。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 河津は実際のところサテライトオフィス事業に対してもそうですし、このワーケーションにしてもそうなんですけれども、やっぱり郡下でも一番正直整備が整っていないというか、今、賀茂郡下で、先ほど申し上げたように、結構各市町連携を図りながら伊豆南部地域として、観光地として各市町でそれぞれの拠点づくりを始めて、また、これだけワーケーションを呼び込もうとしている中、地域連携がされていく中で、当町がちょっと出遅れているという状況は否めないなという感じがすごくあります。

やはり拠点整備を進めていく上で、先ほど拠点が無い、それを造るにはお金がかかるとい

うお話もいただきました。でも、例えばですけれども、ワーケーションの実態をつかむまで、例えば東伊豆と連携しながら、EAST DOCKさんはNPO法人なので、それを拠点として活用させてもらい、例えば河津の町内の旅館や民宿に宿泊をいただき、平日に特化した形でのワーケーションの体験ができる施策を講じたり、河津での需要を広めていくのはどうでしょうか。

また、町内のNPO法人や移住推進の体験施設なごみの里などを絡めた施策をしてもよいのではないのでしょうか。昨日先輩議員の質問に対し、町長は、起業を目指す小規模事業者などをターゲットにソフト事業の推進などを進めるということでしたが、それを進めるには、河津町内での拠点整備は必要に思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 拠点整備の話だと思います。

先ほど私が申しましたけれども、当然拠点施設の整備も必要かと思っております。そういう中で事業を行うことが望ましいのかなと思います。ただ、拠点整備については当然お金のこともありますが、お金のことだけではなくて、特に私が感じているのは、先ほども言いましたけれども、マンパワーというか人の問題が大きいかなと思います。特に河津町にはそういうきっかけになるような人がなかなか今のところ現れてこなくて、ほかの町を見ますと、民間の事業者とうまく絡んでやっていたりとか、協力隊も絡んでやったりとか、いろんな形でうまく絡めてマンパワーといいますか、そういう人たちの力が大きいのかなという気がします。東伊豆もそうだし、下田もそうだし、南伊豆もそうだと思います。そんな中で拠点をうまく利用してやっているなという感じはします。

そういう中で、一つの例として、河津町もバガテル公園の企画会社の中で、そういう民間の会社の方のいろんな接触もできているところもあるものですから、そういう方たちも絡めて、何とかいろんなノウハウを生かしながら、また、人材を起こしながら、そういう関係をつくっていくことが大事なのかなと思っています。当然遅れているといっても、一緒になるというやり方もありますけれども、逆にまた形を変えて河津らしいやり方もあるんじゃないかなと思いますので、その辺も考えながら今後進めていきたいと思っています。遅れたからには遅れているような気もしますが、それはそれとして、また一歩進んで違う見方もできるということもあるかと思えますし、そういうことで今後取り組んでいきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） そうですね。やっぱり河津らしさというか、後出しでも相手を追い抜くような本当にわくわくするようなワーケーションづくりを本当に今後も進めていただきたいと思います。

私は今回ワーケーションを質問する上で、先ほども申し上げましたが、下田、南、松崎、また東のNPO、それぞれの担当者であったり、担当の課長さんであったり、お話をさせてもらいました。もちろん事業の立ち上げや現在に至るまでの状況などお伺いしたこともありがたかったのですが、これに関わる方々のワーケーションに対する思い、気持ち、お話をしていると、それぞれの仕事に対する誇りがひしひしと伝わってきて、ぜひともこうした広域の連携の中でそういった方々と河津の職員さんにも接していただいて、ぜひそのパワーを感じてほしい、それぞれお会いした皆さんの目が本当に生き生きとしてすばらしく思えてなりませんでした。ぜひ前向きな、今、地域で進めていることですので、河津も追っかけて、ぜひ追いつくように今後も進めていただければと思います。

続きまして、2件目、個人版ふるさと納税の業務委託について質問いたします。

7月6日に河津町ふるさと納税事業者向け業務説明会が開かれました。4月の議員説明会でも町当局からご説明いただいたように、ふるさと納税の業務を町当局から民間事業者へ委託するため、返礼品業者に対する業務変更の説明会が開かれました。その際、私も返礼品業者として参加したのですが、こういう制度変更の際、自分自身の感覚として、パソコンでの更新変更であったり、再度画像を変更したり、手続の部分でなかなか面倒くささを感じ、変更手続が滞るように感じるのですが、スムーズに業務変更できているのか、そこでお伺いします。

①現行委託前の返礼品業者、産品数、ふるさとチョイスは114点、さとふるは48点、この数は制度変更後、現在も受付をしていると思いますが、現在受付完了した返礼品業者数、産品数は。

②レッドホース社に決めた実績、成功事例は。

③現行はふるさとチョイス、さとふるの2つのプラットフォームを活用しておりますが、レッドホース社に業務委託した際のプラットフォームの拡大は、具体的に現行より何というプラットフォームが増えるのか。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまのご質問の個人版のふるさと納税の業務委託の関係だと思えます。

町のふるさと納税の仕組みは、今年度民間の業者を入れるということで、仕組みを変えてございます。事務の部分的な委託を通して事業の変更を行いました。私が思うには、順調に進んでいると思えますが、お尋ねの件につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、議員の質問にお答えします。

まず1点目が、返礼に参加した業者並びに返礼品の推移ということでございます。

先ほど議員のほうからもありましたとおり、今まではふるさとチョイスとさとふるのほうで114点、48点ということでございました。今回、変更によりまして、ふるさとチョイスのほうの変更があったということでございます。6月定例会にて補正予算を議決いただきまして、ふるさと納税の委託業者と7月1日に委託業務の契約を締結を行っております。7月6日、7日と2日間にわたりまして、このふるさと納税の事業者向け業務説明会を行わせていただきまして、委託業者でありますレッドホース社の担当のほうから説明をさせていただいております。

お尋ねの受付が完了した返礼品業者でございますが、さとふるのほうは今回の委託のほうには含まれておりませんので、ふるさとチョイスの114点の推移について説明させていただきます。

返礼品業者は、今現在、8月末現在、20事業者になっております。返礼品数は93点ということで、20数点ですが減っておりますが、まだ登録を継続中でありまして、大体元には戻るかなというふうに予想はしております。この中には町が新たに取り組んでおります電子感謝券の河津町内で電子マネーで利用できるものも含まれている数でございます。

それから、実際いつから始まったかと申しますと、8月28日からレッドホース社によりましてふるさとチョイスのネット掲載がスタートしております。そちらのほうは1つ、ふるさとチョイスのほうだけでございますが、その他のプラットフォームに関しましては、9月以降準備が整い次第、順次掲載がスタートするという予定でございます。これによりまして、さとふるを除くプラットフォームにおいて全て同一の返礼品が同時に掲載ということになりますので、今までですと、それぞれ掲載品を登録するのがプラットフォームを増やしても1つ1回で済むということで、そういった手間は省けるというふうに思っております。

2点目のレッドホース社の実績、成功事例ということでございます。

こちらのほうは、ふるさと納税の業務の委託業者レッドホースは、全国で250市町村を手がけているというふうに聞いております。静岡県内では、35市町のうち13市町をやっております、我が町が業務委託したことによって14市町になりました。県内の市町村の約40%が業務委託をしているということになります。成功事例としては、県内の市町村の2018と2019の対比ですが、140%から420%、要は1.4倍から4倍強になっているというふうなデータが確認をされております。こうしたことから、レッドホース社を選択したということでございます。

業務委託は寄附額に対する一定の割合の手数料ということで支払いを行います。ですから、寄附額が多ければ多くなるほどレッドホース社のほうの利益につながるという仕組みになっておりますので、寄附額の増加及び返礼品事業者の指導等に関しては、その能力を発揮していただけるものというふうに考えているところでございます。

それから、プラットフォームの拡大について最後の質問ですが、プラットフォームについては、従来のふるさとチョイス、それからさとふる、これに加えまして、楽天、ぐるなび、Qoo10、a u P a y、この4つが増えることとなります。合わせて6つのふるさと納税プラットフォームにより納税の推進を行うこととなります。楽天、a u P a yなどは寄附に対してポイントの利用等がまた考えられますので、そういったことが利用者の特典にもつながりますので、非常に期待が持てるのではないかと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 詳しい説明ありがとうございます。

実績だけ今、お伺いしたんですけれども、140から400倍、1.4から4倍強の伸び率があるということで、非常に期待が持てるのかなということで、報酬も出来高ですよ。いわゆる出来高払いみたいな形だということで、IT業者も本気になって当町のふるさと納税に力を入れてくれるのかなと、ぜひ期待をしていきたいと思っております。

9月定例会は決算議会と言ってもいい議会なので、私も町のふるさと納税の推移を追ってみました。当町においてのふるさと納税開始からの過去5年の実績は、平成27年2,641万円、平成28年は6,262万円、平成29年は6,847万円、平成30年は6,714万円、令和元年度は9,816万円と3年ぐらい横ばい状況も続いておりましたが、昨年度3,100万円増加しております。これは令和元年度よりふるさとチョイスだけだったポータルサイトにさとふるを追加し、3年間ほぼ横ばいだった状況を今までにない3,100万円の増加に転じさせた平成31年、令和元年

の3月議会でも一般質問をさせていただき、それは私の質問に対し当時の担当課長の答弁にあるのですが、さとふるを導入することでクレジットカードを持たない寄附者から携帯キャリア決済、コンビニ決済、マルチペイ決済など充実させ、新たな寄附者の開拓をしていこうという方針で進めていきたいとあります。

それは近年、寄附者のニーズ変化に合わせた施策を打ちながらポータルサイトを追加し、さらに外向け販路を拡大させた結果、こういう増加をもたらしたのだらうと私は推測し、担当職員、担当課の3年間横ばいだった状態だったさとふるさと納税の状況を打破するために問題解決、課題解決に取り組んだ結果だと思えます。町長も私の前回の一般質問でも、こう答弁しております。「さとふるは昨年四十数%の伸びをし、今年は民間の力を借り、さらにさらに伸ばしていきたい。今年の一つの柱として考えていきたい」と力強くおっしゃっておられました。

そこでお伺いします。

今回、当初予算1億円より6月補正で5,000万円アップの1億5,000万円に予算補正を組まれましたが、このコロナ禍と9月からの年度途中の制度変更で予算がクリアできるのか、さとふるさと納税に対する今後の課題は何なのか、それをどのように捉え、今後展開していくのか、以上、2点をお伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ふるさと納税の予算の関係、あるいは今後の課題についてお答えしたいと思えます。

昨年からさとふるさと納税、特に力を入れてやっているわけですが、役場の中でもさとふるさと納税をいかにして増やしていくかというのが一つの課題となっておりまして、昨年は町内の大手の旅館さんとかスーパーさんなんかも入ってくれたりして、大変大きな成果があったのも一つの増えた要因かなと思っております。そういう意味で、職員も制度については電子感謝券を発行とか、いろんな工夫をしながら取り組んでいくことが今後必要かなと思えます。特に今年から民間の業者さんとの委託の関係もあるものですから、勉強して、その辺やっていくことが今後の大きな成果につながっていくのかなと思っております。

ただ、議員が先ほど質問したように、現状を考えると、コロナウイルスの影響で、今後の判断をすることが大変難しいと思われまして。そういうことで、実は7月までは順調に推移しておりました。そういう中では毎年8月は落ちるんですけども、今年については昨年以上に少し落ちてしまったということがあるものですから、コロナウイルスの関係で今後の推

移を見守らなければならないという状況もありますし、そういう中で、私は新たな仕組みをスタートし、先ほど言ったようにポータルサイトが数も増えまして、レッドホース社の実績を見ると、先ほど言った1.4倍とか4倍ということも聞いているものですから、サイト内の情報も充実したことから、大いに期待をしているところではあります。

それから、町の財政上のことなんですけれども、財政の担当に聞いたんですけれども、地方交付税というのは、基準財政収入額と基準財政需要額というので相殺をして交付税は算定されるわけですから、収入が増えると減るような仕組みがあるわけなんですけれども、このふるさと納税については、基準財政収入額には算定されないということなものですから、増えても交付税が減らないという一応そういう計算の中に含まれているということなものですから、ふるさと納税が伸びることによって町の収入が増えてくるんだろうということもあるものですから、また力を入れて頑張っていきたいなと。ぜひとも今年5,000万増やしたものですから、クリアを何とかできればなと思いますけれども、先ほど言ったようにコロナウイルスの関係で断言はできませんけれども、期待はしております。

それと、今後の課題の中で、先ほど言いましたけれども、民間等の関係とか、あるいはポータルサイト増やしたことにもありますけれども、やりようによっては、現在コロナ禍でも外出を控える傾向から、宅配事業だとか食品が伸びているという情報もありますし、また、河津の魅力ある商品を返礼品として用意することによって伸びる可能性もあると思いますので、そういうことも含めて全体的に今後の取組の中でいろいろ考えていきたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 課題を素早く見つけ出して、返礼品業者の充実、送り出す地元の地場産品を、河津っていいものがあると思うので、本当にその掘り起こしを今後してもらって、やはり商工会さんにも1名、地域おこし協力隊を今年から1人採用しているわけですので、ぜひその方も活用しながら、みんなで地域おこし協力隊に情報共有をしていただいて、みんなでつくり上げるような仕組みづくりをぜひ力を入れてもらって、こんなコロナで、だから数字が行かなかったじゃなくて、外向けの販路は今回増やしたわけですから、それをいい方向に導けるように、ぜひ一丸となって進めていただければと思います。

今ほど町長からもありましたけれども、ふるさと納税は、納税とは名ばかりで、ひも付けの交付税や交付金とは違い、自治体が独自にその寄附に対して用途、目的を決められる寄附

金であります。昨日町長は、先輩議員からの質問、またその前の議員説明会でも、まずはふるさと納税を増額させ、バガテル公園の再生に努めますとおっしゃっておられましたが、近隣市町では、ふるさと納税を基金として積み立て、いろいろな用途に運用や使途をし、言わば財調とともに、緊急財源の一つとして考えておられる自治体もあるように感じます。ぜひとも財源の赤字の穴埋めにふるさと納税を活用するのではなく、持続可能なまちづくりをするための生かした財源として活用をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問は財源のことだと思いますが、私は赤字のための穴埋めのためのふるさと納税の活用ということじゃなくて、一時的な再生をするためにきっかけづくりのための一つの資金としてふるさと納税を使いたいと、そういう意味で現在も取り組んでいるつもりでございます。

そういうことで、町としても一般的に何でも使える基金という中で、財政調整基金というのがあるんですけども、それについては災害等のこともあるものですから、なかなか手が出せないと。河津町の場合は議員の皆さんに見てもらえば分かるんですけども、約7億7,000万ぐらいの多分財調があると思うんですけども、まだまだやっぱり万一のことを考えると、私は足りないと思っております。本当は10億ぐらいあれば欲しいなという思いもありますけれども、そういう中で財調になるべく手を出さなくて、万一のために使いたいということもありますので、バガテル公園の再生については、一時的にどうしても再生のための民間を導入する場合にはお金が要るものですから、そういうための資金として、ふるさと納税を今まで以上に増やすことによって、その増やした分をうまく使うことによって、一時的な資金が活用できれば一歩進むのではないのかなという思いで考えておりますので、そんなつもりで取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 分かりました。

じゃ続いて3件目、企業版ふるさと納税の取組についてお伺いします。

私の今年3月議会の一般質問、企業版ふるさと納税は推進させないのか。また、内閣府への登録事業について町長より答弁をいただいたのですが、その際、町長は個人のふるさと納税とは仕組みが違い、計画について国の承認を受けなければなりませんので、対象事業を決める必要がある。特に今年度策定予定の、これ去年のことですね、河津町河津桜まつり、ま

ちづくり計画などを対象事業にすることも考えられると思いますので、ぜひ取り組んでいきたいと考えておりますと答弁され、さらに私の次の質問の答弁冒頭で、わざわざ先ほどふるさと納税の関係でございませう。これ自体計画について先ほど私が答弁したように河津町河津桜まちづくり計画の完成を待って、できるだけ早い段階で準備を進めたいと思っておりますと、わざわざ追ってまではっきりと答弁をいただいております。

以前は、自治体の事業と企業がマッチングしていないと企業版ふるさと納税は内閣府へ事業登録できなかつたのですが、今年度の税制大綱による制度変更により、まず自治体の事業登録が内閣府へ登録できるようになり、それから企業とのマッチングを見つけられる、そんな形がこれからの形になっていくのかなと思っております。それを活用するためにも質問いたします。

①今後の企業版ふるさと納税の取組について、また昨年度策定された河津町河津桜まちづくり計画を企業版ふるさと納税として今後の展開をしていくのか。3月議会では企業とのマッチング方法も質問をしたのですが、具体的な回答がなかつたので、改めて伺うのですが、企業とのマッチング方法ですが、②番目として企業版ふるさと納税を展開していく上で、民間企業が企画する企業と自治体をつなぐマッチング方法として、地方創生SDGs官民連携プラットフォームがありますが、活用したほうがよいのではないかと。③併せて企業マッチングを必要としていく中で、一つのツールとして第30回河津桜まつりの企業スポンサーをシティプロモーション担当として設置することはできないかと。

以上、3点をお伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの企業版ふるさと納税の関連する質問にお答えしたいと思います。

まず、新しい取組として企業版ふるさと納税に取り組みたいということで、昨年から思っております。そういう中で一つの計画の中で、それを基に企業版ふるさと納税に取り組むということが必要なものですから、今年度といいますか、例えばの話ですけれども、議員がおっしゃるように、例えば桜まつりの祭り企業だとか、そういうものを一つの事業として対象になるのかなと思っております。基本的なノウハウがまだ不足していることもあるものですから、今後民間のノウハウも取り入れた中で進めていきたいと思っております。後ほど担当課長よりこの件については答弁させます。

それから、前回の質問もありましたシティプロモーションの関係でございませう。

前にも同じようなお答えをしたと思いますが、昨今のコロナウイルスの関係で、宣伝活動を自粛するような状況でもありますので、現状では、昨年と同様の考えでございます。繰り返しになるかもしれませんが、今後、シティプロモーションの取組は必要であると思っておりますし、河津町の現状を考えてみますと、基幹を成す組織団体の取組がますます大事であるような気がします。

桜まつりの関係も当然民間との連携、あるいは町の中の組織の取組の状況といたしますか、それとも関連あると思っておりますので、当面は、専門的なアドバイザーですとか、シティプロモーションの担当が現体制の中でできるかどうかという点については、ちょっと今の段階では人員等の関係で難しいのかなということをおもっております。視点は大都市ではそういう担当課があったり、やっているところもありますし、特に浜松市なんてシティプロモーション課という課がたしかあったような気がしますし、大々的にやっているところもありますけれども、現状の河津町の中を見てみますと、シティプロモーションの担当といたしますか、課といたしますか、係といたしますか、なかなか人を置いてまで難しいのかなと思っております。

ただ、現状の例えば観光の担当だとか企画の担当とか、そういう中でそれぞれの特色を生かしながら、そういう人がシティプロモーションに準ずるような活動もできることも考えられるんじゃないかと思っておりますので、現状ではそういうことで取り組んでいきたいなと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは、今後の取組と地方創生SDGs官民連携プラットフォームの活用のほうについて、答弁をさせていただきます。

今後の取組でございますが、バガテル公園再生関係で業務委託をしました業者に、その再生業務と併せまして企業版のふるさと納税のサポートも依頼をしております。まずはこの河津町桜まつり計画を基本としまして、内閣府等への申請ノウハウを提供していただけるよう今準備を進めているところでございます。今、議員もおっしゃったとおりでございますが、内閣府のほうもコロナ禍の中、企業版ふるさと納税の登録申請の推進をされておりますので、そういった中で、その申請が早めに行えるように努力していきたいなというふうに思っております。

それから、地方創生SDGs官民連携プラットフォームの活用についてでございますが、この地方創生SDGs官民連携プラットフォームは、多彩なステークホルダー、利害関係者

が積極的な参画及び官民連携を推進することにより、持続可能な開発目標、SDGsの達成に向けた取組及びそれに資する環境未来都市構想のさらなる推進を通じて、より一層の地方創生の推進につなげることを目的として設立されていると聞いています。確かに地方創生SDGs官民連携プラットフォームは、構成団体に市区町村、民間団体等が所属しまして、それぞれの会員が持つノウハウを集積したデータベースを閲覧、利用が可能となっております。企業版ふるさと納税を展開していく上では、民間と市町のマッチングが大事であると思いますので、今後その加入等については、いろいろ研究をさせて検討をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 前向きな答弁で、ありがたく思います。

本当に何度もしつこいと言われるかもしれませんが、実際、町長や町の幹部の方々が飛び込みで企業を探すなんてこともできないと思いますし、先ほどもありましたが、ましてこのコロナ禍で首都圏にもなかなか行けない状況で、少しでも前に進めるには、自分的には結果的にこのコロナ禍の中でも第30回河津桜まつりのスポンサーになってくれた企業さん、こんな状況下でも投資をしてくれた企業さんを、本当に信頼ある方々に協力を仰ぎ、彼らもすごい若い企業ですので、そういう方々に新しい意見を取り込みながら、彼らの持っているツールを生かしてつなげていくシティプロモーション、これを町の課として設置するのではなく、彼らに町として委嘱じゃないんですけども、そういう形でシティプロモーションをしていただくような形ができれば、本当にこれからのいいのかなと思っております。

今回、ワーケーションなども含めて、各市町を回りながら、いい例をお伺いしました。南伊豆町では、河津と同じように、子育て支援施設の計画があるそうです。南伊豆町は、この子育て支援施設にお母さんたちと事業者をつなげる場として、イベントの開催やワークスペースを設置して、企業と地域がつながる場としての南伊豆地域子育て支援センターとしてワーケーションの拠点づくりと絡め、内閣府へ実施計画、地域再生計画を提出し、地方創生交付金の受託事業として申請を出し、このたび採択をされたそうです。補助率2分の1を受け、なおかつ民間の主催するSDGs官民連携プラットフォームへ登録をし、さらに企業版ふるさと納税として民間企業との連携を模索するという貪欲というか、少しでも町の財政を使わずに事業を進めていくそうです。

これからの自治体は交付税、交付金に頼るのでなく、昨今SDGsが社会浸透していく中、

企業から見ても地域貢献、社会貢献は企業価値の底上げからの観点からしても必須で、これからは企業掛ける自治体となっていくと思うのですが、今後の河津町河津桜まちづくり計画やワーケーション拠点整備など内閣府へ登録事業をし、事業推進を考えていったほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほど申したように、現段階だと、なかなかまだノウハウといいますかその辺がないものですから、当然、近隣のそういう市町の取組等も必要だと思いますし、取組について調べることも必要だと思いますし、そういうことも含めた中で、今後、さらに国等のそういう制度と、あるいは新たなノウハウを生かすためにはどうしたらいいのか、あるいは外部からのそういうマンパワーというか、力を借りるにはどうしたらいいのか、あるいはそういう中でどういうところとお付き合いしていくのがいいのかということも含めて、今後の課題としたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） このコロナ禍の中で、攻めていく自治体と守りの自治体と明らかに差が出てくると思います。このコロナ禍の中、閉塞感いっぱいの中で今までどおりでいいのか、何もしないのか、ピンチをチャンスと捉えるのか、今回いろいろな市町を回り感じたのは、まず第1が情報収集、第2にその情報を生かせる職員の想像力、行動力、第3に危機意識からの問題、課題を解決する、そんな当たり前のことをもう一度見直すのがこのコロナ禍での時間かなと私は思います。自分自身、今回強く感じたのは、先ほども申し上げましたが、南伊豆町の職員さんが自分に説明してくれるときに、そのときの目が本当に印象的で思わず私も聞いてしまいました、今の仕事楽しいでしょうと。彼は笑って胸を張っていました。ぜひ町長には、これからの町の人づくりをぜひともお願いをして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（土屋 貴君） 1番、大川議員の一般質問は終わりました。

2時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時15分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（土屋 貴君） 日程第2、報告第2号 令和元年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第2号 令和元年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 報告第2号 令和元年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告についてを説明させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和2年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

実質赤字比率ダッシュ（15.0%）、連結実質赤字比率ダッシュ（20.0%）、実質公債費比率5.9%（25.0%）、将来負担比率43.2%（350.0%）。

令和2年9月2日提出。

河津町長、岸重宏。

本報告につきましては、地方公共団体が毎年度、前年度の決算に基づきまして、財政状況を客観的に表し、公表を義務づけられております。町の財政事情を判断するに当たりまして、対象を一般会計のみならず、特別会計を含めた町全体の財政状況を数値で表したもので、4つの指標となる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、この4つを健全化判断比率として定めています。

恐れ入りますが、定例会資料の1ページをお開きください。

報告第2号の説明資料でございます。健全化判断比率の概要でございます。

実質赤字比率、こちらにつきましては、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対します比率でございます。福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化しまして、財政運営の悪化の度合いを示す指標と言えるものでございます。

算定につきましては、(2)算定式のとおりとなっております。

次に、2番目の連結実質赤字比率でございます。

連結実質赤字比率につきましては、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字または資金の不足額の標準財政規模に対する比率でございます。

全ての会計の赤字や黒字を合算いたしまして、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標と言えるものでございます。

算定式につきましては、一番下にあります(2)の算定式のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

3の実質公債費比率でございます。

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。借入金、地方債になりますが、返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標と言えるものでございます。

算定式につきましては、(2)のとおりでございます。

次の3ページをお開きください。

4の将来負担比率でございます。

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。

一般会計等の借入金や公営企業、一部事務組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標と言えるものでございます。

算定式につきましては、(2)の算定式のとおりでございます。

それでは、議案にお戻りいただきたいと思っております。

表中の実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、赤字額が生じていないために算定はされておりません。ダッシュ表示となっているものでございます。

括弧書きの数字につきましては、早期健全化の基準、財政収支が不均衡な状況、その他財政状況が悪化した状況では、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準とされて

おり、健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合に財政健全化計画を定めなければならないとされています。

次のページをお願いいたします。

監査委員の意見書の写しを付してございますので、ご確認をいただきたいと思えます。

令和元年度財政健全化審査意見書でございます。

1、審査の概要。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果。

(1)総合意見。

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められる。

(2)個別意見。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字がなく、健全財政と見受けられる。また、実質公債費比率5.9%、将来負担比率43.2%で、いずれも早期健全化基準を大きく下回っている。今後も健全財政の維持に努められたい。

(3)是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

令和2年8月12日に提出をされたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって報告第2号 令和元年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告についての報告を終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（土屋 貴君） 日程第3、報告第3号 令和元年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第3号 令和元年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 報告第3号 令和元年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告についてを説明をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。単位は%でございます。

特別会計の名称、河津町水道事業会計、資金不足比率、ダッシュ（20.0）。備考、令第17条第1号（法適用企業）の規定により事業の規模を算定。

河津町温泉事業会計、ダッシュ（20.0）。さっきと同様でございます。

令和2年9月2日提出。

河津町長、岸重宏。

本報告につきましては、地方公営企業が毎年度、前年度の決算に基づきまして、経営状況を客観的に表し、公表を義務づけられております。それを数値で表したものでございます。

恐れ入ります、定例会資料の4ページをお開き願いたいと思います。

報告第3号の説明資料でございます。

資金不足比率の概要でございます。

公営企業の経営状況を判断する比率であり、資金の不足額の事業規模に対する比率をいう。資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合には、経営健全化計画を定めなければならないとなっております。

算定につきましては、(2)の算定式のとおりとなっております。

議案に戻っていただきたいと思います。

水道事業会計、温泉事業会計、いずれの会計につきましても資金不足が生じていないため

算定されておられません。ダッシュ表示となっております。

なお、括弧書きの数値につきましては、経営健全化の基準となっております。

次ページ以降に、各公営企業会計に対しまして監査委員の意見書の写しを付してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

お開きを願いたいと思っております。

令和元年度河津町水道事業会計経営健全化審査意見書。

1、審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果。

(1)総合意見。

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)個別意見。

①資金不足比率。

資金不足なし。

(3)是正改善を要する事項。

指摘すべき事項は特になし。

令和2年8月12日に提出をされたものでございます。

次のページをお願いいたします。

令和元年度河津町温泉事業会計経営健全化審査意見書でございます。

1番、審査の概要についてはさっきと同様でございますので、省略をさせていただきます。

2、審査の結果。

(1)総合意見。

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)個別意見。

①資金不足比率。

資金不足なし。

(3)是正改善を要する事項。

指摘すべき事項は特にない。

令和2年8月12日に、本件につきましても提出されたものでございます。

以上をもちまして、令和元年度決算に基づきます河津町公営企業の資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって報告第3号 令和元年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告についての報告を終わります。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第4、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

記

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

令和2年9月2日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 承認第8号について説明させていただきます。

議案の次のページをお開きください。

河津町告示第111号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第7号 河津町条例第15号。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

令和2年7月1日。

河津町長、岸重宏。

こちらにつきましては、国民健康保険税の本算定後、速やかに減免の受付を開始するため、必要な規定の改正について専決処分したものでございます。

次のページをお願いします。

条例第15号。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料で説明させていただきます。定例会資料の5ページをお開きください。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への支援策として、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した被保険者に対して、国民健康保険税を減額または免除するものです。

改正部分としては、制定附則に、新型コロナウイルス感染症に起因する減免の特例として、申請期限の例外となる場合を追加しています。新型コロナウイルス感染症に起因する減免の場合、納期限前申請は必要なく、適用期間内であれば遡及適用が可能になります。

減免額等は別途要綱で規定していますが、新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った場合は全額、前年に比べて3割以上収入が減少した世帯については、その減少した収入部に係る国民健康保険税について、前年所得により決定された割合を乗じて得た額を減額することとしています。

次のページに新旧対照表をお示ししております。参考にしていただきたいと思います。

議案に戻っていただきまして、附則をご覧ください。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の河津町国民健康保険税条例附則第15項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

こちらは厚生労働省及び総務省からの通知により示された基準で、対象の国民健康保険税は、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にある普通徴収分と、また、特別徴収にあっては、同じ期間に年金の給付の支払日があるものとされているため、令和2年2月1日からの適用としたものです。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認をされました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第5、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河津町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和2年度河津町一般会計補正予算（第4号）について。

令和2年9月2日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） それでは、承認第9号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症対策に当たりまして感染者が全国的に広がる中、夏季シーズンを控え、観光客の感染疑似者のPCR検査等結果が出るまでの期間、待機場所の確保を、賀茂地区内の公的病院の一般受付への疑似感染者の侵入防止等、対策機器導入の一部負担を緊急の要によりまして対応するため、専決処分に対応を取らせていただいた案件となっております。

次のページをお開きください。

河津町告示第121号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第8号。

令和2年度河津町一般会計補正予算（第4号）。

令和2年度河津町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,323万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年7月20日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。単位は千円でございます。

歳入でございます。款、項、補正額の順で説明をさせていただきます。

18款繰入金346万2,000円 2項基金繰入金同額でございます。

歳入合計額346万2,000円。

次のページをお願いいたします。

同様に、歳出でございます。

4款衛生費346万2,000円 1項保健衛生費同額でございます。

歳出合計346万2,000円でございます。

次の3ページ、4ページの歳入歳出予算補正事項別明細書、1、総括、歳入と歳出につきましては、省略をさせていただきます。

5ページをお開きください。

2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、それと説明で説明をさせていただきます。単位につきましては、千円でございます。

18款繰入金 2項基金繰入金 1目基金繰入金346万2,000円 1節基金繰入金346万2,000円、財源としまして、財政調整基金の繰入金でございます。

6ページをお開きください。

3、歳出でございます。

歳入と同様に説明をさせていただきます。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費346万2,000円 10節需用費10万円、事業消耗品でございます。建物の消毒と清掃用具等でございます。11節役務費110万円、施設の消毒手数料でございます。使用によりまして、その後の消毒等を行うための費用でございます。13節使用料及び賃借料72万円、待機場所の賃借料でございます。今年の7月から来年3月までの期間における賃借料でございます。18節負担金、補助及び交付金154万2,000円、一部事務組合下田メディカルセンター特別負担金でございます。これにつきましては、賀茂の6市町で負担をしているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河津町一般会計補正予算（第4号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時43分

○議長（土屋 貴君） 再開をいたします。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第6、議案第30号 河津町経済変動対策貸付資金利子補給基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第30号 河津町経済変動対策貸付資金利子補給基金条例の制定について。

河津町経済変動対策貸付資金利子補給基金条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月2日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） それでは、議案第30号について説明をさせていただきます。

まず、提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、静岡県制度融資経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）の貸付けを受けた町内事業者に対して、町が実施する利子補給については、その財源を基金に積み立てることにより、次年度以降も地方創生臨時交付金の交付対象となるため、本条例を制定するものです。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町経済変動対策貸付資金利子補給基金条例。

（設置）

第1条 河津町経済変動対策貸付資金利子補給の財源に充てるため、河津町経済変動対策貸付資金利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金の原資は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をもって充てる。

第2項 基金として積み立てる額は、一般会計予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

（運用利益の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に定める目的を達成するために必要な場合は、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(附則)

この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上です。

○議長(土屋 貴君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(土屋 貴君) 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(土屋 貴君) 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第30号 河津町経済変動対策貸付資金利子補給基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(土屋 貴君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第7、議案第31号 河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第31号 河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年9月2日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、議案第31号 河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴うものでございます。

次ページをご覧ください。

条例第 号。

河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

河津町水道事業の設置等に関する条例（昭和46年河津町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

恐れ入ります、資料の7ページをお願いいたします。

新旧対照表を示しております。参考にいただければと思います。

改正の概要としましては、地方自治法の改正に伴い、議会の同意を要する賠償の責任の免除の条、項において、ずれを生じたものを改正するものでございます。

それでは議案に戻っていただきまして、附則でございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第31号 河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第8、議案第32号 河津町温泉事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第32号 河津町温泉事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町温泉事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年9月2日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、議案第32号 河津町温泉事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由としましては、先ほどと同じ、地方自治法の一部改正に伴うものでございます。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町温泉事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

河津町温泉事業の設置等に関する条例（平成元年河津町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

恐れ入ります、資料の8ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

改正の概要としましては、先ほどと同様、地方自治法の改正に伴い、議会の同意を要する賠償責任の免除の条、項において、ずれを生じたものを改正するものでございます。

議案に戻っていただきます。附則でございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第32号 河津町温泉事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第9、議案第33号 河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第33号 河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

河津町手数料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年9月2日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 議案第33号について説明させていただきます。

本改正提案理由ですが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、通称デジタル手続法ですが、この一部を改正する法律により個人番号の通知カードが廃止となったことに伴い、河津町手数料徴収条例の個人番号の通知カードの再交付手数料について規定した部分を削除するものでございます。

次のページをお願いします。

条例第 号。

河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料の9ページをお開きください。新旧対照表をおつけしてあります。2ページめくって、11ページの右下のほうなのですが、19番に個人番号の通知カードの再交付、1枚につき500円としてある部分を一覧表から1行削除し、後に続く項目を1つずつ繰り上げて左側の表のように改正するというものでございます。

議案に戻っていただきまして、3枚めくって、附則をご覧ください。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第33号 河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第10、議案第34号 河津町情報通信施設の指定管理者の指定につ

いてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第34号 河津町情報通信施設の指定管理者の指定について。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 議案第34号 河津町情報通信施設の指定管理者の指定についてを説明させていただきます。

提案理由でございます。

伊豆太陽農業協同組合が指定管理者となっている河津町情報通信施設につきまして、本年4月より、伊豆太陽農業協同組合が行っていた有線テレビジョン放送施設が伊豆太陽農業協同組合出資の伊豆太陽サービス株式会社に管理運営が移行したことによりまして、本年7月1日付で、本年9月30日をもって伊豆太陽農業協同組合より指定管理者辞退届が提出されたことによりまして、新たに指定管理者の指定を行うものでございます。

議案のほうに入らせていただきます。

公の施設の名称です。河津町情報通信施設です。指定管理者、所在地、下田市東本郷一丁目12番8号、名称、伊豆太陽サービス株式会社、指定期間、令和2年10月1日から令和6年3月31日まで。

令和2年9月2日提出。

河津町長、岸重宏。

本指定管理につきましては、平成31年第1回町議会定例会で平成31年4月1日から5年間の期間として決定をいただいているものでございます。本件につきましては、残存期間の3年6か月ということで、令和6年3月31日までとなっております。

さきの提案理由により、河津町公の施設に関わる指定管理者の指定の手続に関する条例第2条ただし書に、施設の性質、規模、機能等を考慮し、合理的な理由があると認められるものについて選定したということが選定の理由でございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第34号 河津町情報通信施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時15分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第11、議案第35号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第35号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,797万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億121万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年9月2日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長(土屋 貴君) 総務課長。

総務課長にお願いをいたしますけれども、長くなるようでしたら座って説明してください。

○総務課長(後藤幹樹君) はい、ありがとうございます。

それでは、議案第35号 令和2年度河津町一般会計補正予算(第5号)につきまして、説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した対策事業の促進、年度当初より本感染症拡大により予定していました事業が中止となったこと。また、今年度の事業執行に当たりまして、その経費としてその所要額を補正予算として計上するものでございます。

なお、11ページ以降の歳出予算案につきましては、新型コロナウイルス感染症対応によりまして、今年度当初予算が計上されていましたが、予算執行中止または一部中止、各種団体と町からの補助金の一部減額について調整が整った当初予算につきまして、全27事業、3,573万円を減額予算案として提出をしております。この減額した歳出予算の説明については、説明を省略をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の1ページをお開き願いたいと思っております。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

単位は千円です。款、項、補正額の順で読み上げ、説明をさせていただきます。

1 款町税△900万円 5 項入湯税同額でございます。

10 款地方交付税9,123万5,000円 1 項地方交付税同額でございます。

12 款分担金及び負担金△10万4,000円 1 項負担金同額でございます。

13 款使用料及び手数料△2,496万円 1 項使用料同額でございます。

14 款国庫支出金 1 億4,610万6,000円 2 項国庫補助金同額でございます。

15 款県支出金△568万8,000円 2 項県補助金同額でございます。

16 款財産収入△95万円 2 項財産売払収入同額でございます。

17 款寄附金845万7,000円 1 項寄附金同額でございます。

18 款繰入金△7,964万円 1 項特別会計繰入金1,398万6,000円、2 項基金繰入金△9,362万6,000円。

20 款諸収入△71万9,000円 5 項雑入同額でございます。

21 款町債1,323万9,000円 1 項町債同額でございます。

歳入合計 1 億3,797万6,000円でございます。

2 ページをお願いいたします。

歳出につきましても、同様に説明をさせていただきます。

1 款議会費1,176万6,000円 1 項議会費同額でございます。

2 款総務費354万1,000円 1 項総務管理費同額でございます。

3 款民生費1,485万円 1 項社会福祉費1,217万5,000円、2 項児童福祉費267万5,000円。

4 款衛生費1,071万2,000円 1 項保健衛生費同額でございます。

5 款農林水産業費△881万4,000円 1 項農業費△23万円、2 項林業費△855万4,000円、3 項水産業費△3万円。

6 款商工費2,063万4,000円 1 項商工費同額でございます。

7 款土木費179万6,000円 1 項土木管理費45万7,000円、2 項道路橋梁費133万9,000円。

8 款消防費1,915万1,000円 1 項消防費同額でございます。

9 款教育費6,434万円 1 項教育総務費5,243万3,000円、2 項小学校費351万6,000円、3 項中学校費100万円、4 項幼稚園費50万円、5 項社会教育費737万2,000円。

3 ページをお願いいたします。

6 項保健体育費△48万1,000円。

歳出合計 1 億3,797万6,000円でございます。

4ページをお願いいたします。

すみません、着席をさせて説明をさせていただきます。

第2表 債務負担行為補正でございます。

踊り子温泉会館電気料について、電力の自由化により、従来の電力供給事業者からではなく、新電力事業者から、より安価な供給を受けるため、本年度から3年契約を行うに当たります。電気料及びその価格交渉を行う仲介事業者との間でESP業務手数料を支払うことによる債務負担行為補正でございます。これは、町が直接電力供給事業者と契約するものではなく、仲介事業者と契約し、電力供給を受けるというものでございます。

表に戻ります。第2表でございます。

追加。

単位は千円でございます。事項、期間、限度額で説明をします。

踊り子温泉会館電気料、令和3年度から令和4年度、911万8,000円でございます。

次に、踊り子温泉会館ESP業務手数料、令和3年度から令和4年度、68万8,000円でございます。

合計でございます。980万6,000円となります。

次の5ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。変更でございます。単位は千円でございます。

この地方債補正につきましては、起債の方法、利率、償還の方法等につきましては変更がございません。

起債の目的、学校教育施設等整備事業でございます。

GIGAスクール構想事業の増加したことによります起債額が540万円の増額ということでございます。

次に、臨時財政対策債でございます。変更は、限度額の変更のみとなっております。

変更前の限度額が8,900万円、変更後の限度額が9,683万9,000円でございます。783万9,000円の増額ということでございます。国の配付枠の確定によります増額補正としております。

表に戻ります。

起債の目的でございます。

事業のほうですが、学校教育施設等の整備事業で補正前が340万円、補正後が880万円ということでございます。

次に、臨時財政対策債です。補正前が8,900万円、補正後が9,683万9,000円ということに

なっております。

次の6ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出補正予算書事項別の明細書でございます。

1、総括。

歳入でございます。

これにつきましては省略をさせていただきます。次の歳出についても省略をさせていただきます。

8ページをお開き願いたいと思います。

2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順で説明をさせていただきます。単位は千円でございます。

1款町税5項入湯税1目入湯税△900万円1節現年度分△900万円、新型コロナウイルス感染症によります減収見込みによります入湯税の減額でございます。900万円です。

次に、10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税9,123万5,000円1節普通交付税9,123万5,000円です。普通交付税の確定によります増でございます。

次に、12款分担金及び負担金1項負担金2目衛生費負担金でございます。△10万4,000円1節保健衛生費負担金△10万4,000円です。きっかけ健診受診者負担金、水中運動教室参加者負担金につきまして、中止となったことによる減額でございます。

13款使用料及び手数料1項使用料3目商工使用料△2,496万円2節施設使用料△2,496万円です。これにつきましても、踊り子温泉会館の使用料の減、河津バガテル公園使用料の減でございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費国庫補助金165万円2節児童福祉費国庫補助金165万円です。子育て世帯臨時特別給付金の補助金15名分を新たに追加したものでございます。もう一つが保育対策総合支援事業費補助金でございます。150万円でございます。

次に、4目教育費国庫補助金2,201万5,000円1節教育費補助金2,201万5,000円、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）で50万円でございます。GIGAスクール構想補助金としまして1,951万5,000円、学校保健特別対策事業費補助金で200万円となっております。

次に、5目総務費国庫補助金1億2,251万2,000円1節総務管理費補助金220万、社会保障・税番号制度対策費補助金で220万円でございます。

次の9ページをお願いいたします。

3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,024万1,000円です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。補正額合計で1億4,610万6,000円となります。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金△568万8,000円1節農業費補助金△37万円、中山間地域等直接支払制度補助金の事業が高齢化等によりまして中止となったことによります減額でございます。△80万1,000円。地籍調査事業補助金でございます。事業促進のため、県のほうから事業費の4分3補助ということで43万1,000円でございます。

2節林業費補助金△531万8,000円、しずおか林業再生プロジェクト推進事業費補助金でございます。間伐に対する補助金でございます。101万円です。森林環境保全直接支援事業補助金、これにつきましては△632万8,000円。新型コロナによりまして、木材の需要が大変減ったことによりまして、事業中止による補助金の減でございます。

次に、16款財産収入2項財産売払収入2目不動産売払収入△95万円1節土地売払収入△95万円。立木等売払収入の減でございます。先ほどの事業を取りやめたことによる売払収入の減でございます。

17款寄附金1項寄附金3目教育費寄附金845万7,000円1節社会教育費寄附金835万7,000円、遺跡調査寄附金でございます。本件につきましては、下佐ヶ野の食品加工所の拡張事業によります遺跡の調査が必要ということから、事業者から寄附金を頂くものによるものでございます。次の2節学校教育費寄附金10万円、学校教育振興寄附金です。1名の方より学校振興のために寄附を頂いたものでございます。

18款繰入金1項特別会計繰入金1目介護保険特別会計繰入金1,325万9,000円1節介護保険特別会計繰入金1,325万9,000円、介護保険特別会計繰入金でございます。

次の10ページをお願いいたします。

2目後期高齢者医療特別会計繰入金です。補正額になります。72万7,000円1節後期高齢者医療特別会計繰入金72万7,000円、後期高齢者医療特別会計繰入金でございます。過年度の精算分ということでございます。

補正額合計で1,398万6,000円です。

続きまして、2項基金繰入金でございます。1目基金繰入金△9,362万6,000円1節基金繰入金△9,362万6,000円、財政調整基金の繰入金の減額でございます。

続きまして、20款諸収入5項雑入1目雑入△71万9,000円2節雑入△71万9,000円、白馬村

文化祭の売上金です。休止による△15万6,000円でございます。下田地区消防組合精算金としまして461万5,000円、広域連合負担金精算金としまして172万円、踊り子温泉会館販売収入△45万9,000円、踊り子温泉会館貸出収入△30万3,000円、これらについてはコロナの関係でございます。過年度未熟児養育医療費国庫精算金10万2,000円、令和元年度確定によるものでございます。過年度障害福祉事業国庫精算金130万円、これも同様でございます。過年度児童福祉事業国庫精算金46万9,000円、これについても同様でございます。河津バガテル公園販売収入△800万円、コロナによる減収でございます。その他の雑入につきまして、△7,000円でございます。

次に、21款町債です。1項町債2目臨時財政対策債783万9,000円1節臨時財政対策債783万9,000円、臨時財政対策債確定によるものでございます。

4目教育債540万円1節学校教育施設等整備事業債540万円、小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債でございます。無線LAN、電子キャビネット等の事業に充てるものでございます。

補正額合計1,323万9,000円でございます。

次の11ページをお願いいたします。

3、歳出になります。

歳入と同様に説明をさせていただきます。

1款議会費1項議会費1目議会費1,176万6,000円8節旅費△108万2,000円、17節備品購入費1,284万8,000円、新型コロナウイルス感染症対策可動式会議システム機器の購入のための費用でございます。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費△54万3,000円7節報償費△20万円、8節旅費△29万3,000円、18節負担金、補助及び交付金△5万円でございます。

5目電算費541万1,000円12節委託料220万円、番号制度対応システム開発業務委託料でございます。10分の10の国庫補助金で実施するものでございます。17節備品購入費321万1,000円、新型コロナウイルス感染症対策インターネット接続機器等でございます。庁舎内会議用ウェブシステムウェブ用のパソコンを購入するものでございます。

6目交通安全対策費△6万円18節負担金、補助及び交付金△6万円。

7目企画費△185万5,000円8節旅費△5万8,000円11節役務費8万4,000円、このうち草刈等作業手数料につきまして9万2,000円でございます。役場庁舎の裏にあります歩道に植栽してあります切り枝用の河津桜の苗木の移植による費用でございます。13節使用料及び賃借

料11万9,000円、重機借上料11万9,000円です。これにつきましても、先ほどの草刈等手数料との組合せによる事業によるものでございます。

次の12ページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金△200万円でございます。

次に、8目地域づくり推進費△31万8,000円10節需用費△3万円、11節役務費△24万8,000円、コミュニティセンター耐震評定の手数料でございます。耐用性の評定の必要がなくなったことによる減額でございます。12節委託料6万円コミュニティセンター警備保障委託料です。耐震工事の遅れによる3か月分の警備保障委託料の延長に伴う費用となります。18節負担金、補助及び交付金△10万円でございます。

次に、9目姉妹都市提携費△52万3,000円8節旅費△14万5,000円、10節需用費△34万円、11節役務費△5,000円、13節使用料及び賃借料△3万3,000円でございます。

10目自治振興費△57万1,000円1節報酬△28万円、8節旅費△1万5,000円です。

次の13ページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金△27万6,000円。16目諸費200万円、18節負担金、補助及び交付金200万円、新型コロナウイルス感染症対策公共交通機関支援金として、交通事業者2社に支援金として交付するものでございます。

17目町営バス運行費、補正額についてはゼロ円です。支出更正でございます。

11節役務費5万1,000円、自動車損害保険料が3万1,000円、自動車諸手数料が2万円、17節備品購入費△7万6,000円、自動車購入費△7万6,000円、これを基としまして次の公課費と併せて構成をし直すものでございます。26節公課費2万5,000円、自動車重量税でございます。

補正額合計で354万1,000円となります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費200万円18節負担金、補助及び交付金200万円、新型コロナウイルス感染症対策公的福祉法人等持続化給付金でございます。4つの事業所に給付するものでございます。

次に、2目老人福祉費733万2,000円7節報償費635万1,000円、敬老祝い金△279万円。地区行事として行われています敬老祝い金につきましては、3密の対策と高齢者の参画観点から中止になったことによる減額でございます。次に、新型コロナウイルス感染症関連の敬老祝い金としまして914万1,000円でございます。65歳以上の対象者全員に3,000円の地域商品券を祝い金として配付するものでございます。次に、10節需用費11万9,000円、同新型コロ

ナウウイルスの感染症に伴いまして、商品券の封筒4万6,000円、そのほか高齢者いきいきセンターの換気対策、コロナ対策の換気ということで、網戸の設置を行う修繕でございます。7万3,000円でございます。11節役務費70万2,000円、新型コロナウイルス感染症関連で、敬老祝い金の先ほどの郵送料となります。22節償還金、利子及び割引料16万円、低所得利用者対策事業費補助金の返還金でございます。1,000円でございます。

次のページをお願いします。

令和元年度確定によるものでございます。

次の14ページをお願いします。

国県の支出金返還金でございます。

これにつきましても、令和元年度精算による低所得者保険料の軽減負担金の返還金、あと、住宅福祉事業費の補助金の返還金等でございます。

次に、3目障害者福祉費83万7,000円22節償還金、利子及び割引料83万7,000円、国県支出金の返還金でございます。令和元年度確定によるものでございます。障害者医療費の国庫補助金等につきまして、確定したものでございます。

6目介護保険費△7万3,000円27節繰出金△7万3,000円、介護保険特別会計への繰出金の確定による減額となります。

7目後期高齢者医療費207万9,000円2節給料152万6,000円、一般職給でございます。この節、3つにつきましては、出産休暇から復帰によります計上でございます。3節職員手当等28万2,000円、期末勤勉手当27万4,000円、退職手当組合負担金8,000円、4節共済費27万1,000円、共済組合負担金となっております。

補正額合計で1,217万5,000円でございます。

2項の児童福祉費になります。1目児童福祉費252万5,000円17節備品購入費54万2,000円、新型コロナウイルス感染症対策備品としまして、放課後児童クラブにエアコンを設置するものでございます。18節負担金、補助及び交付金195万円、子育て応援住宅整備事業費補助金でございます。今後の見込みとして3件を計上しております。保育対策総合支援事業費補助金でございます。150万円です。空気清浄機等を事業所5か所に購入するための費用として計上しております。22節償還金、利子及び割引料3万3,000円、国県支出金の返還金が令和元年度確定したことによるものでございます。

3目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費15万円18節負担金、補助及び交付金15万円、子育て世帯臨時特別給付金15名分を追加計上したものでございます。

次の15ページをお願いいたします。

補正額合計で267万5,000円でございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費807万6,000円10節需用費11万7,000円、事業消耗品でございます。これについては、新型コロナの関連の資器材等につきまして、県の地震防災・減災交付金投入を当初予定しておりましたが、臨時交付金に振り替えて買い増しをしたものによるものでございます。新型コロナウイルス感染症対応医療資器材として26万6,000円でございます。

次に、17節備品購入費195万9,000円、救護所用の備品でございます。△8万4,000円。新型コロナウイルス感染症対策用備品で204万3,000円でございます。こちらについても、先ほど同様の対応として支出について更正をしたものでございます。18節負担金、補助及び交付金600万円、新型コロナウイルス感染症公的保健法人等持続化給付金でございます。10事業所に持続化給付金を給付するものでございます。

2目予防費267万7,000円12節委託料△47万1,000円、予防接種委託料でございます。ロタウイルスの予防接種でございます。定期予防接種の対象となったことによります計上でございます。66万5,000円です。次に、きっかけ健診の委託料については、コロナの関係で減額ということでございます。18節負担金、補助及び交付金300万円、新型コロナウイルス感染症対策の人間ドック受診費の補助金でございます。1万円の300人分でございます。22節償還金、利子及び割引料14万8,000円、国庫支出金の返還金でございます。令和元年度の感染症予防事業費が当の国庫負担金につきまして、確定したことによるものでございます。

3目健康増進費△4万1,000円7節報償費△4万1,000円でございます。

補正額合計で1,071万2,000円でございます。

5款農林水産業費1項農業費です。

2目農業総務費△30万円18節負担金、補助及び交付金△30万円でございます。

16ページをお願いいたします。

3目農業振興費57万5,000円1節報酬22万1,000円、会計年度任用職員でございます。地籍調査の増進分によりますその対象分としての増額でございます。13節使用料及び賃借料35万4,000円、事務支援システムの賃借料が20万4,000円、自動車リース料15万円です。これにつきましても、地籍調査増進によります対象分の増額となっております。

4目中山間地域等直接支払制度事業費△110万8,000円7節報償費△1万6,000円、調査員謝礼でございます。この4目につきましては、上佐ヶ野地区の事業が高齢化により中止にな

ったことによります減額でございます。8節旅費△1万4,000円、普通旅費です。10節需用費△1万円、事業消耗品です。18節負担金、補助及び交付金△106万8,000円でございます。中山間地域等直接支払制度の交付金の減額となっております。

5目農業施設費57万8,000円11節役務費14万2,000円、草刈等作業手数料です。7月の大雨によりまして縄地地区の土砂除去によりまして、当初予算に計上しておりました予算のうちから支出したことによる今後の台風等の対策による通常管理費用分の補填分としての金額でございます。13節使用料及び賃借料43万6,000円、重機借上料でございます。理由につきましては、先ほどのものと同様でございます。

6目山村振興対策費2万5,000円15節原材料費2万5,000円生コン、砕石等でございます。見高エリア高原温泉の外壁の塗装につきまして、原材料支給をするものでございます。

補正額合計で△23万円です。

次に、2項林業費1目林業振興費△900万4,000円12節委託料△930万6,000円、これにつきましては、杉久保の町有地の間伐事業が中止となったことによります減額でございます。コロナの関係による事業の中止ということでございます。18節負担金、補助及び交付金30万2,000円、林業関係事業補助金でございます。30万2,000円です。静岡林業再生プロジェクトによります補助金となっております。

次に、17ページをお願いいたします。

2目林業施設費でございます。45万円11節役務費9万5,000円、草刈等作業手数料です。これにつきましても、通常管理分として計上してありましたが、7月の大雨等により執行した分の残額を補助するものでございます。13節35万5,000円、重機の借上料、理由は同様でございます。

補正額合計です。△855万4,000円でございます。

3項水産業費です。1目水産業振興費△3万円18節負担金、補助及び交付金△3万円でございます。

6款商工費1項商工費3目観光費3,070万円です。12節委託料△195万円でございます。18節負担金、補助及び交付金3,265万円、美しい伊豆創造センター新型コロナウイルス感染症対策誘客事業負担金として180万円。新型コロナウイルス感染症対策の旅客誘致事業負担金で100万円。町の観光協会の補助金については減額の15万円。新型コロナウイルス感染症対策の宿泊施設等支援事業補助金で2,000万円、河津桜まつり新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金で1,000万円となっております。

18ページをお願いいたします。

4目踊り子温泉会館運営費、補正額△55万1,000円10節需用費△59万7,000円、11節4万6,000円、このうちESP業務委託料につきまして、11万5,000円を計上しております。新電力の契約に伴う手数料でございます。

6目河津バガテル公園管理費△946万5,000円7節報償費△24万円、10節需用費△542万6,000円、11節3役務費△30万円、12節委託料△118万9,000円、14節工事請負費△561万円、17節備品購入費330万円、新型コロナウイルス感染症対策施設備品でございます。旧レストラン棟の空調の備品の設置でございます。

7目さくら振興費△5万円18節負担金、補助及び交付金△5万円でございます。

補正額合計で2,063万4,000円でございます。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費45万7,000円13節使用料及び賃借料45万7,000円、重機借上料でございます。これにつきまして、7月の大雨によりまして倒木等が多くあり、上佐ヶ野の町有地に処分場として処理をしておりますが、その最終処分を行うための費用でございます。

次の19ページをお願いいたします。

2項道路橋梁費です。

1目道路橋梁費133万9,000円10節需用費60万9,000円、施設修繕料でございます。7月の大雨によりまして、見高塔峯・仲ヶ野線の路面の損傷によります修繕費でございます。13節使用料及び賃借料73万円、重機借上料73万円でございます。今後の台風対策用として計上したものでございます。

次に、8款消防費1項消防費です。1目常備消防費1,127万1,000円18節負担金、補助及び交付金1,127万1,000円、下田地区消防組合負担金としまして令和2年度分の負担金の確定によります不足分でございます。672万9,000円。下田地区消防組合特別負担金454万2,000円。これにつきましては、令和14年度を目標に消防設備の充実のための整備基金として積み立てるものでございます。

2目非常備消防費△19万6,000円18節負担金、補助及び交付金△19万6,000円でございます。

4目防災費807万6,000円10節需用費289万6,000円、新型コロナウイルス感染症対策の事業消耗品です。各地区への各自主防へのコロナ関係の資機材あるいは役場での備蓄用の資機材等の購入費でございます。12節委託料518万円、新型コロナウイルス感染症対策の避難所換気設備の設定委託料でございます。これにつきましては、各1中3小学校の体育館の新型コ

コロナ対策によります換気設備を設けることによりますそのための設計委託料でございます。

補正額合計で1,915万1,000円です。

次に、9款教育費1項教育総務費2目事務局費1万3,000円8節旅費△8万7,000円、24節積立金10万円、教育振興基金への積立でございます。

3目学校教育振興費4,923万円7節報償費△32万5,000円。

次の20ページをお願いします。

12節委託料1,907万6,000円、情報通信ネットワーク環境施設整備構築委託料としましてでございます。無線LAN等の施設の充実のためのものがございます。14節工事請負費996万3,000円、情報通信ネットワーク環境施設整備工事でございます。無線LAN、電子キャビネットの設置のための費用でございます。17節備品購入費2,093万6,000円、児童・生徒用パソコン、1人1台パソコンということで403台分でございます。18節負担金、補助及び交付金△42万円でございます。

次に、4目学校管理費でございます。319万円12節委託料319万円、小・中学校空調設備設置工事設計業務委託料でございます。南小、河津中の特別教室への空調設置の設計委託料でございます。

補正額合計で5,243万3,000円でございます。

2項小学校費1目東小学校管理費34万7,000円10節需用費45万円、新型コロナウイルス感染症対策事業の消耗品でございます。11節役務費△10万3,000円でございます。

次に、2目東小学校教育振興費です。55万円10節需用費27万円、同コロナ対策用の消耗品でございます。17節備品購入費28万円、これにつきましては、コロナ関連の対策用のカメラつきパソコンの購入費でございます。

3目西小学校管理費29万7,000円10節需用費40万円、新型コロナウイルス感染症対策の消耗品でございます。

次の21ページをお願いいたします。

11節役務費△10万3,000円でございます。

4目西小学校教育振興費60万円10節需用費4万円、新型コロナウイルス感染症対策事業の消耗品でございます。17節備品購入費56万円、カメラつきのパソコンの購入費でございます。

5目南小学校管理費129万1,000円10節需用費141万6,000円、これにつきましても、先ほどと同様にコロナ対策の消耗品でございます。施設修繕料として84万7,000円計上しております。南小学校のベランダ等の爆裂によりますその対策の修繕費用として計上しております。

11節役務費△12万5,000円でございます。

6目南小学校教育振興費43万1,000円10節需用費15万1,000円、同様に新型コロナ対策の消耗品でございます。17節備品購入費28万円、カメラつきのパソコンの購入費でございます。

補正額合計351万6,000円でございます。

次に、3項中学校費でございます。

1目中学校管理費58万円10節需用費58万円、コロナ関連の事業消耗品でございます。

2目中学校教育振興費42万円17節備品購入費42万円、カメラつきパソコンの購入費でございます。

補正額合計で100万円でございます。

次の22ページをお願いいたします。

4項幼稚園費でございます。

1目幼稚園費50万円1節報酬24万7,000円、会計年度任用職員でございます。預かり保育等の追加分等でございます。4節共済費5,000円、社会保険料4,000円、労災保険料1,000円。先ほどの会計年度任用職員のものでございます。10節需用費9万8,000円、新型コロナウイルスの関連の事業消耗品でございます。17節備品購入費15万円、これにつきましても、空気清浄機購入代でございます。

次に、5項社会教育費。

1目社会教育総務費△98万5,000円7節報償費△46万9,000円、10節需用費△5万円、11節役務費△1,000円、12節委託料△36万5,000円、18節負担金、補助及び交付金△10万円でございます。

次の23ページをお願いいたします。

2目文化財保護費でございます。835万7,000円1節報酬448万4,000円、会計年度任用職員の費用でございます。4節共済費78万6,000円、社会保険料74万2,000円、雇用保険料4万4,000円。8節旅費37万5,000円、費用弁償37万5,000円。10節需用費92万7,000円、事業消耗品19万7,000円、印刷製本費40万円、光熱水費33万円。11節役務費50万円、浄化槽清掃手数料20万円、仮設水道引込手数料15万円、仮設電源設置手数料15万円。13節使用料及び賃借料128万5,000円、仮設事務所・仮設トイレ借上料73万2,000円、重機借上料55万3,000円でございます。ここの文化財保護費につきましては、先ほど申し上げました下佐ヶ野の食品加工会社の事業拡張によります遺跡の本調査となった場合に対応させていただく予算でございます。

6項保健体育費1項保健体育総務費△49万3,000円7節報償費△38万5,000円、10節需用費

△7万5,000円、11節役務費△3万3,000円。

3目学校給食費1万2,000円18節負担金、補助及び交付金1万2,000円、新型コロナウイルス感染症によりまして4月に臨時休校になりましたことによります食材の補填をしております。その費用の不足分、町費分につきまして、交付金を充てたものでございます。

補正額合計で△48万1,000円です。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございますか。

4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 支出のところ、20ページのところからですが、先ほど一般質問でもいろいろ聞かせてもらったんですけども、GIGAスクール構想関係の予算がずっとついでている中で、各小学校、中学校にカメラ付きのパソコンが、東小、南小が2台、西小が4台ほかというようなことについているんですけども、これが多分リモート対応のパソコンということで学校側で仕入れるものなのかなというふうに思うんですけども、数的にこれで足りるのかということと、GIGAスクール構想で子供たちに各1台ずつパソコンが行ったときに、先生たちにも相応のパソコンが1台ずつ手元にないと、使い回したりとかという使い勝手も悪いんじゃないのかなと思うんですけども、そのあたりの予算化は検討されているのでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） こちらのほうの予算でございますが、先ほど遠藤議員から言われたとおり、東小学校が2台、それから西小学校が4台、南小学校が2台で、中学校が3台という形でございます。こちらのほうについては、学校保健特別対策事業補助金といった制度がございまして、各校100万円に対して2分の1の補助が出ると。コロナ対策の事業として扱ってほしいという形の補助事業がございました。2分の1については、国庫の補助金を使いまして、残りの2分の1については、コロナ対策の交付金を活用しているといった形の事業でございます。

台数の選定でございますが、各学校台数がかなり少なくという形になっておりますが、GIGAスクール構想では、各教室に1台ずつ先生用のパソコンも配備を予定しております。こちらのほうについては少し時間がかかるといったこともありますし、画面上も小さいとい

うこともありますので、各学校、もう少し大きめのパソコンを用意した中で、生徒との対応をしていくといった形での台数ということでございます。各学校から要望といった形でこれだけの台数が欲しいということを優先とさせていただき、この台数となったということでございます。

実際、タブレット型のパソコンはかなり小さいものですから、電子黒板等を活用しながらうまくやっていくのかなというふうに思っておりますが、このような形で対応という形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

多分、初の運用で、いろいろもうちょっとこうだったらいいのというようなことがこれから出てくるんじゃないかと思うので、そのあたりも加味して流動的に対応していただけたらありがたいなと思えます。

以上です。終わります。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第35号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

20分まで休憩といたします。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時20分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第12、議案第36号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第36号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,708万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月2日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第36号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。

本議案の主な提案理由ですが、被保険者資格喪失手続遅れによります国民健康保険税還付金及び還付加算金の増額補正及び令和元年度保険給付費等交付金の確定に伴います返還金の

増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は千円でございます。

8款繰越金266万2,000円1項繰越金同額でございます。

歳入合計266万2,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

8款諸支出金266万2,000円1項償還金及び還付加算金同額でございます。

歳出合計266万2,000円。

恐れ入ります、3ページ、4ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。単位は千円でございます。

8款繰越金1項繰越金2目その他の繰越金266万2,000円1節その他の繰越金266万2,000円、その他の繰越金。今補正予算の財源でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金67万9,000円22節償還金、利子及び割引料67万9,000円、保険税等還付金でございます。

3目償還金194万1,000円22節償還金、利子及び割引料194万1,000円、国県支出金還付金でございます。こちらにつきましては、令和元年度保険給付金の確定によります保険給付費等交付金の返還金でございます。

4目一般被保険者還付加算金4万2,000円22節償還金、利子及び割引料4万2,000円、国保税等還付加算金でございます。こちらの還付加算金と国保税の還付金でございますが、資格喪失手続遅れによります遡及税還付金及び還付加算金の増額補正でございます。

説明は以上となります。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第36号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第13、議案第37号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算
（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第37号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,952万3,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ10億1,062万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月2日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第37号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。

本議案の主な提案理由でございますが、令和元年度介護給付費等確定に伴います国県支出金返還金及び一般会計繰出金の増額補正並びに新型コロナウイルス感染症対策により中止となった事業の減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は千円でございます。

3款国庫支出金△14万6,000円 2項国庫補助金同額でございます。

4款支払基金交付金212万8,000円 1項支払基金交付金同額でございます。

5款県支出金158万3,000円 1項県負担金165万6,000円 2項県補助金△7万3,000円。

6款繰入金△7万3,000円 1項一般会計繰入金同額でございます。

9款繰越金△2,603万1,000円 1項繰越金同額でございます。

歳入合計2,952万3,000円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

4款地域支援事業費△56万3,000円 2項一般介護予防事業費△52万円、3項包括的支援事業・任意事業費△4万3,000円。

7款諸支出金3,008万6,000円 1項繰出金1,325万9,000円、2項償還金及び還付加算金1,682万7,000円。

歳出合計2,952万3,000円でございます。

恐れ入ります、3ページ、4ページ目の事項別明細書総括は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書。

2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。単位は千円でございます。

3款国庫支出金2項国庫補助金2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）△13万円1節現年度分△13万円、地域支援事業交付金でございます。介護予防教室等中止に伴います歳入減でございます。事業費の25%相当額でございます。

3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）△1万6,000円1節現年度分△1万6,000円、その他地域支援事業交付金でございます。人件費の増、事業の減に伴います歳入の増減でございます。事業費の38.5%相当額でございます。

計△14万6,000円。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金226万8,000円2節過年度分226万8,000円、介護給付費交付金、令和元年度精算によります増額でございます。

2目地域支援事業交付金△14万円1節現年度分△14万円、地域支援事業交付金。事業減に伴います歳入減でございます。事業費の27%相当額でございます。

計212万8,000円。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金165万6,000円2節過年度分165万6,000円、介護給付費負担金。令和元年度精算に伴います増額でございます。

2項県補助金1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）△6万5,000円1節現年度分△6万5,000円、地域支援事業交付金でございます。事業減に伴います歳入減でございます。事業費の12.5%相当額でございます。

次のページをお願いします。

2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）△8,000円1節現年度分△8,000円、その他地域支援事業交付金でございます。人件費の増、事業減に伴います歳入の増減でございます。事業費の19.25%相当額でございます。

計△7万3,000円。

6款繰入金1項一般会計繰入金4目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）△6万5,000円1節現年度分△6万5,000円、地域支援事業繰入金、事業減に伴います歳入減でございます。事業費の12.5%相当額でございます。

5目地域支援事業繰入金（その他の地域支援事業）△8,000円1節現年度分△8,000円、その他の地域支援事業繰入金、人件費の増、事業減に伴います歳入の増減でございます。事業費の19.25%相当額でございます。

計△7万3,000円。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金2,603万1,000円1節繰越金2,603万1,000円、繰越金、今補正予算の財源でございます。

次のページをお願いします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

4款地域支援事業費2項一般介護予防事業費1目一般介護予防事業費△52万円12節委託料△52万円、一般介護予防事業委託料でございます。新型コロナウイルス感染症対策によります事業中止分の減額でございます。

3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的・継続的ケアマネジメント事業費2万4,000円4節共済費2万4,000円、共済組合負担金でございます。こちらに人件費を持ちます職員の共済組合負担金の追加費用の増額によるものでございます。

7目認知症総合支援事業費△6万7,000円8節旅費△2万7,000円、普通旅費でございます。18節負担金、補助及び交付金△4万円、各種研修会等負担金の減額でございます。こちらは認知症地域支援推進事業の研修会の中止によります減額でございます。

計△4万3,000円。

7款諸支出金1項繰出金1目一般会計繰出金1,325万9,000円27節繰出金1,325万9,000円、一般会計繰出金。令和元年度の精算に伴います一般会計への繰出金になります。

2項償還金及び還付加算金2目償還金1,682万7,000円22節償還金、利子及び割引料1,682万7,000円、国県支出金等返還金でございます。令和元年度精算に伴います国県返還金でございます。

次のページにこちらの合計額が記載されてございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第37号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第14、議案第38号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第38号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,647万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月2日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第38号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。

本議案の主な提案理由でございますが、令和元年度保険料還付金の立替分につきまして、県後期高齢者医療広域連合から精算交付に伴います補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は千円でございます。

4款諸収入72万7,000円2項償還金及び還付加算金同額でございます。

歳入合計72万7,000円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款諸支出金72万7,000円2項繰出金同額でございます。

歳出合計72万7,000円でございます。

恐れ入ります。3ページ、4ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書。

2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。単位は千円でございます。

4款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金72万7,000円1節保険料還付金72万7,000円、保険料還付金でございます。県後期高齢者医療広域連合からの精算金でございます。

次のページをお願いします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款諸支出金 2 項繰出金 1 目一般会計繰出金72万7,000円27節繰出金72万7,000円、一般会計繰出金でございます。昨年度の保険料還付金を一般会計で立て替えた分の繰り出しで戻す分でございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第38号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（土屋 貴君） 本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

ただいまより7日まで休会といたします。7日は定刻再開といたします。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 3 日

9 月 7 日（月曜日）

令和2年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第3号)

令和2年9月7日(月曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第39号 令和元年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第40号 令和元年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第41号 令和元年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議案第42号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第43号 令和元年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第44号 令和元年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第45号 令和元年度河津町水道事業会計決算認定について
議案第46号 令和元年度河津町温泉事業会計決算認定について

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 5番 | 上村和正君 | 6番 | 塩田正治君 |
| 7番 | 仲里司君 | 8番 | 土屋貴君 |
| 9番 | 渡邊弘君 | 10番 | 稲葉静君 |
| 11番 | 宮崎啓次君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- | | | | |
|-----|------|------|-------|
| 町長 | 岸重宏君 | 副町長 | 土屋晴弥君 |
| 教育長 | 鈴木基君 | 総務課長 | 後藤幹樹君 |

企画調整課長	木村吉弘君	町民生活課長	土屋典子君
健康福祉課長	稲葉吉一君	産業振興課長	村串信二君
建設課長	山本博雄君	水道温泉課長	中村邦彦君
教育委員会 教育事務局長	川尻一仁君	会計管理者 兼会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局長	飯田吉光	書記	大川知寛
------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の会議日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告します。

◎議案第39号～議案第46号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（土屋 貴君） 日程第1、議案第39号 令和元年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第40号 令和元年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第41号 令和元年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第42号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第43号 令和元年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第44号 令和元年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第45号 令和元年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第46号 令和元年度河津町温泉事業会計決算認定について。

以上、8議案は同種の令和元年度決算でありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号の8議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第39号 令和元年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第40号 令和元年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第41号 令和元年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第42号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第43号 令和元年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第44号 令和元年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第45号 令和元年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第46号 令和元年度河津町温泉事業会計決算認定について。

以上、8議案につきましてそれぞれ担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 会計管理者。

会計管理者に申し上げます。

歳入歳出決算額の説明は、項につきましては歳入済額または支出済額のみとして結構です。説明が長くなるようでしたら、座ってやっていただいても結構ですのでお願いします。

○会計管理者兼会計室長（渡辺音哉君） ありがとうございます。

それでは、議案第39号から議案第44号までの一般会計及び各特別会計の決算認定につきましてご説明させていただきます。

議案の説明に入る前に、令和元年度河津町決算総括表から説明させていただきます。

お手元の令和元年度一般会計、特別会計決算書の表紙をめくっていただきますと決算総括表がございますのでご覧ください。

説明は、会計別、区分、予算額、決算額、予算額と決算額との比較、予算対比決算比率の順に朗読説明とさせていただきます。単位は円でございます。

一般会計。

歳入、40億4,502万3,000円、38億7,491万8,604円、△1億7,010万4,396円、95.79%。

歳出、40億4,502万3,000円、37億7,048万1,524円、2億7,454万1,476円、93.21%。

差引残額1億443万7,080円。

河津駅前広場整備事業特別会計。

歳入、778万6,000円、736万386円、△42万5,610円、94.53%。

歳出、778万6,000円、696万3,115円、82万2,885円、89.43%。

差引残額39万7,271円。

土地取得特別会計。

歳入、87万円、89万7,818円、2万7,818円、103.20%。

歳出、87万円、53万8,476円、33万1,524円、61.89%。

差引残額35万9,342円。

国民健康保険特別会計。

歳入、11億7,876万1,000円、11億2,886万4,728円、△4,989万6,272円、95.77%。

歳出、11億7,876万1,000円、10億6,739万2,006円、1億1,136万8,994円、90.55%。

差引残額6,147万2,722円。

介護保険特別会計。

歳入、10億8,548万5,000円、10億5,194万6,280円、△3,353万8,720円、96.91%。

歳出、10億8,548万5,000円、9億5,447万3,354円、1億3,101万1,646円、87.93%。

差引残額9,747万2,926円。

後期高齢者医療特別会計。

歳入、1億1,264万7,000円、1億863万1,359円、△401万5,641円、96.44%。

歳出、1億1,264万7,000円、1億860万5,459円、404万1,551円、96.41%。

差引残額2万5,900円。

総合計はご覧のとおりでございます。

説明は省略させていただきます。

議長よりお許しが出ましたので、これより着席させていただいてご説明をさせていただきます。

1枚めくってください。

議案第39号 令和元年度河津町一般会計決算書。

もう1枚めくっていただき、1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

説明は、款につきましては予算額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に、項につきましては収入済額のみを朗読説明させていただきます。なお、予算額と収入済額との比較につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

1 款町税 9億9,995万9,000円、10億8,039万4,808円、10億3,016万1,242円、440万3,585円、

4,582万9,981円。

1 項町民税 3 億387万3,704円。

2 項固定資産税 6 億2,043万8,784円。

3 項軽自動車税2,409万2,937円。

4 項町たばこ税6,157万7,637円。

5 項入湯税2,017万8,180円。

2 款地方譲与税4,287万8,000円、4,573万5,004円、4,573万5,004円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項自動車重量譲与税3,129万7,000円。

2 項地方揮発油譲与税1,086万4円。

3 項森林環境譲与税357万8,000円。

3 款利子割交付金110万円、64万7,000円、64万7,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項利子割交付金同額でございます。

4 款配当割交付金330万円、300万9,000円、300万9,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項配当割交付金同額でございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金300万円、202万5,000円、202万5,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項株式等譲渡所得割交付金同額でございます。

6 款地方消費税交付金 1 億3,200万円、1 億2,923万5,000円、1 億2,923万5,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項地方消費税交付金同額でございます。

7 款自動車取得税交付金780万円、837万4,305円、837万4,305円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項自動車取得税交付金同額でございます。

8 款自動車税環境性能割交付金624万円、233万9,147円、233万9,147円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項自動車税環境性能割交付金同額でございます。

9 款地方特例交付金320万円、444万7,000円、444万7,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項地方特例交付金同額でございます。

10 款地方交付税14億6,207万5,000円、14億5,333万3,000円、14億5,333万3,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項地方交付税同額でございます。

11 款交通安全対策特別交付金100万円、109万7,000円、109万7,000万円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項交通安全対策特別交付金同額でございます。

12款分担金及び負担金1,653万7,000円、1,397万6,246円、1,397万6,246円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項負担金同額でございます。

次の3、4ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料8,060万円、7,662万8,623円、7,564万5,413円、12万9,800円、85万3,410円。

1 項使用料7,168万5,433円。

2 項手数料395万9,980円。

14款国庫支出金 3 億609万1,000円、2 億9,438万4,237円、2 億9,438万4,237円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項国庫負担金 1 億8,469万3,828円。

2 項国庫補助金 1 億52万5,086円。

3 項委託金916万5,323円。

15款県支出金 2 億3,986万6,000円、2 億601万5,005円、2 億601万5,005円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項県負担金 1 億2,632万3,030円。

2 項県補助金6,132万2,935円。

3 項委託金1,836万9,040円。

16款財産収入1,796万7,000円、1,940万6,989円、1,940万6,989円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項財産運用収入1,698万2,573円。

2 項財産売払収入242万4,416円。

17款寄附金9,816万2,000円、1 億132万円、1 億132万円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項寄附金同額でございます。

18款繰入金 1 億5,343万1,000円、3,477万6,165円、3,477万6,165円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項特別会計繰入金802万970円。

2 項基金繰入金2,675万5,195円。

19款繰越金 1 億8,455万7,000円、1 億8,455万6,984円、1 億8,455万6,984円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項繰越金同額でございます。

20款諸収入8,927万2,000円、9,124万6,867円、9,124万6,867円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項延滞金166万6,733円。

2 項預金利子ゼロ円。

3 項公営企業貸付金元利収入ゼロ円。

4 項受託事業収入14万2,300円。

5 項雑入8,943万7,834円。

21款町債 1 億9,598万8,000円、1 億7,318万8,000円、1 億7,318万8,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項町債同額でございます。

歳入合計40億4,502万3,000円、39億2,613万5,380円、38億7,491万8,604円、453万3,385円、4,668万3,391円。

続きまして、次の5ページ、6ページをお願いいたします。

歳出です。

説明は、款につきましては予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に、項につきましては支出済額のみを朗読説明とさせていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

1 款議会費5,508万2,000円、5,408万5,524円、ゼロ円、99万6,476円。

1 項議会費同額でございます。

2 款総務費 7 億2,845万5,000円、6 億8,856万1,619円、864万3,000円、3,125万381円。

1 項総務管理費 5 億7,050万1,655円。

2 項徴税費5,694万2,871円。

3 項戸籍住民基本台帳費4,503万7,979円。

4 項選挙費1,266万9,832円。

5 項統計調査費259万3,559円。

6 項監査委員費81万5,723円。

3 款民生費 8 億7,174万4,000円、8 億4,896万8,148円、593万9,000円、1,683万6,852円。

1 項社会福祉費 6 億1,238万1,543円。

2 項児童福祉費 2 億3,641万6,605円。

3 項災害援助費17万円。

4 款衛生費 5 億3,455万8,000円、5 億688万6,904円、ゼロ円、2,767万1,096円。

1 項保健衛生費 2 億6,977万6,203円。

2 項清掃費 2 億3,711万701円。

5 款農林水産業費 1 億9,361万5,000円、1 億4,774万6,718円、3,321万8,300円、1,265万5,282円。

1 項農業費 1 億225万7,702円。

2 項林業費3,267万103円。

3 項水産業費1,281万8,913円。

6 款商工費 3 億6,144万4,000円、3 億2,534万3,506円、880万円、2,730万494円。

1 項商工費同額でございます。

7 款土木費 1 億8,154万円、1 億5,400万989円、1,936万1,000円、817万8,011円。

1 項土木管理費4,272万7,784円。

2 項道路橋梁費9,887万5,954円。

3 項河川費490万6,073円。

4 項都市計画費644万932円。

5 項住宅費105万246円。

8 款消防費 2 億6,773万1,000円、2 億5,054万105円、ゼロ円、1,719万895円。

1 項消防費同額でございます。

次のページをお願いいたします。

9 款教育費 4 億4,191万3,000円、4 億722万9,411円、ゼロ円、3,468万3,599円。

1 項教育総務費 1 億3,742万7,923円。

2 項小学校費6,609万6,063円。

3 項中学校費2,388万205円。

4 項幼稚園費6,314万3,169円。

5 項社会教育費4,442万4,554円。

6 項保健体育費7,225万7,487円。

10 款災害復旧費5,921万5,000円、4,502万3,738円、1,296万円、123万1,262円。

1 項農林水産施設災害復旧費931万5,816円。

2 項公共土木施設災害復旧費2,330万6,331円。

3 項その他公共施設・公有施設災害復旧費1,173万221円。

4 項教育施設災害復旧費67万1,370円。

11 款公債費 3 億4,575万4,000円、3 億4,209万4,872円、ゼロ円、365万9,128円。

1 項公債費同額でございます。

12 款予備費 397 万 2,000 円、ゼロ円、ゼロ円、397 万 2,000 円。

1 項予備費同額でございます。

歳出合計 40 億 4,502 万 3,000 円、37 億 7,048 万 1,524 円、8,891 万 6,000 円、1 億 8,562 万 5,476 円。

歳入歳出差引残額 1 億 443 万 7,080 円。うち基金繰入金ゼロ円。

令和 2 年 9 月 2 日提出、河津町長、岸重宏。

次は、145 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は、区分、金額の順に朗読説明とさせていただきます。

一般会計の実質収支に関する調書です。

1、歳入総額 38 億 7,491 万 9,000 円。

2、歳出総額 37 億 7,048 万 1,000 円。

3、歳入歳出差引額 1 億 443 万 8,000 円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源。

(1) 継続費繰越額ゼロ円。

(2) 繰越明許費繰越額 4,078 万 2,000 円。

(3) 事故繰越し繰越額ゼロ円。

計 4,078 万 2,000 円。

5、実質収支額 6,365 万 6,000 円。

6、実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上が一般会計の決算でございます。

1 枚めくっていただきまして、次からは議案第 40 号から特別会計となりますが、説明につきましては一般会計と同様に行わせていただきます。

議案第 40 号 令和元年度河津駅前広場整備事業特別会計決算書。

1 枚めくって、1、2 ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款使用料及び手数料 385 万 9,000 円、382 万 9,620 円、375 万 1,780 円、ゼロ円、7 万 7,840 円。

1 項使用料 375 万 1,780 円。

2 項手数料ゼロ円。

2 款財産収入2,000円、1,442円、1,442円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項財産運用収入同額でございます。

3 款繰入金370万円、340万円、340万円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項基金繰入金同額でございます。

4 款繰越金22万5,000円、20万7,164円、20万7,164円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項繰越金同額でございます。

歳入合計778万6,000円、743万8,226円、736万386円、ゼロ円、7万7,840円。

次の3、4ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費778万6,000円、696万3,115円、ゼロ円、82万2,885円。

1 項総務管理費同額でございます。

歳出合計778万6,000円、696万3,115円、ゼロ円、82万2,885円。

歳入歳出差引残額39万7,271円。うち基金繰入金ゼロ円。

令和2年9月2日提出、河津町長、岸重宏。

次の9ページをお願いいたします。

河津駅前広場整備事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額736万円。

2、歳出総額696万3,000円。

3、歳入歳出差引額39万7,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。計ゼロ円でございます。

5、実質収支額39万7,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上が河津駅前広場整備事業特別会計の決算でございます。

1枚めくってください。

議案第41号 令和元年度河津町土地取得特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款財産収入53万9,000円、53万8,476円、53万8,476円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項財産運用収入同額でございます。

2 款繰入金1,000円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項一般会計繰入金同額でございます。

3 款繰越金32万9,000円、35万9,342円、35万9,342円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項繰越金同額でございます。

4 款諸収入1,000円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項預金利子同額でございます。

歳入合計87万円、89万7,818円、89万7,818円、ゼロ円、ゼロ円。

次の3、4ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款諸支出金87万円、53万8,476円、ゼロ円、33万1,524円。

1 項土地取得費ゼロ円。

2 項繰出金53万8,476円。

歳出合計87万円、53万8,476円、ゼロ円、33万1,524円。

歳入歳出差引残額35万9,342円。うち基金繰入金ゼロ円。

令和2年9月2日提出、河津町長、岸重宏。

次の9ページをお願いいたします。

土地取得特別会計の実質収支に関する調書です。

1、歳入総額89万8,000円。

2、歳出総額53万8,000円。

3、歳入歳出差引額36万円。

4、翌年度に繰り越すべき財源はございません。計ゼロ円でございます。

5、実質収支額36万円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上が土地取得特別会計の決算でございます。

1ページめくってください。

議案第42号 令和元年度国民健康保険特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款国民健康保険税 2 億1,395万8,000円、2 億4,919万220円、2 億1,740万6,558円、195万5,600円、2,982万8,062円。

1 項国民健康保険税同額でございます。

2 項一部負担金2,000円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項一部負担金同額でございます。

3 款使用料及び手数料12万2,000円、37万8,000円、18万4,800円、1万8,200円、17万5,000円。

1 項手数料同額でございます。

4 款国庫支出金55万1,000円、55万円、55万円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項国庫補助金同額でございます。

5 款県支出金8億8,243万9,000円、7億8,650万3,476円、7億8,650万3,476円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項県負担金・補助金7億8,650万3,476円。

2 項財政安定化基金支出金ゼロ円。

6 款財産収入4,000円、3,643円、3,643円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項財産運用収入同額でございます。

7 款繰入金7,109万2,000円、6,746万3,968円、6,746万3,968円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項他会計繰入金6,746万3,968円。

2 項基金繰入金ゼロ円。

8 款繰越金470万6,000円、5,048万5,147円、5,048万5,147円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項繰越金同額でございます。

9 款諸収入588万7,000円、627万6,600円、626万7,136円、ゼロ円、9,464円。

1 項延滞金・加算金及び過料103万7,499円。

2 項預金利子ゼロ円。

3 項雑入522万9,637円。

歳入合計11億7,876万1,000円、11億6,085万1,054円、11億2,886万4,728円、197万3,800円、3,001万2,526円。

次の3、4ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費868万5,000円、735万9,150円、ゼロ円、132万5,850円。

1 項総務管理費493万297円。

2 項徴税費228万9,405円。

3 項運営協議会費13万9,448円。

2 款保険給付費 8 億6,390万8,000円、7 億6,404万9,795円、ゼロ円、9,985万8,205円。

1 項療養諸費 6 億5,459万3,732円。

2 項高額療養費 1 億630万5,013円。

3 項移送費ゼロ円、

4 項出産育児諸費210万1,050円。

5 項葬祭諸費105万円。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億7,577万5,000円、2 億7,463万3,824円、ゼロ円、114万1,176円。

1 項医療費給付費分 1 億8,690万4,675円。

2 項後期高齢者支援金等分6,478万9,148円。

3 項介護納付金分2,294万 1 円。

4 款財政安定化基金拠出金1,000円、120円、ゼロ円、880円。

1 項財政安定化基金拠出金同額でございます。

5 款保健事業費1,461万1,000円、1,231万5,654円、ゼロ円、229万5,346円。

1 項保健事業費338万4,177円。

2 項特定健康診査等事業費893万1,477円。

6 款基金積立金514万8,000円、3,643円、ゼロ円、514万4,357円。

1 項基金積立金同額でございます。

7 款公債費50万円、ゼロ円、ゼロ円、50万円。

1 項公債費同額でございます。

8 款諸支出金973万3,000円、902万9,820円、ゼロ円、70万3,180円。

1 項償還金及び還付加算金同額でございます。

9 款予備費40万円、ゼロ円、ゼロ円、40万円。

1 項予備費同額でございます。

歳出総額11億7,876万1,000円、10億6,739万2,006円、ゼロ円、1 億1,136万8,994円。

歳入歳出差引残額6,147万2,722円。うち基金繰入額ゼロ円。

令和 2 年 9 月 2 日提出、河津町長、岸重宏。

次の25ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書です。

- 1、歳入総額11億2,886万5,000円。
- 2、歳出総額10億6,739万2,000円。
- 3、歳入歳出差引額6,147万3,000円。
- 4、翌年度に繰り越すべき財源はございません。計ゼロ円でございます。
- 5、実質収支額6,147万3,000円。
- 6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上が国民健康保険特別会計の決算でございます。

1枚めくってください。

議案第43号 令和元年度河津町介護保険特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款保険料 2 億2,338万1,000円、2 億2,736万1,890円、2 億2,300万9,550円、116万9,310円、318万3,030円。

1 項介護保険料同額でございます。

2 款手数料 3 万5,000円、5 万7,900円、1 万8,500円、1 万1,500円、2 万7,900円。

1 項手数料同額でございます。

3 款国庫支出金 2 億4,915万3,000円、2 億3,473万8,230円、2 億3,473万8,230円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項国庫負担金 1 億6,462万3,000円。

2 項国庫補助金7,011万5,230円。

4 款支払基金交付金 2 億7,406万8,000円、2 億3,859万3,239円、2 億3,859万3,239円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項支払基金交付金同額でございます。

5 款県支出金 1 億5,078万円、1 億3,421万2,440円、1 億3,421万2,440円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項県負担金 1 億2,852万5,000円。

2 項県補助金568万7,440円。

6 款繰入金 1 億4,941万5,000円、1 億4,941万3,000円、1 億4,941万3,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項一般会計繰入金 1 億4,941万3,000円。

2 項基金繰入金ゼロ円でございます。

7 款諸収入391万8,000円、341万9,527円、341万9,527円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項延滞金加算金及び過料ゼロ円。

2 項預金利子ゼロ円。

3 項雑入341万9,527円。

8 款財産収入1,000円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項財産運用収入同額でございます。

9 款繰越金2,798万6,000円、6,282万6,970円、6,282万6,970円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項繰越金同額でございます。

10 款分担金及び負担金674万8,000円、571万4,824円、571万4,824円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項負担金同額でございます。

歳入合計10億8,548万5,000円、10億5,633万8,020円、10億5,194万6,280円、118万810円、321万930円。

次の3、4ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費1,719万9,000円、1,441万9,254円、ゼロ円、277万9,746円。

1 項総務管理費424万9,642円。

2 項徴収費35万9,392円。

3 項介護認定審査会費981万220円。

2 款保険給付費9億8,640万円、8億6,431万7,592円、ゼロ円、1億2,208万2,408円。

1 項介護サービス等諸費7億9,706万1,217円。

2 項介護予防サービス等諸費1,035万7,571円。

3 項その他諸費57万1,872円。

4 項高額介護サービス等費1,817万8,408円。

5 項高額医療合算介護サービス等費215万8,986円。

6 項特定入所者介護サービス等費3,598万9,538円。

3 款財政安定化基金拠出金1,000円、ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

1 項財政安定化基金拠出金同額でございます。

4 款地域支援事業費4,267万円、3,665万3,182円、ゼロ円、601万6,818円。

1 項介護予防・生活支援サービス事業費1,449万5,214円。

2 項一般介護予防事業費951万5,897円。

3 項包括的支援事業・任意事業費1,260万1,361円。

4 項その他諸費 4万710円。

5 款公債費1,000円、ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

1 項公債費同額でございます。

6 款基金積立金1,051万8,000円、1,051万8,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項基金積立金同額でございます。

7 款諸支出金2,869万6,000円、2,856万5,326円、ゼロ円、13万674円。

1 項繰出金800万5,570円、430円。

2 項償還金及び還付加算金2,055万9,756円。

歳出総額10億8,548万5,000円、9億5,447万3,354円、ゼロ円、1億3,101万1,646円。

歳入歳出差引残額9,747万2,926円。うち基金繰入金ゼロ円でございます。

令和2年9月2日提出、河津町長、岸重宏。

次の29ページをお願いいたします。

介護保険特別会計の実質収支に関する調書です。

1、歳入総額10億5,194万6,000円。

2、歳出総額9億5,447万3,000円。

3、歳入歳出差引額9,747万3,000円。

4、翌年度に繰り越すべき財源はございません。計ゼロ円でございます。

5、実質収支額9,747万3,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上が介護保険特別会計の決算でございます。

1枚めくってください。

議案第44号 令和元年度河津町後期高齢者医療特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料8,590万8,000円、8,201万7,900円、8,164万1,000円、22万7,000円、14万9,900円。

1 項後期高齢者医療保険料同額でございます。

2 款使用料及び手数料 2万2,000円、2万5,000円、1万8,100円、1,200円、5,700円。

1 項手数料同額でございます。

3 款繰入金2,626万5,000円、2,646万4,459円、2,646万4,459円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項一般会計繰入金同額でございます。

4 款諸収入10万8,000円、14万8,900円、14万8,900円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項延滞金及び過料7万5,100円。

2 項償還金及び還付加算金7万3,800円。

3 項預金利子ゼロ円。

5 款繰越金34万4,000円、35万8,900円、35万8,900円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項繰越金同額でございます。

歳入合計1億1,264万7,000円、1億901万5,159円、1億863万1,359円、22万8,200円、15万5,600円。

次の3、4ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金1億1,251万7,000円、1億852万1,259円、ゼロ円、39万5,741円。

1 項後期高齢者医療広域連合納付金同額でございます。

2 款諸支出金13万円、8万4,200円、ゼロ円、4万5,800円。

1 項償還金及び還付加算金6万8,800円。

2 項繰出金1万5,400円。

歳出合計1億1,264万7,000円、1億860万5,459円、ゼロ円、404万1,541円。

歳入歳出差引残額2万5,900円。うち基金繰入額ゼロ円。

令和2年9月2日提出、河津町長、岸重宏。

次の11ページをお願いします。

後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書です。

1、歳入総額1億863万1,000円。

2、歳出総額1億860万5,000円。

3、歳入歳出差引額2万6,000円。

4、翌年度に繰り越すべき財源はございません。計ゼロ円でございます。

5、実質収支額2万6,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上が後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

議案第39号から議案第44号につきましてご説明させていただきました。次のページ以降につきましては、財産に関する調書を提出してございますが、説明は省略させていただきます。後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

まだ、特別会計、水道、温泉ありますけれども、時間も大分経っておりますので、ここで11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第45号からの説明をお願いします。

水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、議案第45号について説明させていただきます。

公営企業の決算書をご覧ください。

議案第45号 令和元年度河津町水道事業会計決算書でございます。

1 ページ目をお願いいたします。

令和元年度河津町水道事業会計決算報告書です。

(1) 収益的収入及び支出。

収入、税込みでございます。単位は円です。

区分、当初予算額、補正予算額、合計、そして決算額の順で読み、説明させていただきます。

第1款水道事業収益 1億9,553万9,000円、ゼロ、1億9,553万9,000円、1億7,682万8,982円。

第1項営業収益 1億7,450万8,000円、ゼロ、1億7,450万8,000円、1億5,326万991円。

第2項営業外収益 2,103万円、ゼロ、2,103万円、2,356万7,991円。

第3項特別利益 1,000円、ゼロ、1,000円、ゼロ。

決算額のうち、仮受消費税1,166万5,302円。

次ページをお願いいたします。

支出でございます。流用増減を加えて説明させていただきます。

第1款水道事業費用1億8,830万3,000円、△311万7,000円、1億8,518万6,000円、1億7,672万6,234円。

第1項営業費用1億7,250万3,000円、△311万7,000円、△8万4,000円の流用減でございます。1億6,930万2,000円、1億6,413万7,994円。

第2項営業外費用1,529万8,000円、ゼロ、8万4,000円の流用増、1,538万2,000円、1,258万2,580円。

第3項特別損失2,000円、ゼロ、2,000円、5,660円。

第4項予備費50万円、ゼロ、50万円、ゼロ。

決算額のうち、仮払消費税550万3,633円。

次ページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出でございます。同様に説明させていただきます。

第1款資本的収入3,192万4,000円、ゼロ、3,192万4,000円、2,979万5,000円。

第1項企業債2,500万円、ゼロ、2,500万円、2,500万円。

第8項他会計補助金692万4,000円、ゼロ、692万4,000円、479万5,000円。

決算額のうち、仮受消費税ゼロ円でございます。

次ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

第1款資本的支出9,494万8,000円、ゼロ、9,494万8,000円、8,581万5,041円。

第1項建設改良費5,741万円、ゼロ、5,741万円、4,827万7,126円。

第2項企業債償還金3,753万8,000円、ゼロ、3,753万8,000円、3,753万7,915円。

決算額のうち、仮払消費税408万3,102円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,602万41円は、消費税及び地方消費税資本的支出収支調整額408万3,102円、過年度分損益勘定留保資金5,193万6,939円で措置した。

令和2年9月2日提出、河津町長、岸重宏。

水道事業は以上でございます。

続いて、温泉事業会計でございます。赤い中敷きをめくっていただいて。

議案第46号 令和元年度河津町温泉事業会計決算書でございます。

それでは、1ページ目をお願いいたします。

令和元年度河津町温泉事業会計決算報告書。

(1)収益的収入及び支出。

収入、税込みでございます。単位は円です。

水道事業同様に、区分、当初予算額、補正予算、合計、そして決算額の順で説明させていただきます。

第1款温泉事業収益1億903万9,000円、ゼロ、1億903万9,000円、1億936万2,887円。

第1項営業収益1億210万1,000円、ゼロ、1億210万1,000円、1億225万8,617円。

第2項営業外収益693万7,000円、ゼロ、693万7,000円、710万4,270円。

第3項特別利益1,000円、ゼロ、1,000円、ゼロ。

決算額のうち、仮受消費税816万2,156円。

次ページをお願いいたします。

支出でございます。流用増減を加えて説明させていただきます。

第1款温泉事業費用1億132万円、61万5,000円、ゼロ、1億193万5,000円、8,702万3,595円。

第1項営業費用9,889万3,000円、61万5,000円、△166万8,000円の流用減でございます。9,784万円、8,367万3,092円。

第2項営業外費用192万6,000円、ゼロ、166万8,000円の流用増、359万4,000円、334万3,700円。

第3項特別損失1,000円、ゼロ、1,000円、6,803円。

第4項予備費50万円、ゼロ、50万円、ゼロ。

決算額のうち、仮払消費税440万5,313円。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。同様に説明させていただきます。

第1款資本的収入97万2,000円、ゼロ、97万2,000円、ゼロ。

第9項温泉加入金97万2,000円、ゼロ、97万2,000円、ゼロ。

次ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

第1款資本的支出534万5,000円、ゼロ、534万5,000円、479万9,300円。

第1項建設改良費534万5,000円、ゼロ、534万5,000円、479万9,300円。

決算額のうち、仮払消費税41万2,345円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額479万9,300円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額41万2,345円、過年度分損益勘定留保資金438万6,955円で措置した。

令和2年9月2日提出、河津町長、岸重宏。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

あらかじめ申し添えておきますが、本8議案は、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その特別委員会に付託する予定でございます。なお、質疑は議事進行上、議案番号順に、また、歳入歳出ともに款の順においてお願いいたします。

議案第39号 令和元年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第40号 令和元年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第41号 令和元年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第42号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 6番、塩田です。

すごく単純な質問で大変申し訳ないんですが、財産収入のところ、財産運用収入が小さなお金ですけども3,643円とございます。これは多分、基金の利息と利子ということなんだろうと思うんですが、そのほかにもいろいろ財産があって預貯金があると思うんですが、介護のほうとかにはそれなりの準備金というのがあるはずなんですけれども、そちらには財産運用収入としての利息、利子というのが載ってこないんですけれども、その辺の統一性と何というんですか、なぜほかの預貯金には利子が載って来て、この公の決算書には載ってこないのか。その辺の説明をお願いします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 基金の運用につきましては、適正な運用ということで、今現在、町のほうでは定期貯金にして運用してございます。その解約時期というものがあまして、その時期によりましてたまたま今回、介護保険のほうは解約時期によりまして、この決算期間には載ってこなかったというようなことで、一応、解約時期によって次年度の決算時期に上乘せして載ってくるというような状況であるということで、会計室のほうから説明を受けております。

○6番（塩田正治君） 理解しました。

ありがとうございます。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） なければ次に進めます。

議案第43号 令和元年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第44号 令和元年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第45号 令和元年度河津町水道事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第46号 令和元年度河津町温泉事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

お諮りします。

これをもって質疑を打切り、ただいま議題となっております議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号の8議案を、会議規則第39条第1項の規定により議員全員で構成する決算審査特別委員会へ付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第46号までの8議案については、決算審査特別委員会へ付託することに決しました。

決算審査特別委員会の委員長を副議長にお願いをしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

副議長は決算審査特別委員長をお願いしたいと思います。

委員長は、14日の本会議までに審査報告書を議長に提出されるようお願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長（土屋 貴君） 本日はこれをもって終了しました。

ただいまより14日午後1時まで休会とし、特別委員会での決算審査をお願いします。

14日は午後1時から議会を再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午前11時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 4 日

9 月 14 日（月曜日）

令和2年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第4号)

令和2年9月14日(月曜日)午後1時開議

- 日程第 1 議案第39号 令和元年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第40号 令和元年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第41号 令和元年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議案第42号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第43号 令和元年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第44号 令和元年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第45号 令和元年度河津町水道事業会計決算認定について
議案第46号 令和元年度河津町温泉事業会計決算認定について
- 日程第 2 発議第 1号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 発議第 2号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出」について
- 日程第 4 発議第 3号 「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のために「森林(もり)づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書の提出について
- 日程第 5 議員派遣の件
- 日程第 6 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件
- 追加日程第 1 同意第 2号 固定資産評価員の選任について
- 追加日程第 2 議長辞職について
- 追加日程第 3 選挙第 1号 議長選挙について
- 追加日程第 4 選挙第 2号 副議長選挙について
- 追加日程第 5 議案第47号 監査委員の選任について
- 追加日程第 6 常任委員の選任について

- 追加日程第 7 議会運営委員の選任について
 追加日程第 8 議会広報編集特別委員会委員の選任について
 追加日程第 9 選挙第 3号 伊豆斎場組合議会議員選挙について
 追加日程第 10 選挙第 4号 下田地区消防組合議会議員選挙について
 追加日程第 11 選挙第 5号 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員選挙について

出席議員（11名）

1番	大川良樹君	2番	桑原猛君
3番	渡邊昌昭君	4番	遠藤嘉規君
5番	上村和正君	6番	塩田正治君
7番	仲里司君	8番	土屋貴君
9番	渡邊弘君	10番	稲葉静君
11番	宮崎啓次君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	後藤幹樹君
企画調整課長	木村吉弘君	町民生活課長	土屋典子君
健康福祉課長	稲葉吉一君	産業振興課長	村串信二君
建設課長	山本博雄君	水道温泉課長	中村邦彦君
教育委員会 事務局長	川尻一仁君	会計管理者 兼会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局長 飯田吉光 書記 大川知寛

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告します。

◎議案第39号～議案第46号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第1、議案第39号 令和元年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第40号 令和元年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第41号 令和元年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第42号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第43号 令和元年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第44号 令和元年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第45号 令和元年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第46号 令和元年度河津町温泉事業会計決算認定についてを議題とします。

本8議案につきましては、去る7日に議員全員で構成する決算審査特別委員会に付託してあります。また、これに関して、委員長より審査報告書が提出されております。これより本案についての委員長の審査報告を求めます。

審査委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 上村和正君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（上村和正君） それでは、朗読をもって説明とさせていただきます。

令和2年9月14日、河津町議会議長、土屋貴様。

河津町議会決算審査特別委員会委員長、上村和正。

令和元年度決算審査特別委員会審査報告書。

1、議案第39号 令和元年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について

1、議案第40号 令和元年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第41号 令和元年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第42号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第43号 令和元年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第44号 令和元年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第45号 令和元年度河津町水道事業会計決算認定について

1、議案第46号 令和元年度河津町温泉事業会計決算認定について

本委員会に付託の上記8議案は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

続きまして、付帯意見がございます。

令和2年9月14日、令和元年度決算審査特別委員会付帯意見書。

河津町議会決算審査特別委員会委員長、上村和正。

意見。

1、経済対策の観点から、町内需要の促進に努められたい。

2、多様化する業務の効率化を考え、ICTの活用と業務の外部委託等を図り、職員の資質向上を積極的に取り組み、町民の負託に答える組織作りを進められたい。

口頭意見がございます。

1、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が懸念される状況にあり、町民の健康対策にも万全を期するため、インフルエンザ予防接種補助等の追加支援をされたい。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 委員長の審査報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質問はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより議案第39号 令和元年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第39号 令和元年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第40号 令和元年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第40号 令和元年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第41号 令和元年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての討

論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第41号 令和元年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第42号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第42号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第43号 令和元年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第43号 令和元年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第44号 令和元年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第44号 令和元年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第45号 令和元年度河津町水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第45号 令和元年度河津町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第46号 令和元年度河津町温泉事業会計決算認定についての討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第46号 令和元年度河津町温泉事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第2、発議第1号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例
についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤議員。

〔4番 遠藤嘉規君登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） 4番、遠藤嘉規です。

朗読をもって説明と代えさせていただきます。

発議第1号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び河津町議会会議規則（昭和63年河津町議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

令和2年9月14日。

河津町議会議長、土屋貴様。

提出者、河津町議会議員、遠藤嘉規。

賛成者、河津町議会議員、上村和正、同じく塩田正治、同じく大川良樹、同じく仲里司、同じく渡邊昌昭、同じく宮崎啓次、同じく桑原猛、同じく稲葉静、同じく渡邊弘。

条例第 号。

河津町議会委員会条例の一部を改正する条例。

河津町議会委員会条例（昭和63年河津町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

第13条の2、新型インフルエンザ対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限り、委員会の開催場所へ参集が困難と判断される場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用した委員会（以下「オンラインを活用した委員会」という。）を開催することができる。

2、前項の場合において、委員は、オンラインを活用した委員会にオンラインにより参加を希望するときは、委員長に申請し、委員長の許可を得なければならない。

3、オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第14条に次の1項を加える。

2、前条第2項の規定による委員長の許可を得て委員会に参加した委員は、前項の出席委員とする。

第15条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2、オンラインを活用した委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提出理由です。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点から委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法を活用した委員会を開催することに関し必要な事項を定めるため、委員会条例の一部を改正する必要があるためこの案を提出します。

3ページ目に新旧対照表がございます。ご一読ください。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第1号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第3、発議第2号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出」についてを議題とします。

提出者からの説明を求めます。

4番、遠藤嘉規議員。

〔4番 遠藤嘉規君登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） 4番、遠藤嘉規です。

朗読をもって説明と代えさせていただきます。

発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年9月14日提出。

河津町議会議長、土屋貴様。

提出者、河津町議会議員、遠藤嘉規。

賛同者、河津町議会議員、宮崎啓次、同じく渡邊弘、同じく稲葉静、同じく仲里司、同じく塩田正治、同じく上村和正、同じく渡邊昌昭、同じく桑原猛、同じく大川良樹。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる項目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直

しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月 日。

衆議院議長殿。

静岡県賀茂郡河津町議会議長。

2ページに意見書の送付先がございます。

宛先です。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第2号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出」についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり関係行政庁に提出することに決定をしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第4、発議第3号 「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のために「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者からの説明を求めます。

塩田議員。

〔6番 塩田正治君登壇〕

○6番（塩田正治君） 第二常任委員長の塩田でございます。

本案の説明は、朗読をもってさせていただきます。

発議第3号 「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のために「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のために「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年9月14日提出。

河津町議会議長、土屋貴様。

提出者、河津町議会議員、塩田正治。

賛同者の略称は省略させていただきます。

渡邊昌昭、桑原猛、大川良樹、渡邊弘、稲葉静、宮崎啓次、仲里司、遠藤嘉規、上村和正。

続きまして、内容について説明させていただきます。

令和2年9月。

静岡県知事、川勝平太様。

河津町議会議長、土屋貴。

「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のために「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書。

記

日頃、賀茂地域の森林整備について温かい御理解と御支援を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

平成18年度から実施している「森の力再生事業」は、現在、第2期の10年計画に基づき整

備を進めておりますが、財源である「森林（もり）づくり県民税」の課税期間が今年度末に終了することから、県当局において今後の対応を検討されていると伺っております。

賀茂地域では、これまで14年間で1,309 h a の森林整備を行ってまいりました。

当河津町でも163 h a の森林整備を行うことが出来ました。この事業は他の補助制度と異なり、小面積から整備可能であることから小面積の森林所有者が多い賀茂地域では、非常に有効な整備手法であります。

しかし、今日、山に入ってみると、急傾斜地で手が入っていない人工林や放置された竹林など荒廃した森林がまだまだ多く残っております。近年の多発する集中豪雨等による山腹崩壊の危険性が高まる中、荒廃森林を再生し、水源涵養や土砂崩壊防止機能などの森の力を回復させるこの事業の必要性を日増しに強く感じております。

よって県当局におきましては、「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のために「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長を実現して下さるように強く要望いたします。以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第3号 「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のために「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり関係行政庁に提出することに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（土屋 貴君） 日程第5、議員派遣の件を議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（土屋 貴君） 日程第6、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査することに決定をいたしました。

暫時休憩とします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時38分

○議長（土屋 貴君） 休会を解き、会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（土屋 貴君） 先ほど、町長から、同意第2号 固定資産評価員の選任についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにします。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 追加日程第1、同意第2号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、追加議案として同意案件でございますが、お手元の資料に沿って説明いたします。

同意第2号 固定資産評価員の選任について。

下記の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条

第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住所、河津町浜146番地の4。

氏名、土屋典子。

昭和41年2月14日生まれ。

令和2年9月14日提出。

河津町長、岸重宏。

この同意案件につきましては、人事異動によりまして、町民生活課長について、前任者に替わり新たに固定資産評価員の選任の同意をお願いするものでございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（土屋 貴君） 質疑をする前に、この議場に町民生活課長の土屋典子君がおりますので、退席をお願いしたいと思います。

〔町民生活課長 土屋典子君退席〕

○議長（土屋 貴君） これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第2号 固定資産評価員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

町民生活課長の入場をお願いします。

〔町民生活課長 土屋典子君入場〕

○議長（土屋 貴君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時45分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで議長職を副議長に交代をいたします。

◎日程の追加

○副議長（上村和正君） 議長、土屋貴議員より、議長辞職の願いが提出されましたので、私が議長の職を務めさせていただきます。よろしくご協力のほどをお願いいたします。

お諮りします。

議長職辞職についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（上村和正君） 異議なしと認めます。

議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

◎議長辞職について

○副議長（上村和正君） 追加日程第2、議長辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、土屋貴議員の退場を求めます。

〔議長 土屋 貴君退場〕

○副議長（上村和正君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時46分

○副議長（上村和正君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

土屋貴議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（上村和正君） 異議なしと認めます。

よって、土屋貴議員の議長辞職を許可することに決定しました。

本件において退場しておりました土屋貴議員の出席を求めます。

〔議長 土屋 貴君入場〕

○副議長（上村和正君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時47分

○副議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま、前議長の土屋貴議員より特に発言の申出がありましたので、許可いたします。

○8番（土屋 貴君） 議長の許可をいただきましたので、一言ここで皆さん方にお礼の挨拶をさせていただきたいなど、かように思います。

議長に就任させていただいて2年ちょうどたちました。この2年間の間、皆さん方には一方ならぬご協力を賜り、河津町の議会も新しいものが少しずつ進んできたのかなど。一つには各委員会で視察に行ったり、あるいは議会全員で普代村のほうへ行ってきたりとか、いろんな物事が少しずつですけれども前に進めてこられたのかなということを私なりに思っております。これらのこともひとえに皆さん方のご協力のおかげというふうに認識をしておりますし、また、新しい議長が選出されましたときには、私以上に協力をして、河津町の議会の伝統である議論をしていろいろするけれども、みんな仲よく一致協力してやっていくと、そ

ういう伝統が守れますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますがお礼の挨拶にしたいと思います。

本当に2年間、皆さん方にはお世話になりました。ありがとうございました。

○副議長（上村和正君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時51分

○副議長（上村和正君） 引き続き会議を再開します。

◎日程の追加

○副議長（上村和正君） ただいま、議長が欠けております。

お諮りします。

この際、議長選挙を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎選挙第1号

○副議長（上村和正君） 追加日程第3、選挙第1号 議長選挙を行います。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時52分

○副議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長選挙は、投票により行います。

ただいまより議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（上村和正君） ただいまの出席議員は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、渡邊昌昭議員及び4番、遠藤嘉規議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（上村和正君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（上村和正君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（上村和正君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

〔事務局長点呼・投票〕

○副議長（上村和正君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（上村和正君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わりました。

次に、開票を行います。

渡邊昌昭議員及び遠藤嘉規議員、立会いを願います。

〔開票〕

○副議長（上村和正君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

上村和正 7票

渡邊 弘議員 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、私、上村和正が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（上村和正君） まずもって、誠にありがとうございました。

会議中でございますので、着座にて挨拶させていただきます。

ただいま、河津町議会議長にご選任いただきました上村でございます。

伝統ある河津町議会の議長である大任を仰せつかり、身に余る光栄と感謝の気持ちとともに、議決機関である議会の長の責任は極めて重大であり、身の引き締まる思いでございます。

河津町議会におきましても、行政としっかりとした議論を重ね、町民の皆様の施策を実施していくことが明日の地方自治の発展につながるものと確信しております。

依然として厳しい財政状況ではございますが、活力と魅力にあふれ、安全で住みやすいまちづくりを進めていくことが町民の皆様の一一致した願いであるとの認識に立ち、その負託に応えるべく、皆様と共に頑張っていく所存でございます。

また、一昨年9月より副議長に就任させて以来、本日、この場で無事退任のご挨拶ができますことを、これもひとえに土屋貴前議長の温かいご指導はもとより、皆様のご協力のおかげと深く感謝しております。

どうぞ、今後とも執行部の皆様、そして議員の皆様方の温かいご支援並びにご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（上村和正君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時07分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長をこれから務めさせていただきます。何分不慣れですので、皆様方のご協力をどうぞ
よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時07分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程の追加

○議長（上村和正君） ただいま、副議長が欠けております。

お諮りします。

この際、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思いま
す。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決
定しました。

◎選挙第2号

○議長（上村和正君） 追加日程第4、選挙第2号 副議長選挙を行います。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時08分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

副議長選挙は、投票により行います。

ただいまより議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（上村和正君） ただいまの出席議員は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、塩田正治議員及び7番、仲里司議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（上村和正君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（上村和正君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔事務局長点呼・投票〕

○議長（上村和正君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わりました。

次に、開票を行います。

6番、塩田正治議員及び7番、仲里司議員、立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（上村和正君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

遠藤嘉規議員 7票

仲里司議員 3票

渡邊弘議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、遠藤嘉規議員が副議長に当選しました。

ただいま副議長に当選されました遠藤嘉規議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による告知をします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（上村和正君） 暫時休憩とします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時22分

○議長（上村和正君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

副議長、挨拶をお願いします。

遠藤副議長。

〔副議長 遠藤嘉規君登壇〕

○副議長（遠藤嘉規君） ただいま、皆様のご推挙により、河津町議会副議長に就任させていただくことになりました遠藤嘉規でございます。

副議長の大任を仰せつかり、重責を痛感し、身の引き締まる思いです。

今後は、上村議長を支えるべく、誠心誠意努めてまいります。

議会運営にあっては、行政と両輪となり、町民に分かりやすい開かれた議会を目指すとともに、町民に信頼される公正かつ円滑な議会運営に努める決意であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

現在、当町においては、岸町長の下、オール河津のまちづくりを進めているさなかではございますが、昨今の新型コロナウイルスの世界的蔓延により、当町においても経済的、社会的、多くのダメージがございます。なかなか出口の見えない状況ではございますが、希望を持って、明るい豊かな河津町を目指して、上村議長と共に全力を尽くしてまいります。

議員の皆様、そして岸町長をはじめとする執行機関の皆様にご支援、ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（上村和正君）　ここで、先ほど町長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

町長。

○町長（岸 重宏君）　高いところからでございますが、ただいまの議会議長並びに副議長の改選に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

このたびの9月定例議会におきまして、上程しました全ての議案を原案のとおりご承認いただきましてありがとうございます。また先ほどは、決算認定におきましてはご認定いただき、また、ご意見をいただきまして、今後の行政運営に努めさせていただきたいと思っております。

また、このたび、土屋貴前議長、上村和正前副議長におかれましては、2年間の長きにわたりまして町政の運営にご協力いただきまして、大変感謝を申し上げます。特に私の政治姿勢であります、オール河津の行政目指して、幾度となく説明会の開催などお願いをして、ご理解、ご協力をいただいたところでございます。

どうか、今後とも上村新議長、遠藤副議長にも変わらぬご支援とご協力をお願いしまして、また、前議長、前副議長にも改めて感謝申し上げ、私のご挨拶と申し上げます。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

なお、続いて私から、監査委員の選任についてお願いがございます。

先ほど、2年間議会選出の監査委員を務めていただきました仲議員より、辞職のお願いが出されましたので、町として受理をさせていただきました。

仲議員には、2年間、監査委員として公正中立の立場で監査いただき、ありがとうございます。

ました。お礼申し上げます。

については、議会選出の監査委員として、議会の推薦をお願いしたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（上村和正君） 2時40分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時40分

○議長（上村和正君） 会議を再開いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時42分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程の追加

○議長（上村和正君） ただいま、町長から議案第47号 監査委員の選任についてが提案されました。

これを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることにしたいと思います。

追加日程第5、議案第47号 監査委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第5、議案第47号 監査委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 追加日程第5、議案第47号 監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により選任された土屋貴議員の退場を求めます。

〔8番 土屋 貴議員退場〕

○議長（上村和正君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時43分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第47号 監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、河津町笹原48番地の6。

氏名、土屋貴。

昭和23年6月28日生まれ。

令和2年9月14日提出。

河津町長、岸重宏。

土屋貴氏につきましては、議会選出の監査委員として選任につき同意を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なき模様です。

以上で討論を終結します。

これより議案第47号 監査委員の選任についてを採決します。

本案は原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意することに決定しました。

ただいま退場中の土屋貴議員の入場を認めます。

〔8番 土屋 貴議員入場〕

○議長（上村和正君） この後、議会人事を行いますので、町長以下関係職員につきましては議会人事が終了するまでの間、退場を願います。

〔町長以下関係職員退場〕

○議長（上村和正君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 4時12分

○議長（上村和正君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（上村和正君） これからの日程については、常任委員、議会運営委員の選任、議会広

報編集委員の選任、一部事務組合議員の選挙を実施するものです。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

追加日程第6、常任委員の選任について、追加日程第7、議会運営委員の選任について、追加日程第8、議会広報編集特別委員会委員の選任について、追加日程第9、伊豆斎場組合議会議員選挙について、追加日程第10、下田地区消防組合議会議員選挙について、追加日程第11、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員選挙についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第6、常任委員の選任について、追加日程第7、議会運営委員の選任について、追加日程第8、議会広報編集特別委員会委員の選任について、追加日程第9、伊豆斎場組合議会議員選挙について、追加日程第10、下田地区消防組合議会議員選挙について、追加日程第11、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員選挙についてを日程に追加して、直ちに議題とすることに決定しました。

◎常任委員の選任について

○議長（上村和正君） 追加日程第6、常任委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、常任委員会委員の任期満了に伴うもので、河津町議会委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、議長より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

第1常任委員に大川良樹議員、桑原猛議員、上村和正、土屋貴議員、渡邊弘議員、稲葉静議員を、第2常任委員に渡邊昌昭議員、遠藤嘉規議員、塩田正治議員、仲里司議員、宮崎啓次議員を指名します。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員は、第1常任委員に大川良樹議員、桑原猛議員、上村和正、土屋貴議員、渡邊弘議員、稲葉静議員、第2常任委員に渡邊昌昭議員、遠藤嘉規議員、塩田正治議員、仲里司議員、宮崎啓次議員を選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 4時16分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま各常任委員会が開催され、委員長、副委員長の選任がされましたので報告します。

第1常任委員会委員長、大川良樹議員、副委員長、桑原猛議員。

第2常任委員会委員長、渡邊昌昭議員、副委員長、塩田正治議員。

以上でございます。

◎議会運営委員の選任について

○議長（上村和正君） 追加日程第7、議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、議会運営委員会委員の任期満了に伴うもので、河津町議会委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、議長より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

議会運営委員に、大川良樹議員、桑原猛議員、渡邊昌昭議員、遠藤嘉規議員、塩田正治議員を指名します。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、大川良樹議員、桑原猛議員、渡邊昌昭議員、遠藤嘉規議員、塩田正治議員を選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時18分

再開 午後 4時18分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会が開催され、委員長、副委員長が選任されましたので、報告します。

議会運営委員長、遠藤嘉規議員、副委員長、渡邊昌昭議員が選任されました。

以上でございます。

◎議会広報編集特別委員会委員の選任について

○議長（上村和正君） 追加日程第8、議会広報編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、議会広報編集特別委員会委員の任期満了に伴うもので、河津町議会広報の発行に関する規定第3条第3項の規定により、議長より指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

議会広報編集特別委員会委員に大川良樹議員、桑原猛議員、渡邊昌昭議員、遠藤嘉規議員、塩田正治議員を指名します。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議会広報編集特別委員会委員は大川良樹議員、桑原猛議員、渡邊昌昭議員、遠藤

嘉規議員、塩田正治議員を選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時19分

再開 午後 4時19分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま議会広報編集委員会が開催され、委員長、副委員長の選任がされましたので報告します。

議会広報編集委員長、塩田正治議員、副委員長、桑原猛議員が選任されました。

以上でございます。

◎選挙第3号

○議長（上村和正君） 続きまして、追加日程第9、選挙第3号 伊豆斎場組合議会議員選挙についてを議題とし、組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

本件は、組合議員辞職に伴い選挙を行うものです。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選に決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

伊豆斎場組合議会議員に、土屋貴議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました土屋貴議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました土屋貴議員が伊豆斎場組合議会議員に当選されました。

伊豆斎場組合議会議員に当選されました土屋貴議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をします。

◎選挙第4号

○議長（上村和正君） 追加日程第10、選挙第4号 下田地区消防組合議会議員選挙についてを議題とし、組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

本件は、組合議員辞職に伴い選挙を行うものです。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選に決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

下田地区消防組合議会議員に、仲里司議員、宮崎啓次議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました仲里司議員、宮崎啓次議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました仲里司議員、宮崎啓次議員が下田地区消防組合議会議員に当選されました。

下田地区消防組合議会議員に当選されました仲里司議員、宮崎啓次議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をします。

◎選挙第5号

○議長（上村和正君） 追加日程第11、選挙第5号 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員選挙についてを議題とし、組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

本件は、組合議員辞職に伴い選挙を行うものです。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に、桑原猛議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました桑原猛議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました桑原猛議員が一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に当選されました。

桑原猛議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をします。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時26分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎閉会の宣告

○議長（上村和正君） お諮りします。

本定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日これをもって令和2年河津町議会第3回定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年河津町議会第3回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

前 議 長

前 副 議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和2年第3回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
報告第2号	令和元年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について	2. 9. 3	
報告第3号	令和元年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について	〃	
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて (河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)	〃	承認
承認第9号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度河津町一般会計補正予算(第4号))	〃	〃
議案第30号	河津町経済変動対策貸付資金利子補給基金条例の制定について	〃	原案可決
議案第31号	河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第32号	河津町温泉事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第33号	河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第34号	河津町情報通信施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第35号	令和2年度河津町一般会計補正予算(第5号)	〃	〃
議案第36号	令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第37号	令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算(第2号)	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第38号	令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	2. 9. 3	原案可決
議案第39号	令和元年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について	2. 9. 14	認 定
議案第40号	令和元年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第41号	令和元年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第42号	令和元年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第43号	令和元年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第44号	令和元年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第45号	令和元年度河津町水道事業会計決算認定について	〃	〃
議案第46号	令和元年度河津町温泉事業会計決算認定について	〃	〃
発議第1号	河津町議会委員会条例の一部を改正する条例について	〃	原案可決
発議第2号	「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出」について	〃	採 択
発議第3号	「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のために「森林(もり)づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書の提出について	〃	〃
	議員派遣の件	〃	決 定

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
	委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	〃	〃
同意第 2号	固定資産評価員の選任について	〃	同意 土屋典子
	議長辞職について	〃	許可
選挙第 1号	議長選挙について	〃	選 上村和正
選挙第 2号	副議長選挙について	〃	選 遠藤嘉規
議案第 47号	監査委員の選任について	〃	同意 土屋貴
	常任委員の選任について	〃	選 任
	議会運営委員の選任について	〃	選 任
	議会広報編集特別委員会委員の選任について	〃	選 任
選挙第 3号	伊豆斎場組合議会議員選挙について	〃	選 土屋貴
選挙第 4号	下田地区消防組合議会議員選挙について	〃	選 仲里司次 宮崎啓
選挙第 5号	一部事務組合下田メディカルセンター議会議員選挙について	〃	選 桑原猛